

平成 26 年度

守口市公共施設等総合管理計画

— 基本方針編 —



企画財政部財産活用課

目次

第1章 守口市公共施設等総合管理計画の策定	
1-1 背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	3
1-4 対象範囲	4
第2章 本市の現状と課題	
2-1 人口	5
(1) 人口推移	5
(2) 将来人口推計	6
2-2 財政状況	7
(1) 歳入・歳出	7
(2) 投資的経費の推移	11
(3) 財政の見通し	13
2-3 公共建築物の現状	15
(1) 施設別保有状況	15
(2) 築年別整備状況	17
(3) 施設の耐震化	18
2-4 インフラ資産の現状	19
(1) インフラ資産別保有状況	19
(2) 築年別整備状況	28
2-5 公共施設等の修繕・更新費の将来見通し	36
(1) 試算条件	36
(2) 将来見通し	37
2-6 他都市との比較	47
(1) 人口・市域面積	47
(2) 公共建築物延床面積	48

第3章 公共施設等マネジメント方針	
3-1 対象施設	49
3-2 基本方針	50
3-3 実施方針	51
3-4 類型別施設状況	53
(1) 公共建築物	53
(2) インフラ資産	71
第4章 計画の推進	
4-1 計画の進行管理・マネジメント	79
(1) PDCAサイクルに基づくマネジメントの推進	79
(2) 推進体制	80
(3) 進行管理のスケジュール	81

※本計画の策定にあたっては、平成26年4月1日現在の施設状況を基にしている。

第1章

守口市公共施設等総合管理計画の策定

1-1 背景と目的

本市は大都市隣接の立地条件から人口が急増したことに伴い、昭和40年代中頃から昭和50年代の初め（1970年代）にかけて「教育施設」「公営住宅」などの公共建築物や「道路」「上下水道」などのインフラ資産といった多くの公共施設を整備してきた。

現在、人口減少や少子高齢化が進み、社会の構造や市民ニーズが大きく変化する中、現在の施設の更新という方向性のみでは対応ができない状況にあり、公共サービスのあり方を見直す必要性に迫られている。また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化しており、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると予測される。

一方、財政面を見ると、平成19年度（2007年度）の危機的な財政状況乗り越えたものの、人口減少等による市税収入の伸び悩み、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大など、財政構造は硬直した状態で、財政状況は引き続き厳しいものと予想される。

さらに、このような状況は、本市が目指す将来都市像「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」の実現に大きく影響を及ぼすことが懸念される。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な都市経営を行いながら将来都市像を実現するために、個々の公共施設を単に管理していくのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、まちづくりの視点を含めて効果的かつ効率的に活用・運用していく「資産経営」が必要となる。

このため、本市では、将来の市民ニーズを見据えた施設サービス・公共施設のあり方を見直し、計画的かつ効率的な公共施設の整備や維持管理による施設の長寿命化、公共施設の利活用促進や適正配置、統廃合を進めることで将来の財政負担を軽減し、都市経営の健全化を維持するため、今後の取り組みの方向性を示す公共施設等総合管理計画（基本方針編）を、平成26年度（2014年度）に策定する。

1-2 計画の位置づけ

本市は、平成 23 年（2011 年）3 月に「第五次守口市総合基本計画」を策定し、将来都市像「育つ・にぎわう・響きあう・人と心が集うまち 守口」を定め、新しい施策の展開を進めている。また、「守口市耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）」「守口市立小・中学校耐震化推進計画（平成 20 年 3 月）」「守口市学校規模等適正化基本方針（平成 24 年 3 月）」「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画（平成 26 年 3 月）」など公共建築物に関する分野計画及び、「守口市下水道長寿命化計画（平成 24 年 3 月）」「守口市橋梁長寿命化修繕計画（平成 25 年 3 月）」「守口市公園施設長寿命化計画（平成 26 年 3 月）」などインフラ資産に関する分野計画を策定し、公共施設の運営・維持管理の取り組みを進めているところである。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年（2013 年）11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成 26 年（2014 年）4 月に総務省より「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において、「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされている。

このような経緯を踏まえ、本市において、「公共施設等総合管理計画」を策定することになった。本計画は、最上位計画である「第五次守口市総合基本計画」と整合を図り、公共建築物及びインフラ資産等の各分野計画と連携・包括した計画とする。

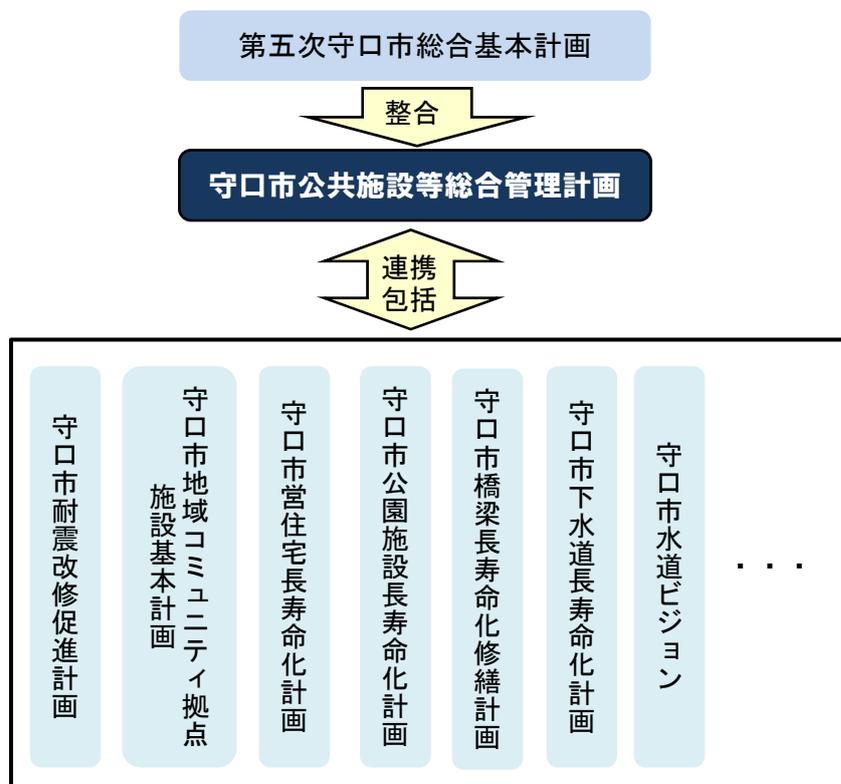


図 1-1 「守口市公共施設等総合管理計画」の位置づけ

1-3 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が必要であることから平成 26 年度 (2014 年度) から平成 55 年度 (2043 年度) までの 30 年間の将来推計に基づき策定するものとする。

計画期間については、平成 26 年度 (2014 年度) から平成 55 年度 (2043 年度) までの 30 年間の計画期間とし、平成 26 年度 (2014 年度) から平成 35 年度 (2023 年度) までの 10 年間の第 1 期計画として、以後、10 年期間ごとに見直しを行うローリング計画とする。

第 2 期計画以降は、計画に基づいて、分野別アクションプログラムを策定し、計画を推進する。

計画のローリングについては、10 年期間ごとに見直しを基本とするが、経済環境や社会保障、制度の変更など試算の前提条件に変更が生じた場合は、適宜見直しを行うものとする。

なお、本計画は、基本方針編、施設別方針編、計画推進編の 3 編構成で、平成 26 年度 (2014 年度) は基本方針編、平成 27 年度 (2015 年度) は施設別方針編、平成 28 年度 (2016 年度) は計画推進編を策定し、3 年間で計画の熟度を高めるものとする。

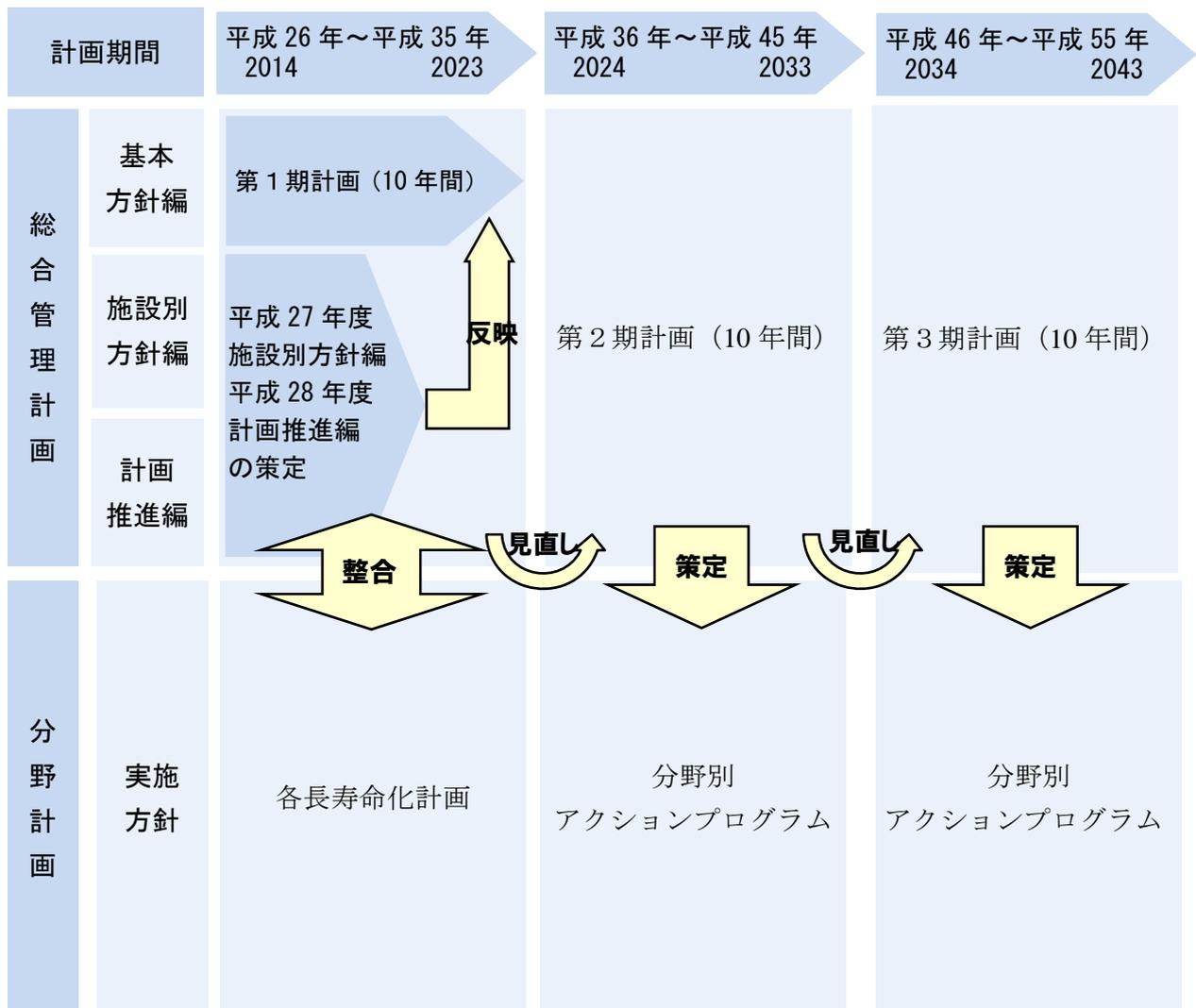


図 1-2 計画の位置づけと計画期間

1-4 対象範囲

本市の所有する財産のうち、全ての公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）及び当該施設が立地する土地を対象とする。

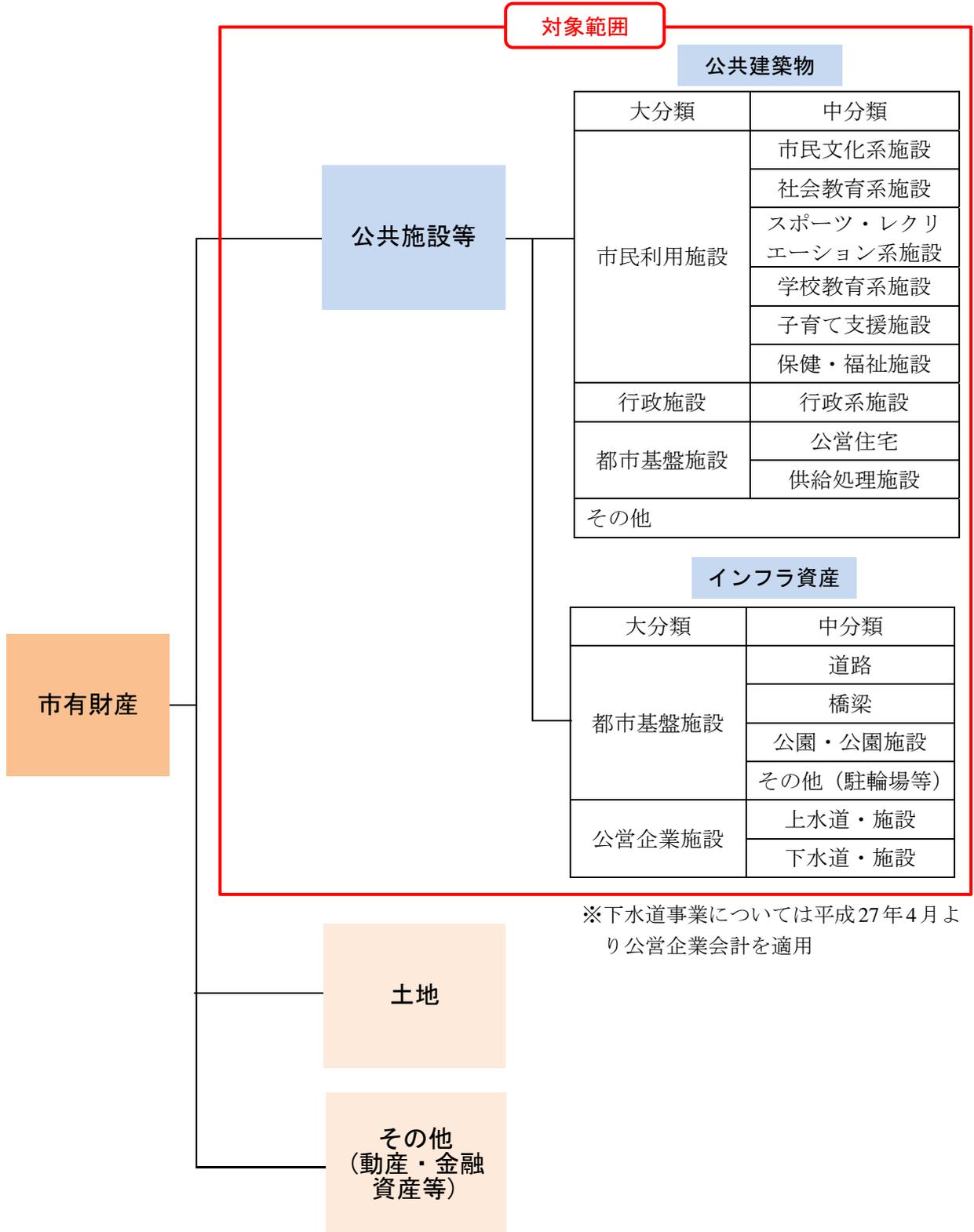


図 1-3 本計画の対象範囲

第2章

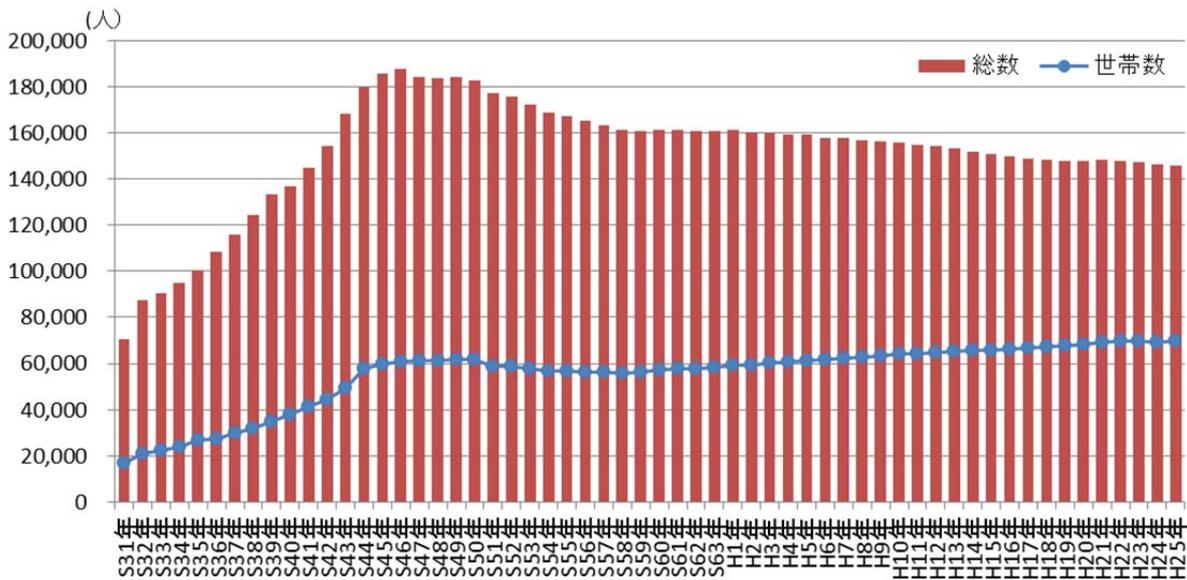
本市の現状と課題

2-1 人口

(1)人口推移

本市の総人口は、昭和46年（1971年）の約18.8万人をピークに減少し、昭和58年（1983年）頃から約16万人で横ばい傾向となり、平成3年（1991年）には16万人、平成16年（2004年）には15万人を切り、平成25年（2013年）は約14.6万人とピーク時より約4万人減少している。

一方、世帯数は、人口の減少と反対に、昭和58年（1983年）から増加傾向となっている。



出典：守口市統計書（平成25年版）

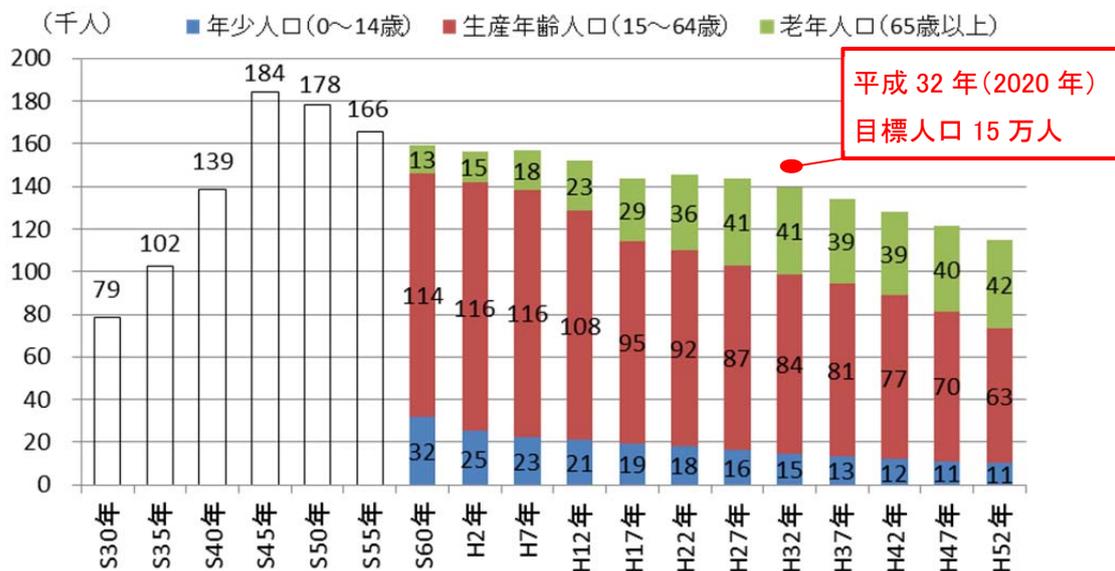
図2-1 人口及び世帯数の推移

(2) 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の将来人口は減少傾向にあり、平成 52 年（2040 年）には、約 11.6 万人まで減少すると予測されている。

将来人口の年齢構成をみると、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）が減少し、老年人口（65 歳以上）が増加するという状況になっている。この生産年齢人口、年少人口の減少は、市の将来像に大きな影響を及ぼしていくことが考えられる。

なお、本市は、「第五次守口市総合基本計画（平成 23 年 3 月）」において、平成 32 年（2020 年）における目標人口を 15 万人と定め、教育環境の整備や子育ての支援の充実、地域経済の活性化、安全・安心で快適な住環境の整備など、住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりに取り組み、次代を担う若い世代の定住・転入を促すとともに、今後も増加が見込まれる高齢者にとっても暮らしやすいまちをめざしている。



出典：昭和 30 年～平成 22 年（1955 年～2010 年）までは国勢調査（実績値）
平成 27 年（2015 年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

図 2-2 将来人口の推計

2-2 財政状況

(1) 歳入・歳出

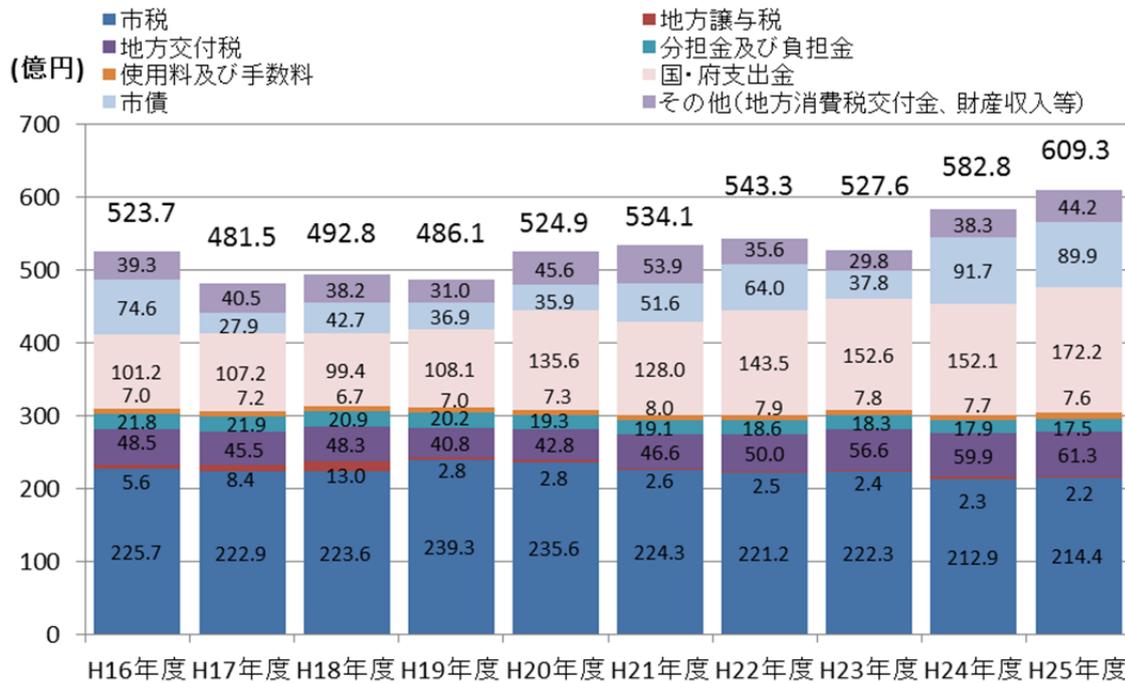
1) 一般会計

本市の財政規模（一般会計）は、この10年間で480億円～610億円程度で推移している。

歳入を見てみると、市税収入がやや減少傾向、国・府支出金、市債は、増加傾向となっている。

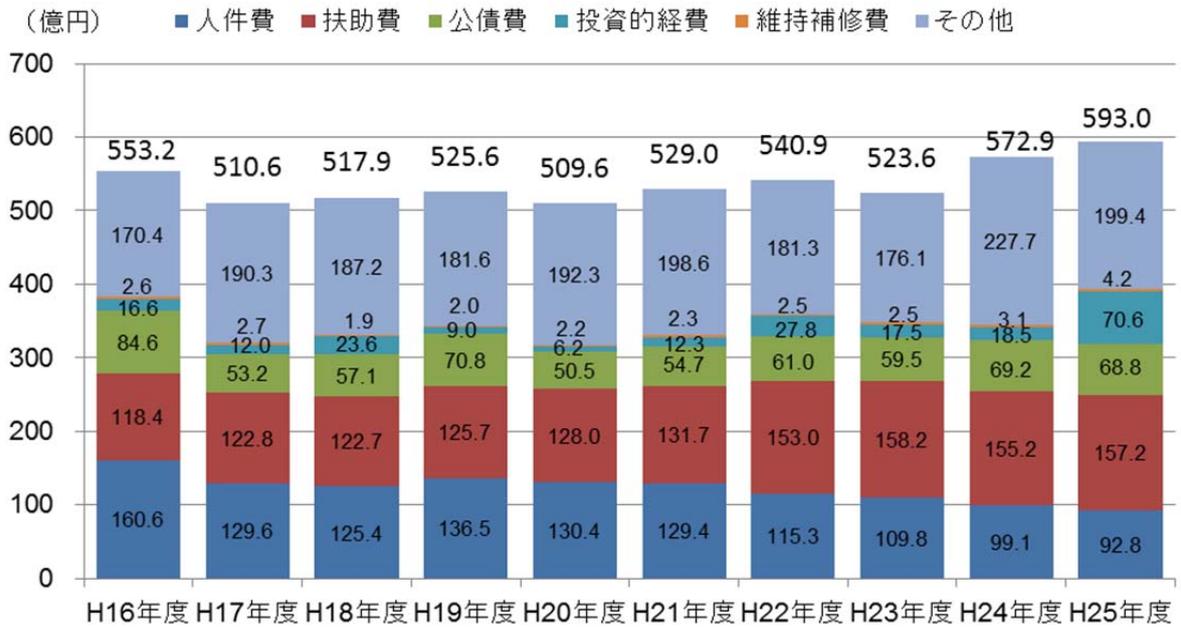
歳出は、509億円～593億円程度で推移している。平成25年度（2013年度）は、約593億円と10年間で最も多くなっている。平成25年度（2013年度）の歳出内訳を見ると、固定的に支出される義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合は約53%で、人件費は減少傾向にあるが、扶助費が増加傾向になっている。今後、高齢化の進展とともに、扶助費の増加傾向が続くと考えられる。

公共施設等の維持に要する維持補修費は、約2～4億円程度で推移している。



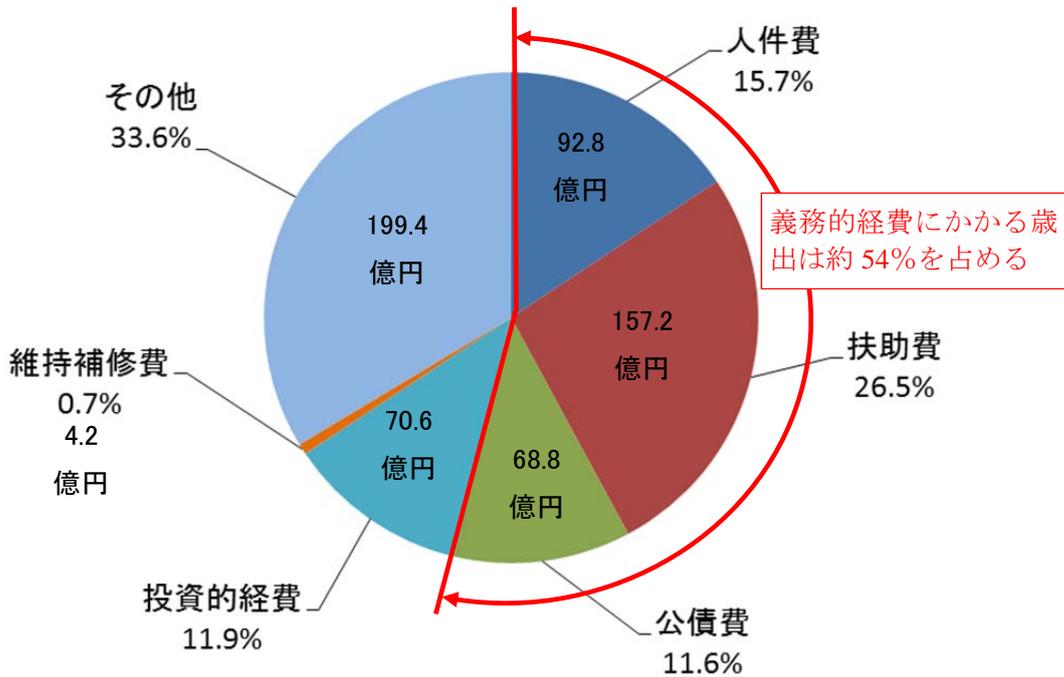
出典：守口市資料

図 2-3 歳入の推移（一般会計）



出典：守口市資料

図 2-4 歳出の推移（一般会計）



出典：守口市資料

図 2-5 歳出の内訳（平成 25 年度）

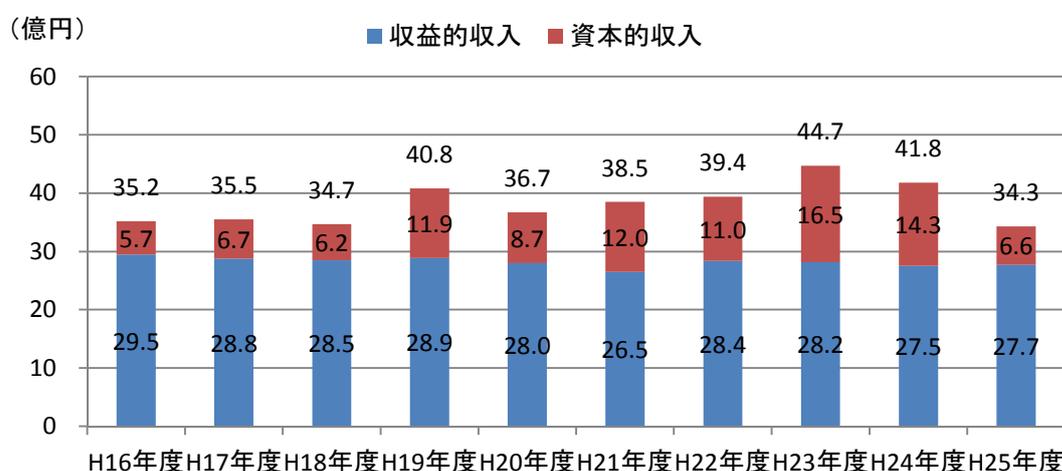
2) 公営企業会計

公営企業会計として、水道事業及び下水道事業の収入・支出の推移をまとめた。(下水道事業に関しては、平成 27 年 4 月より公営企業会計が適用される。)

① 水道事業

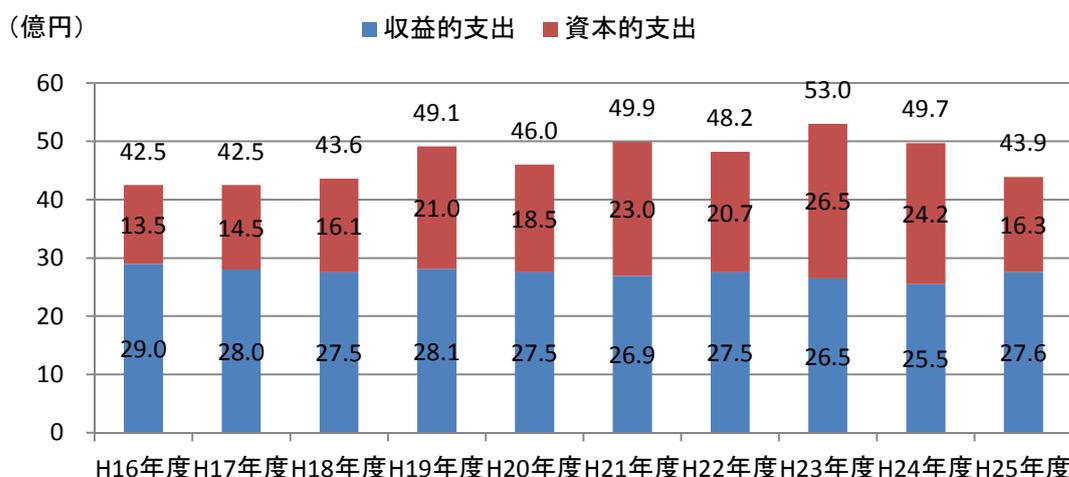
水道事業の収入は、平成 23 年度 (2015 年度) の 44.7 億円が最も高く、平成 25 年度 (2013 年度) の 34.3 億円が最も低い値であり、平均額は 38.2 億円となっている。支出は平成 23 年度 (2015 年度) の 53.0 億円が最も高く、平成 16 年度 (2004 年度) の 42.5 億円が最も低い値であり、平均額は約 47 億円となっている。

実績値の収支は、7.0～11.4 億円のマイナスになっているが、これは多くの年度において資本的収支がマイナスになっていることによっている。この不足分は損益勘定留保資金等で補填している。一方、収益的収支は平成 21 年度以外 (2009 年度以外) 0.1～2.0 億円の黒字を計上している。



出典：守口市水道ビジョン (平成 24～25 年度(2012～2013 年度)は見込み額)

図 2-6 収入の推移 (水道事業)



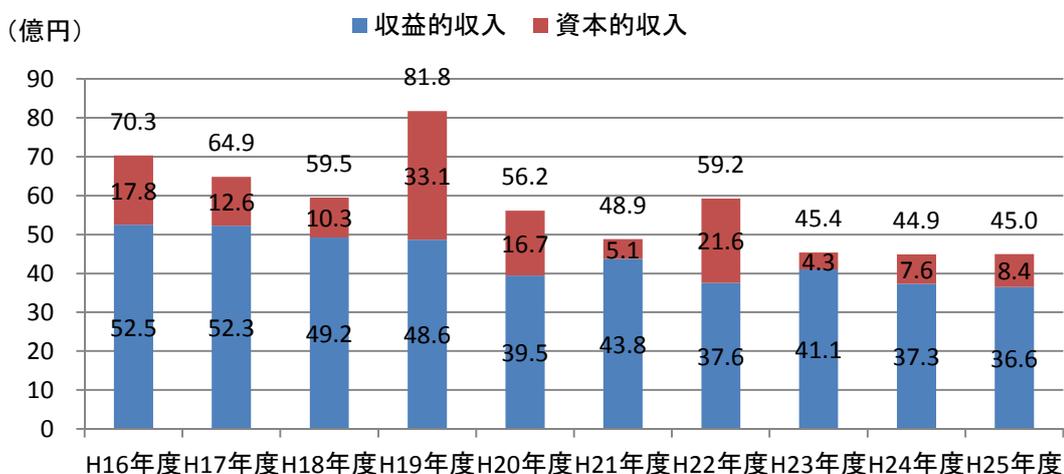
出典：守口市水道ビジョン (平成 24～25 年度(2012～2013 年度)は見込み額)

図 2-7 支出の推移 (水道事業)

② 下水道事業

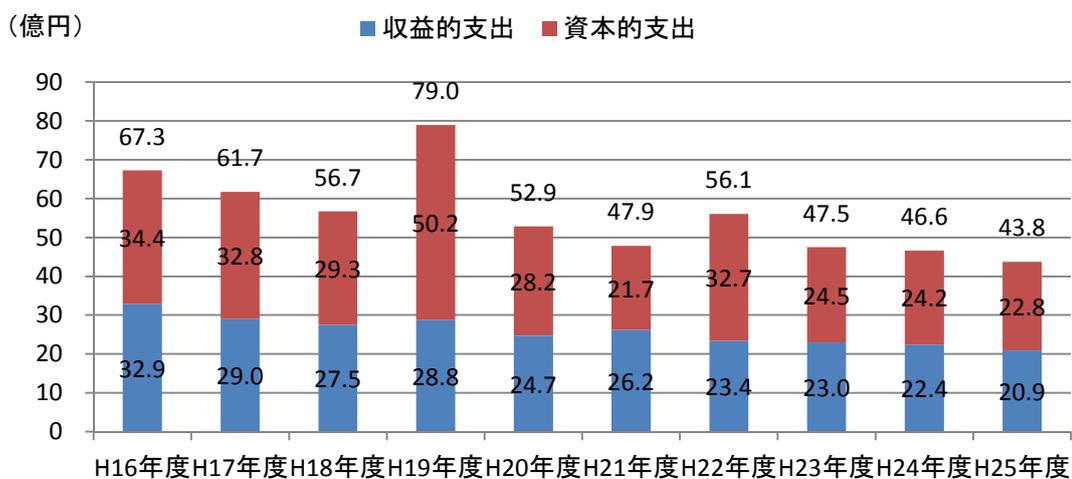
10年間の下水道事業の収入は、平成19年度(2007年度)の81.8億円が最も高く、平成24年度(2012年度)の44.9億円が最も低い値である。支出は平成19年度(2007年度)の79.0億円が最も高く、平成25年度(2013年度)の43.8億円が最も低い値である。総額の最高額と最低額の差が収入・支出ともに約36億円であり年度によって差が大きくなっているものの、収支は約±3億円とばらつきが少なくなっている。

下水道事業の収支は、平成23、24年度以外(2011,2012年度以外)は1.0~3.3億円の黒字を計上している。下水道事業の収支の特徴として、構造的に収益的収支での黒字により資本的収入のマイナスを補い、全体の収支の黒字を確保している点があげられる。収益的収支の黒字幅は14.2~23.3億円であり、資本的収支のマイナス幅は11.4~20.2億円になっている。



出典：守口市資料

図 2-8 収入の推移 (下水道事業)



出典：守口市資料

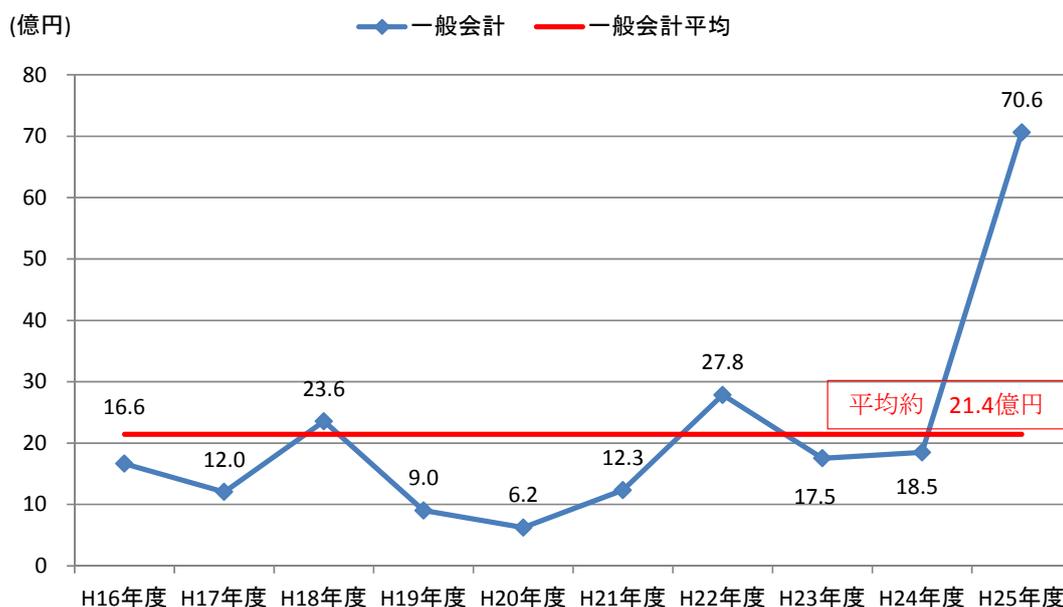
図 2-9 支出の推移 (下水道事業)

(2) 投資的経費の推移

1) 一般会計

投資的経費は、道路・橋梁、公園、公共建築物（学校、公営住宅等）の建設等の整備に要する経費となる。

各年度バラツキが見られるが、その決算額は、平成 16～25 年（2004～2013 年）の平均で年間約 21.4 億円となる。平成 25 年度（2013 年度）はそれまでの 9 年間と比較して、70.6 億円と大幅に増加しているが、これは小中学校の耐震補強工事や、統合中学校の建設用地の取得、校舎棟の新築工事、防災行政無線の整備等を実施したことによるものである。



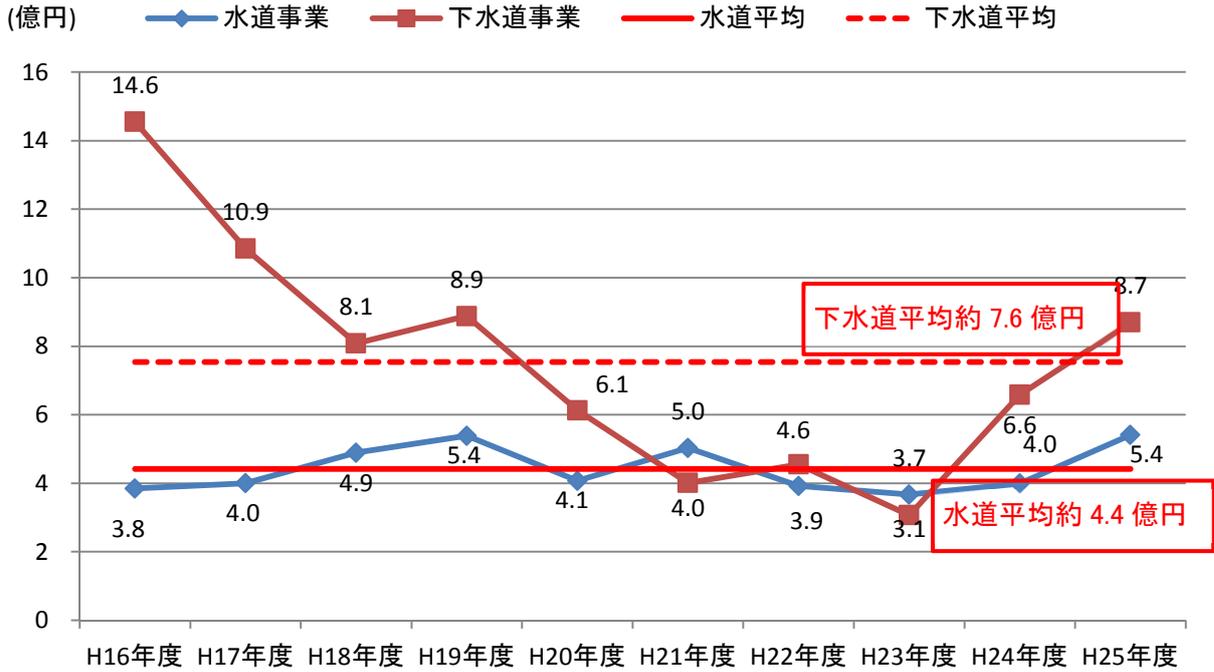
出典：守口市資料

図 2-10 投資的経費の推移（一般会計）

2) 公営企業会計

水道事業、下水道事業の投資的経費は、各年度バラツキが見られるが、それぞれの決算額は、平成 16～25 年度（2004～2013 年度）の平均で水道事業が年間約 4.4 億円、下水道事業が年間約 7.6 億円となる。

それぞれの最高額は、水道事業が平成 19 年度（2007 年度）、平成 25 年度（2013 年度）の 5.4 億円、下水道事業が平成 16 年度（2004 年度）の 14.6 億円、最低額は水道事業が平成 23 年度（2011 年度）の 3.7 億円、下水道事業が平成 23 年度（2011 年度）の 3.1 億円となる。

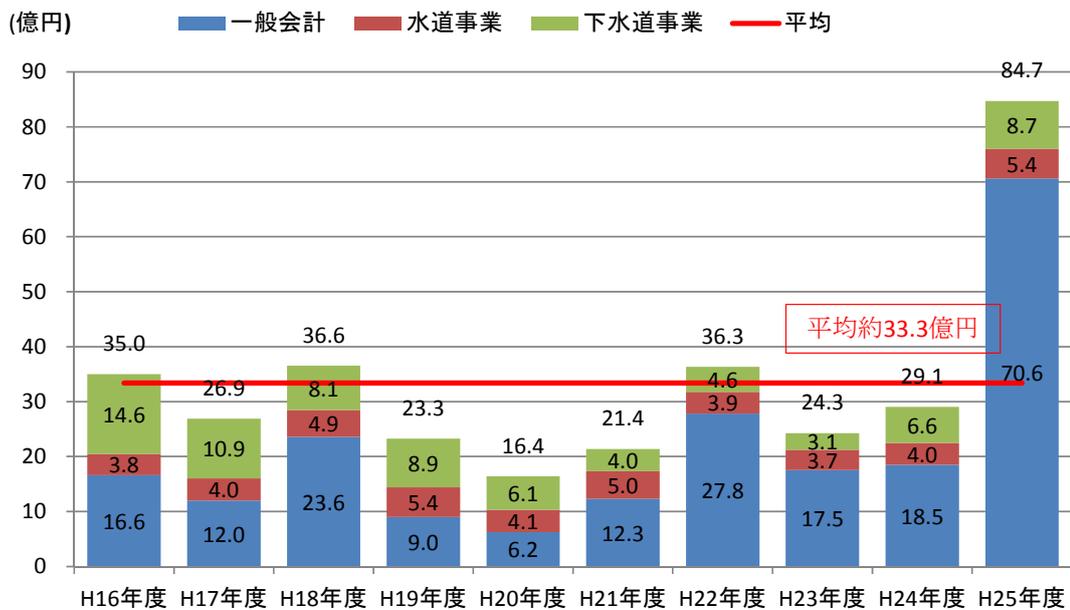


出典：守口市資料

図 2-11 投資的経費の推移（公営企業会計）

3) 市全体

市全体（一般会計+公営企業会計）で見ると、平成 16～25 年度（2004～2013 年度）の平均で年間約 33.3 億円、最高額は平成 25 年度（2013 年度）の 84.7 億円、最低額は平成 20 年度（2008 年度）の 16.4 億円である。



出典：守口市資料

図 2-12 投資的経費の推移（一般会計+公営企業会計）

(3) 財政の見通し

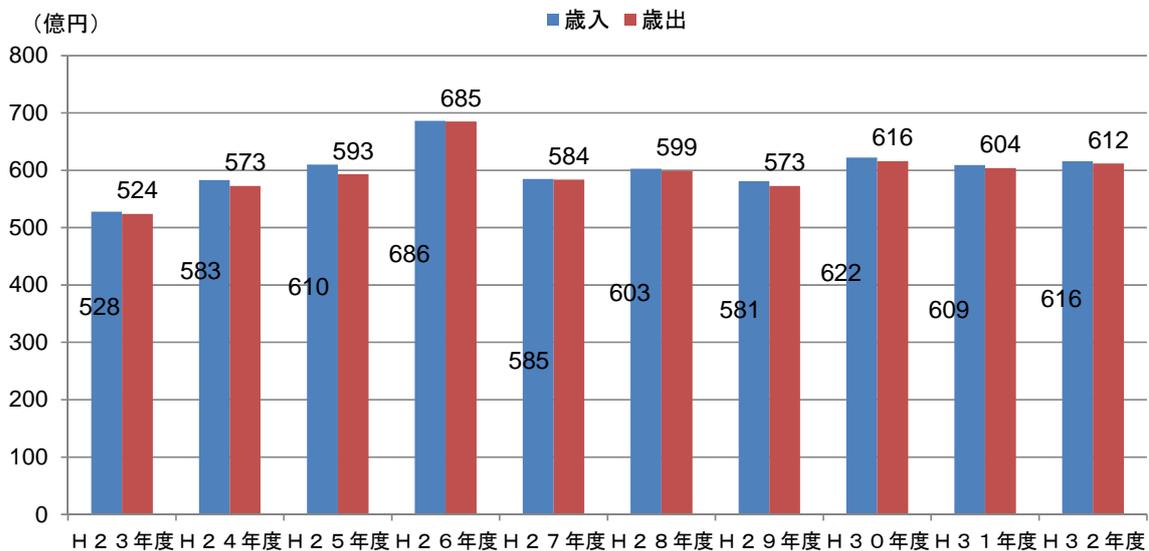
1) 一般会計

平成 23 年度から 3 箇年にわたり、未利用地の売払いや公共施設の見直し等による、行財政改革により黒字に転じている。

今後の財政見通しは、歳入面では市税や地方交付税など一般財源の大幅な伸びが見込めないことに加え、歳出面では高齢化に伴う扶助費の増加が見込まれる。

歳入・歳出は全体的にみると緩やかに伸びているが、平成 29 年度(2017 年度)、平成 31 年度(2019 年度)では前年度よりも減少するなど、実態を踏まえた予測になっている。しかしながら、一般財源の伸びがほとんど見込めないこと、扶助費の増加はほぼ確実なことを考えると、投資的経費として確保される予算は縮減される可能性がある。

今後もさらなる行財政改革や、公共施設の再編等を行い強固な財政基盤を確立する必要がある。



出典：平成 23～25 年度(2011～2013 年度)は実績値。

平成 26 年度以降(2014 年度以降)は、守口市資料。

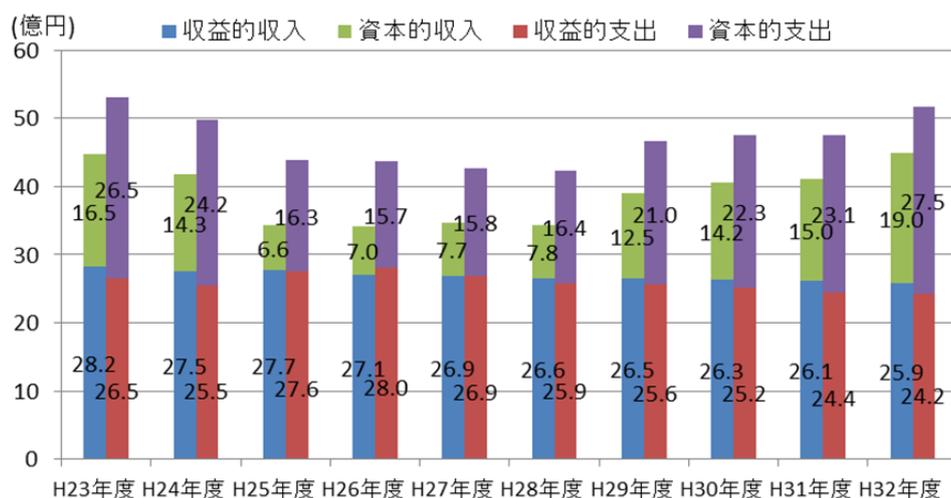
図 2-13 守口市財政収支の見通し

2) 公営企業会計

① 水道事業

収益的収支は、給水収益が減少傾向で推移すると予測されているが、支出においては、高利率な起債の借換えによる支払利息の低減等、経費の抑制を見込んでいる。

資本的収支は、水道施設の耐震化をはじめとする建設改良事業を計画しており、毎年約 8 億円の収支不足額が発生しているが、損益勘定留保資金等で補填することとしている。(守口市水道ビジョンより)



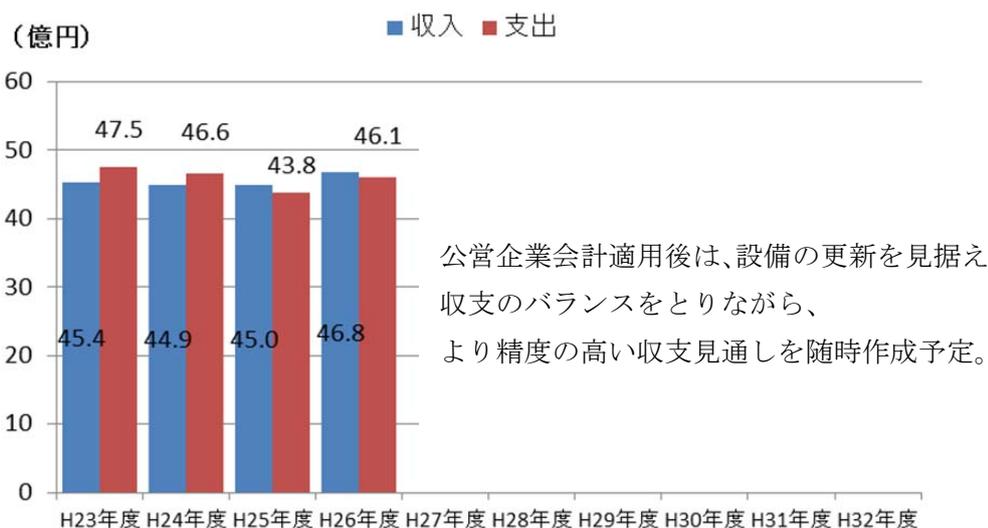
出典：平成 23 年度(2011 年度)は実績値。

平成 24 年度以降(2012 年度以降)は、「守口市水道ビジョン」による予測値。

図 2-14 水道事業の収支見通し

② 下水道事業

下水道事業は、支出が収入を上回る年度が存在するが、後年度には黒字が見込まれている。なお、下水道事業は、平成 27 年（2015 年）4 月より公営企業会計が適用される。



出典：平成 22～25 年度(2010～2013 年度)は実績値。平成 26 年度 (2014 年度)は、守口市資料。

図 2-15 下水道事業の収支見通し

2-3 公共建築物の現状

(1) 施設別保有状況

市の公共施設等の延床面積は、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日現在で、353,469 m²になっている。施設の分類別に見ると、学校教育系施設が 176,856 m²と全体の 50.0%を占めている。次いで、公営住宅 39,749 m²（11.3%）、下水道施設 22,928 m²（6.5%）の順となっている。また、守口市の人口 1 人当たりの延床面積は 2.41 m²/人と、表 2-2 の 10～25 万人未満の都市の平均値 2.89 m²/人を下回っている。

表 2-1 施設種別ごとの延床面積と割合

種別	延床面積 (m ²)	割合 (%)
学校教育系施設	176,856.45	50.0
公営住宅	39,749.29	11.3
下水道施設	22,928.03	6.5
保健・福祉施設	17,427.92	5.0
社会教育系施設	14,819.45	4.2
市民文化系施設	14,714.00	4.2
スポーツ・レクリエーション系施設	13,867.63	3.9
子育て支援施設	12,739.26	3.6
行政系施設	10,909.89	3.1
その他都市基盤施設	10,020.05	2.8
上水道施設	7,236.53	2.0
供給処理施設	6,959.08	2.0
公園	526.44	0.1
その他	4,715.07	1.3
合計	353,469.09	100
一人当たりの延床面積	2.41	

※一人当たりの延床面積は、平成 22 年度国勢調査の人口で算出

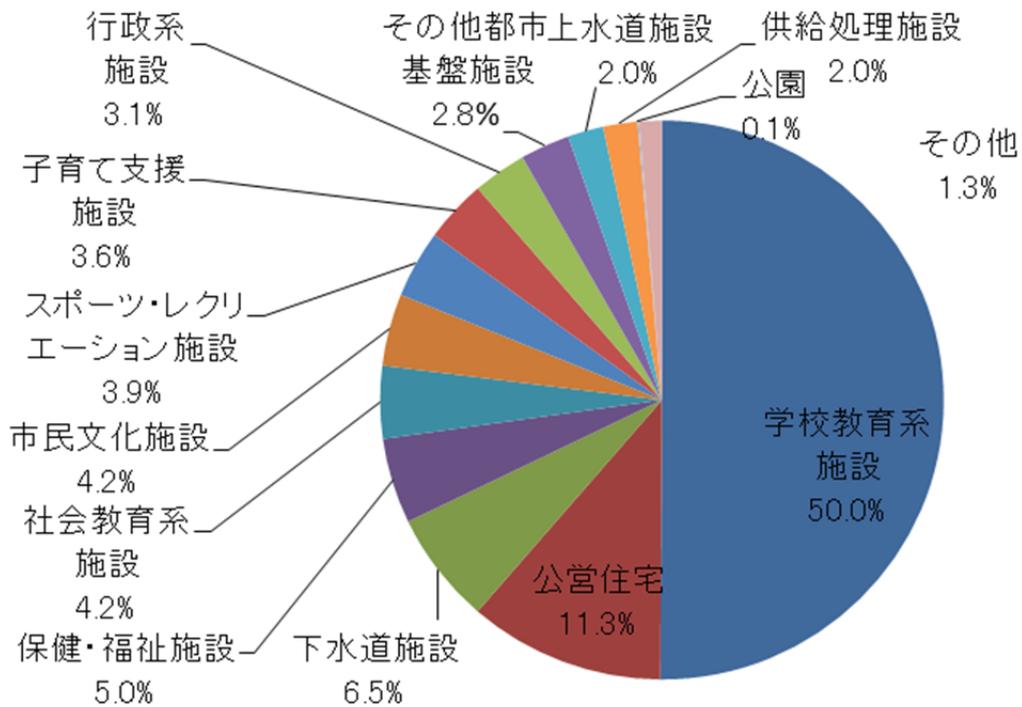


図 2-16 施設種別ごとの延床面積割合

■参考

表 2-2 人口一人当たりの延床面積の平均値

[単位 : m²/人]

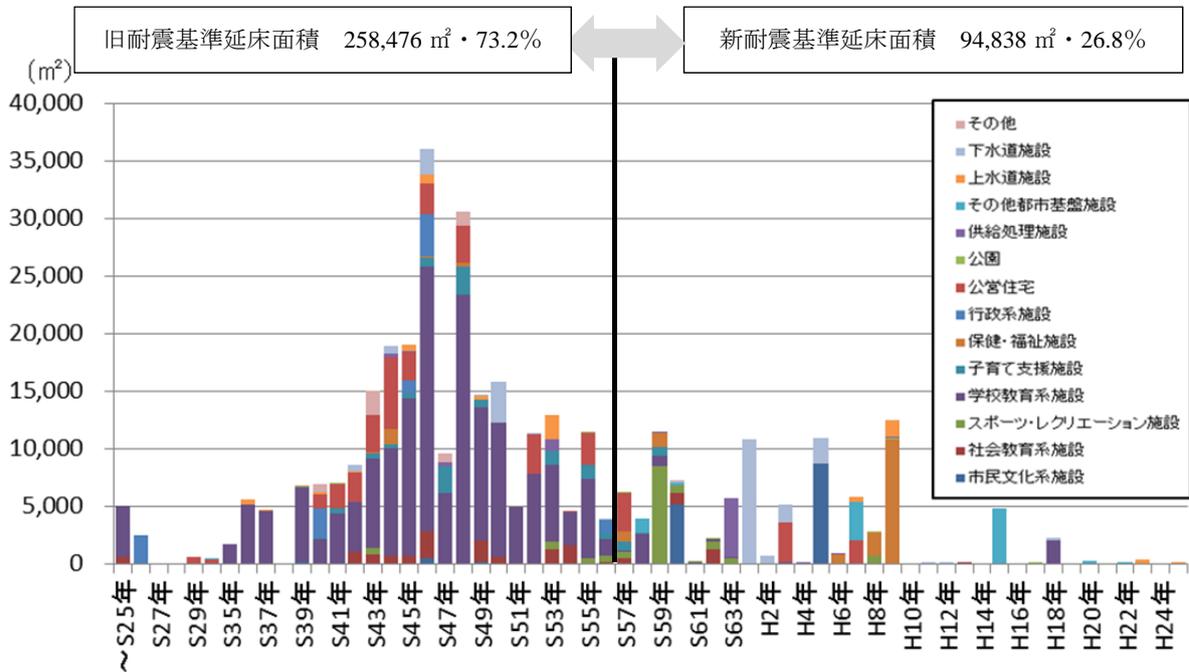
人口規模	全国平均	政令指定都市	10~25万人未満の都市
1人当たりの公共施設延床面積	3.22	3.44	2.89

出典：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果
(平成 24 年(2012 年)3 月 総務省自治財政局財務調査課)

(2) 築年別整備状況

本市の公共建築物は、人口の増加に伴い昭和40年代前半（1960年代後半）に学校教育系施設や公営住宅など多くの施設が整備されており、築年数30年以上の施設が約80%と大規模改修が必要となっている。

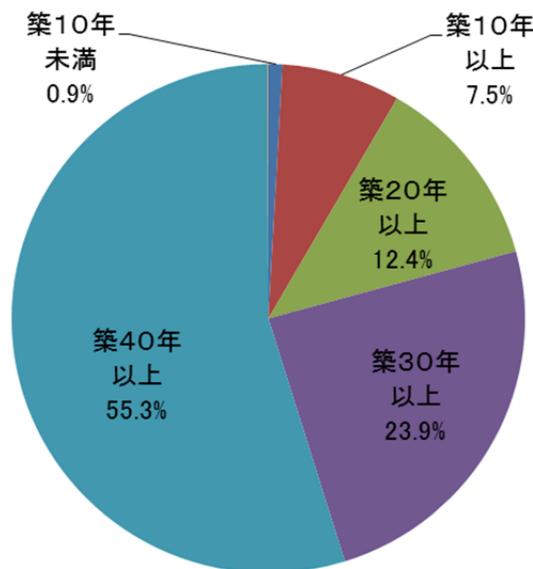
また、旧耐震基準の延床面積は、258,476 m²（73.2%）となっている。



※年代不明な施設は154 m²（0.04%）

出典：土地建物調書システム

図 2-17 築年別整備状況



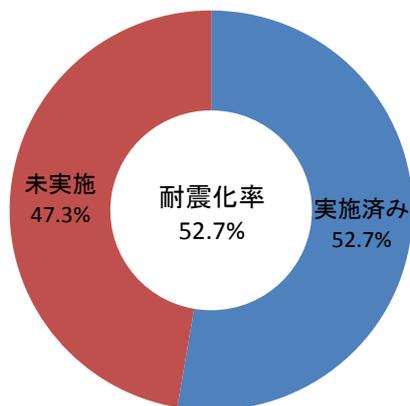
出典：土地建物調書システム

図 2-18 築年別延床面積の割合

(3)施設の耐震化

平成 26 年（2014 年）4 月 1 日時点の施設の耐震化は、旧耐震基準延床面積のうち 47.3%が未実施の状況にあり、耐震化率は 52.7%となっている。

耐震化率 52.7%は、表 2-3 の 10～25 万人未満の都市の平均値 75.6%を大きく下回っている。



出典：土地建物調書システム

図 2-19 旧耐震基準における耐震化の実施状況

■参考

表 2-3 耐震改修の状況

[単位：%]

人口規模	全国平均	政令指定都市	10～25 万人未満の都市
耐震改修済	79.6	82.3	75.6

出典：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果
(平成 24 年(2012 年)3 月 総務省自治財政局財務調査課)

2-4 インフラ資産の現状

(1) インフラ資産別保有状況

インフラ資産の保有量を表 2-4 に示す。

道路施設は、道路総延長約 201km、橋梁総数 50 橋を保有し、トンネルは保有していない。

上水道施設は、管路を延長約 311km、浄水場、配水場をそれぞれ 1 箇所保有している。

下水道施設は、管路を延長約 347km、処理場を 1 箇所、ポンプ場を 4 箇所保有している。

公園は、都市公園 62 公園、児童公園 87 公園、その他公園 35 公園の合計 184 公園を保有している。

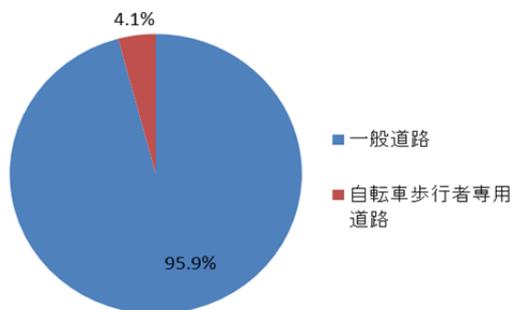
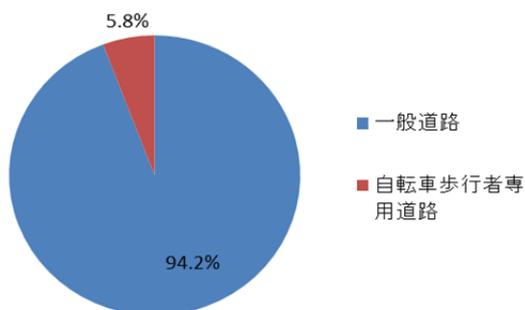
表 2-4 インフラ資産の保有量

種別	主な施設	施設数		備考	
道路	道路延長	201,297 m	1,296,522 m ²	平成 26 年(2014 年)4 月 現在、守口市資料による	
	一般道路	189,691 m	1,242,742 m ²		
	自転車歩行者道	11,606 m	53,780 m ²		
	橋梁		50 橋	4,605 m ²	守口市橋梁長寿命化修繕計画[平成 25 年(2013 年)3 月]による
		PC 橋	17 橋	2,529 m ²	
		RC 橋	18 橋	879 m ²	
		鋼橋	5 橋	464 m ²	
		その他	10 橋	734 m ²	
トンネル		—	—	トンネルの保有は無し	
上水道	管路延長		311,460 m	平成 26 年(2014 年)4 月 現在、守口市資料による	
	導水管		514 m		
	送水管		0 m		
	配水管		310,946 m		
	浄水場			1 箇所	
	配水場			1 箇所	
下水道	管路延長		350,475 m	平成 26 年(2014 年)4 月 現在、守口市資料による	
	コンクリート管		324,654 m		
	陶管		416 m		
	塩ビ管		14,331 m		
	更生管		6,713 m		
	その他		4,361 m		
	処理場			1 箇所	
	ポンプ場			4 箇所	
公園	公園		184 公園	守口市公園施設長寿命化計画 [平成 26 年(2014 年)2 月]による	
	都市公園		62 公園		
	児童公園		87 公園		
	その他公園		35 公園		

1) 道路

① 道路

守口市の保有する道路の約 95%（延長 94.2%、面積 95.9%）が一般道路であり、自転車歩行者専用道路は約 5%である。

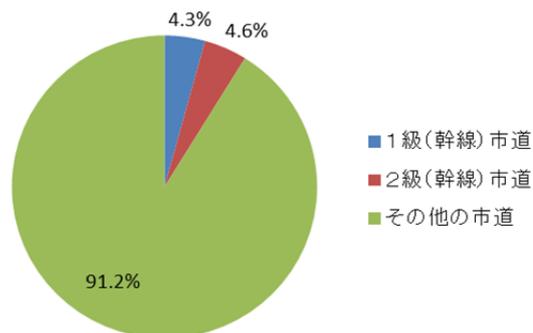


出典：守口市資料

図 2-20 道路分類別延長割合

図 2-21 道路分類別面積割合

次に一般道路の道路分類別延長およびその割合を示す。1 級・2 級を含めた幹線市道は延長 16.8km、割合 8.8%であり、延長 172.9km、割合 91.2%は「その他市道」である。

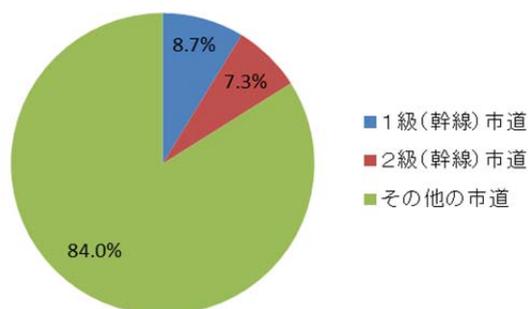
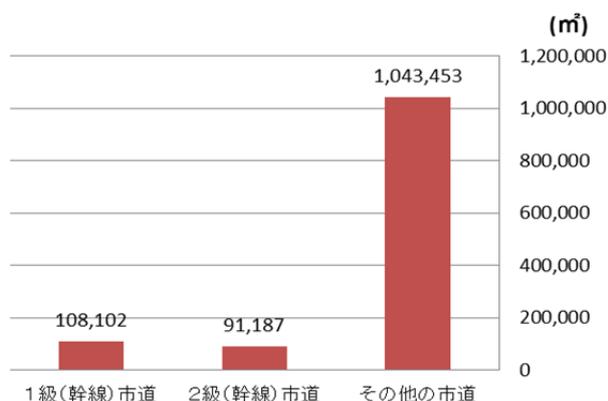


出典：守口市資料

図 2-22 一般道路分類別延長

図 2-23 一般道路分類別延長割合

同様に一般道路の道路分類別面積およびその割合を示す。1 級・2 級を含めた幹線市道は面積 199,289m²、割合 16.0%であり、面積 1,043,453m²、割合 84.0%は「その他市道」である。



出典：守口市資料

図 2-24 一般道路分類別面積

図 2-25 一般道路分類別面積割合

守口市の保有する1人当たりの道路面積は、約8.84 m²である。

表 2-5 1人当たりの道路面積

[単位：m²/人]

人口規模	守口市	10～25万人未満の都市
1人当たりの道路面積	8.84 ^{※1}	37.83 ^{※2}

※1 守口市の1人当たりの道路面積は、平成22年度(2010年度)国勢調査の人口で算出

※2 出典：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果

(平成24年(2012年)3月 総務省自治財政局財務調査課)

② 橋梁

橋種別の橋梁数、橋面積を示す。橋面積の約74%はPC、RCのコンクリート橋であり、鋼橋は約10%である。

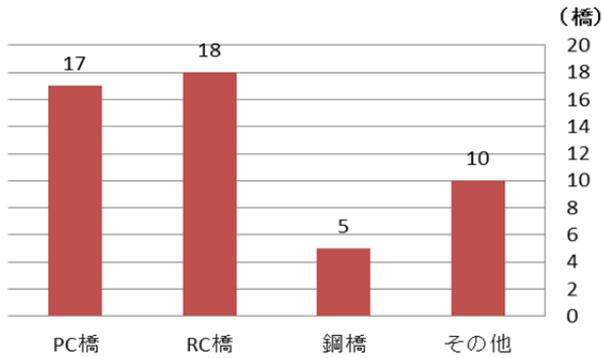
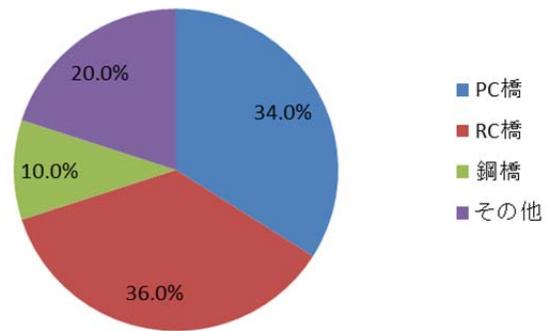


図 2-26 橋種別橋梁数



出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-27 橋種別橋梁数割合

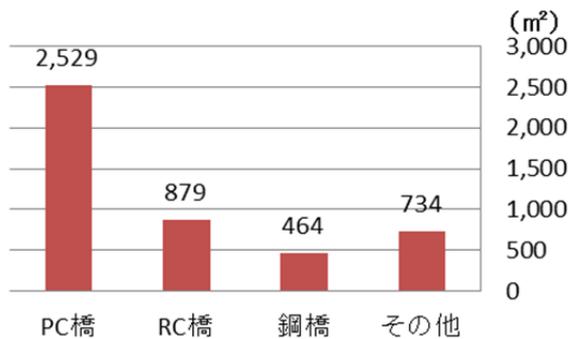
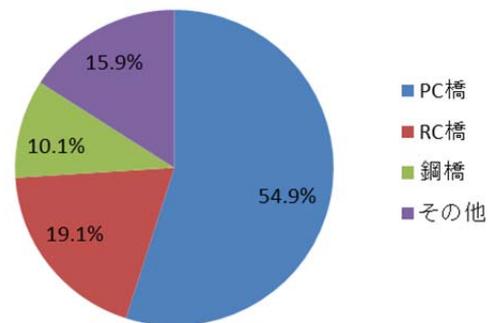


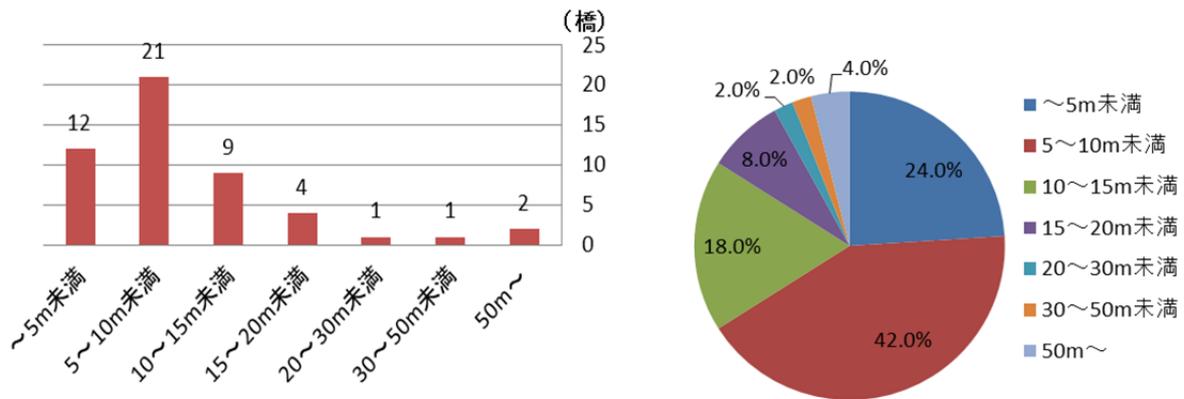
図 2-28 橋種別面積



出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-29 橋種別面積割合

次に、橋長別橋梁数およびその割合を示す。84%の42橋が橋長15m未満の小規模橋梁である。最長は75mの大日東1号・2号歩道橋の2橋である。

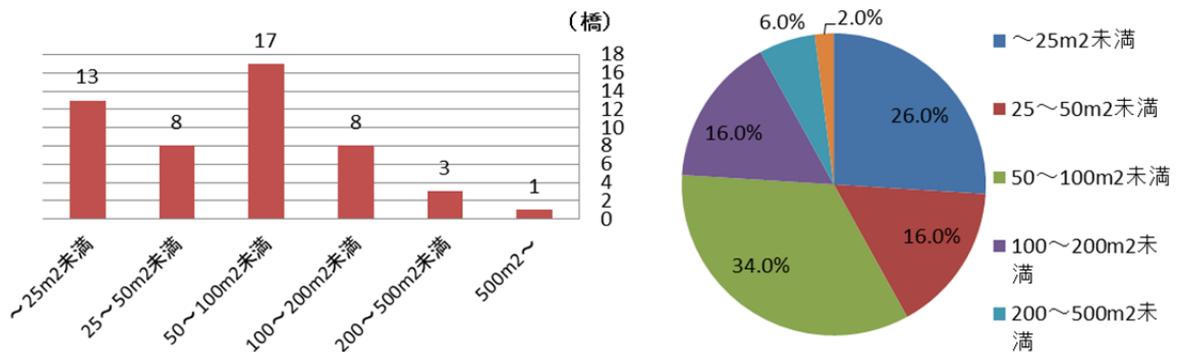


出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-30 橋長別橋梁数

図 2-31 橋長別橋梁数割合

次に、橋面積別橋梁数およびその割合を示す。70%の35橋が橋面積100m²以下の小規模橋梁である。最大は954m²の大日東1号歩道橋である。



出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-32 橋面積別橋梁数

図 2-33 橋面積別橋梁数割合

守口市の保有する1人当たりの橋梁面積は、約0.03m²である。

表 2-6 1人当たりの橋梁面積

[単位：m²/人]

人口規模	守口市	10～25万人未満の都市
1人当たりの橋梁面積	0.03 ^{※1}	0.22 ^{※2}

※1 守口市の1人当たりの橋梁面積は、平成22年度(2010年度)国勢調査の人口で算出

※2 出典：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果
(平成24年(2012年)3月 総務省自治財政局財務調査課)

表 2-7 橋梁の種類

橋種名	橋梁の種類
PC 橋	桁に PC (プレストレスト・コンクリート) を使った橋
RC 橋	桁に RC (鉄筋コンクリート) を使った橋
鋼橋	桁に鋼を使った橋

2) 上水道

上水道資産として、管路の状況を示す。

管種別延長では、99.8%が配水管であり、送水管は保有していない。

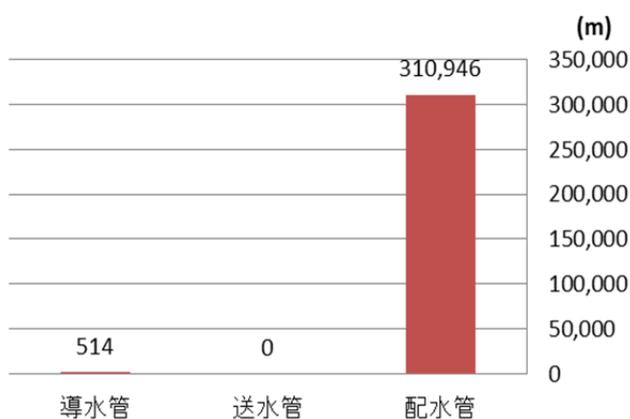
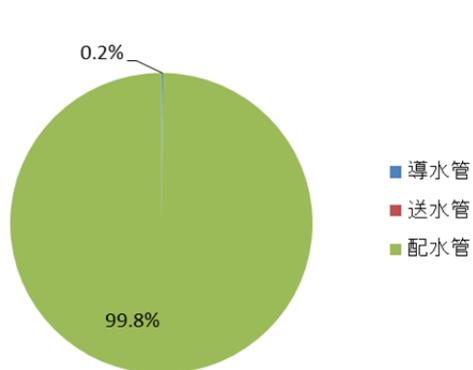


図 2-34 管種別延長 (導水管)



出典：守口市資料

図 2-35 管種別延長割合 (導水管)

次に管種別に管径の分布を示す。導水管は 100%、500~1000mm となっている。

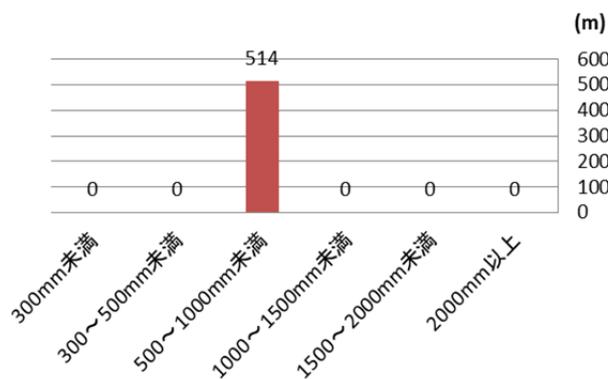
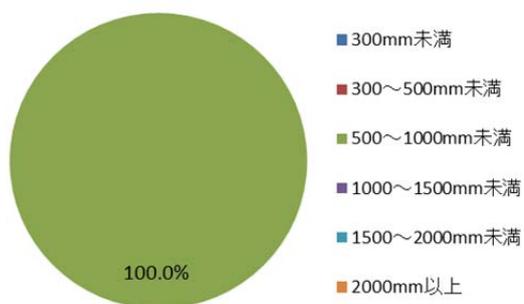


図 2-36 管径別延長 (導水管)



出典：守口市資料

図 2-37 管径別延長割合 (導水管)

配水管は 100mm 以下が 32.4%、200mm 以下が 81.3%であり、大部分が小規模な管である。

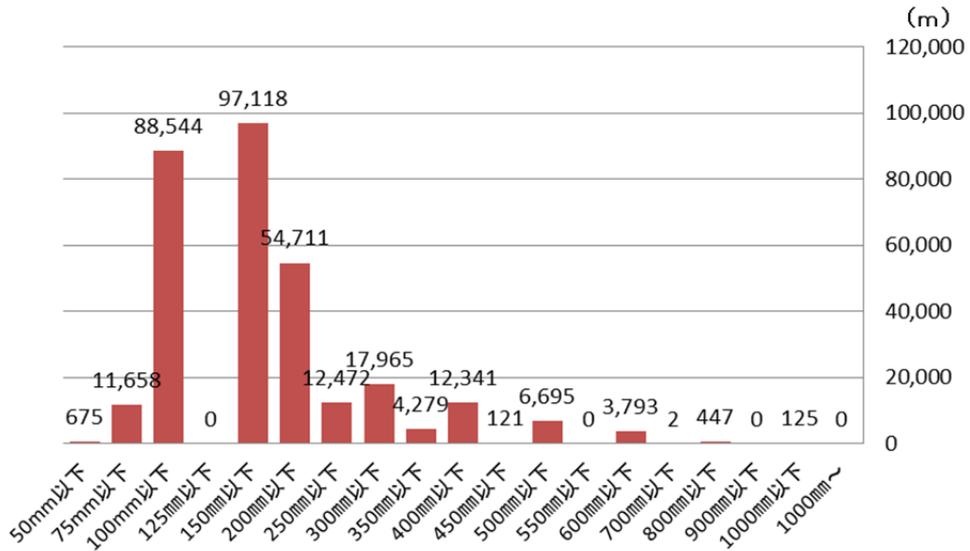
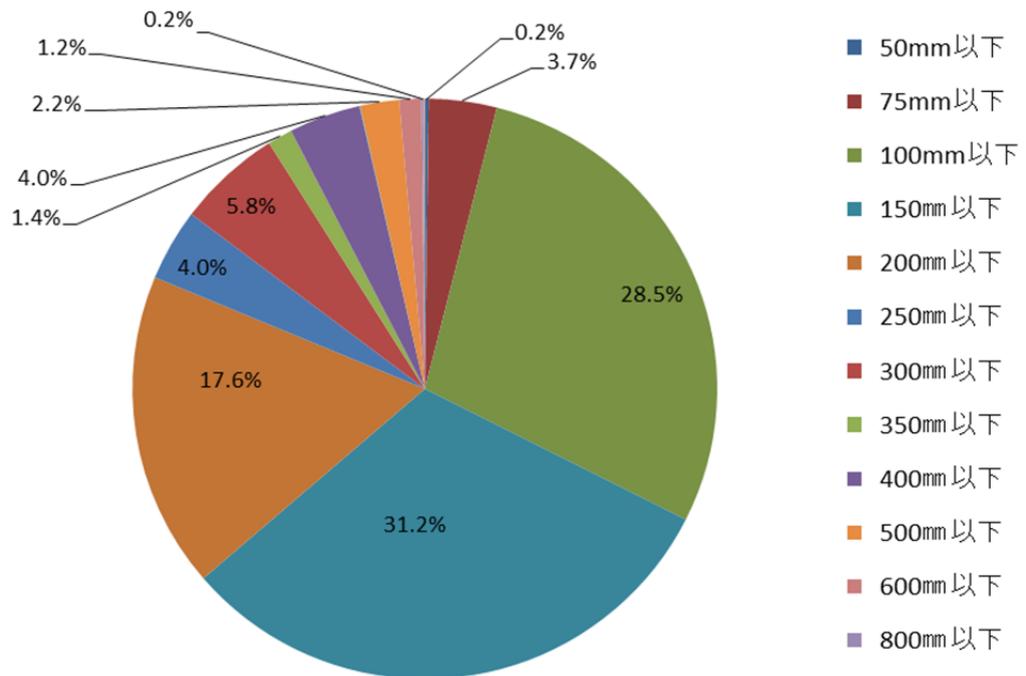


図 2-38 管径別延長 (配水管)



出典：守口市資料

図 2-39 管径別延長割合 (配水管)

守口市の保有する1人当たりの水道管延長は、約2.12mである。

表 2-8 1人当たりの水道管延長

[単位：m/人]

人口規模	守口市	10～25万人未満の都市
1人当たりの水道管延長	2.12 ^{※1}	5.23 ^{※2}

※1 守口市の1人当たりの水道管延長は、平成22年度(2010年度)国勢調査の人口で算出

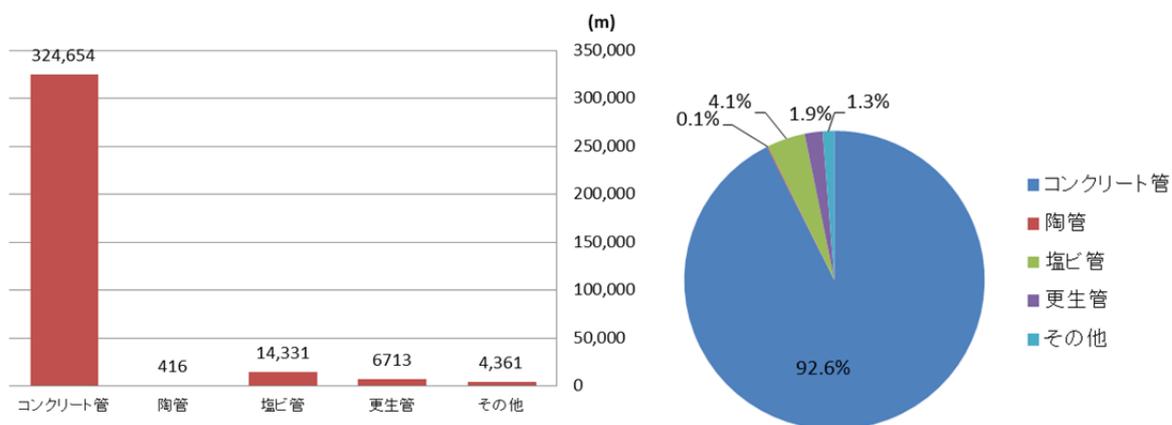
※2 出典：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果

(平成24年(2012年)3月 総務省自治財政局財務調査課)

3) 下水道

下水道資産として、管路の状況を示す。

管種別管路延長では、コンクリート管が92.6%を占め、約324kmになる。



出典：守口市資料

図 2-40 管種別管路延長

図 2-41 管種別管路延長割合

守口市の保有する1人当たりの下水道管延長は、約2.39mである。

表 2-9 1人当たりの下水道管延長

[単位：m/人]

人口規模	守口市	10～25万人未満の都市
1人当たりの下水道管延長	2.39 ^{※1}	3.37 ^{※2}

※1 守口市の1人当たりの下水道管延長は、平成22年度(2010年度)国勢調査の人口で算出

※2 出典：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果

(平成24年(2012年)3月 総務省自治財政局財務調査課)

4) 公園

守口市には184の公園がある。87公園(47.3%)が児童公園で、62公園(33.7%)が都市公園である。この2種類の公園で81.0%を占める。

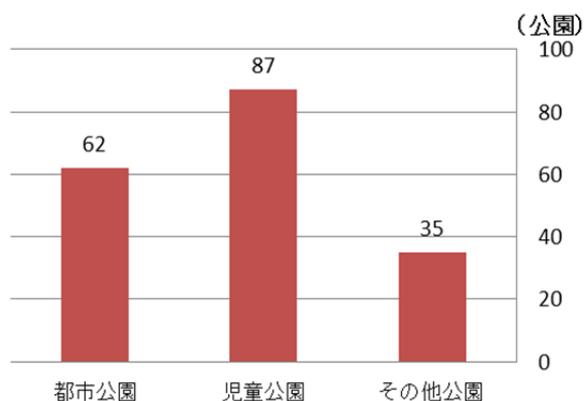
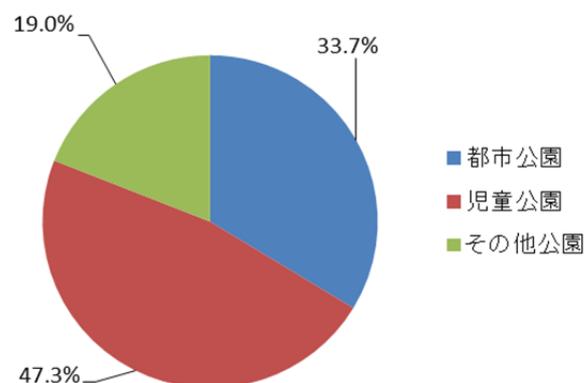


図 2-42 種類別公園数



出典：守口市公園施設長寿命化計画

図 2-43 種類別公園数割合

公園の施設としては、管理施設が58.2%、休憩施設16.2%、遊戯施設の10.8%である。この3種類の施設の合計で85.2%を占める。

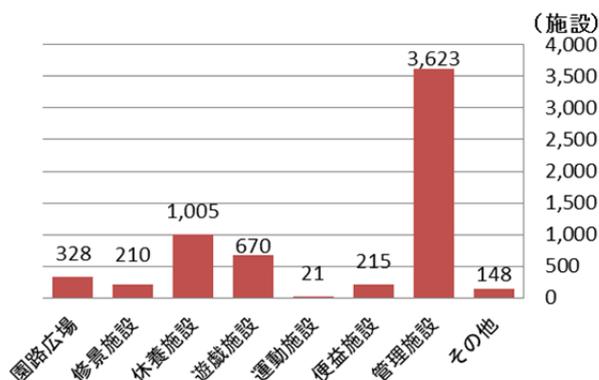
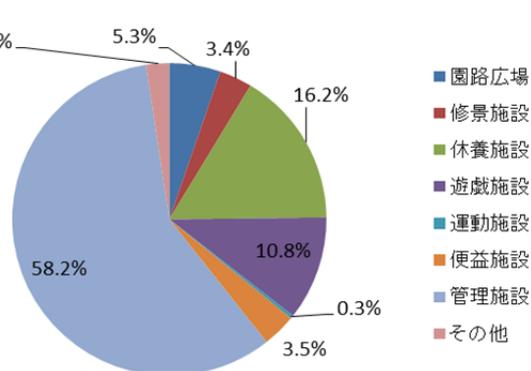


図 2-44 種類別公園施設数



出典：守口市公園施設長寿命化計画

図 2-45 種類別公園施設数割合

表 2-10 公園施設の種類

施設名	公園施設の種類
修景施設	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
運動施設	野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
便益施設	売店、飲食店（料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
管理施設	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）、

出典：都市公園法施行令第五条

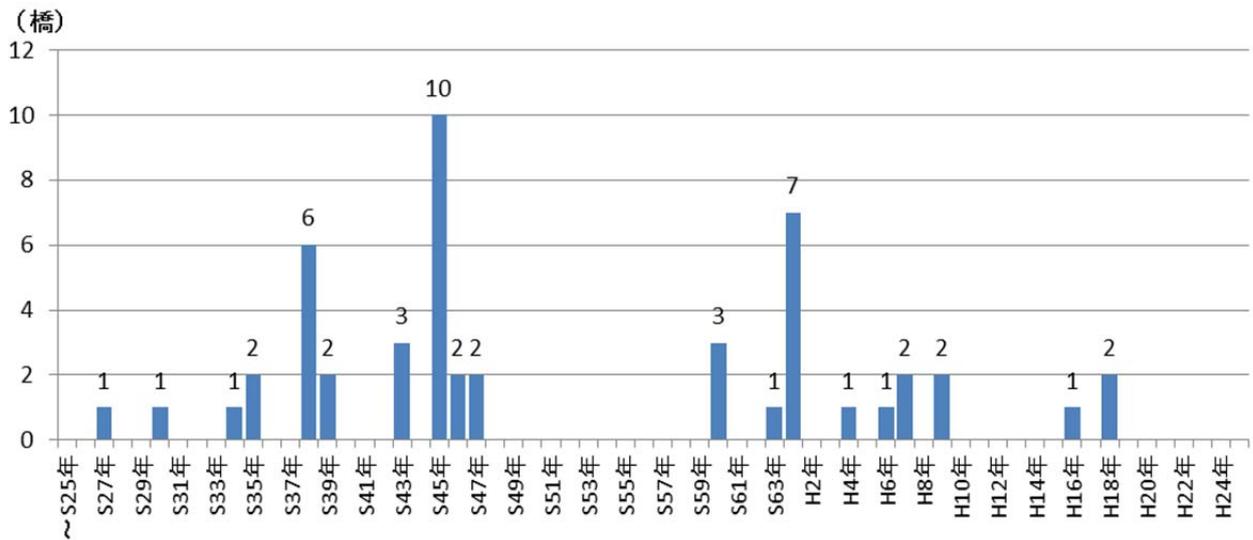
(2) 築年別整備状況

1) 道路

① 橋梁

橋梁の供用開始年別橋梁数および供用開始年度別橋面積を示す。

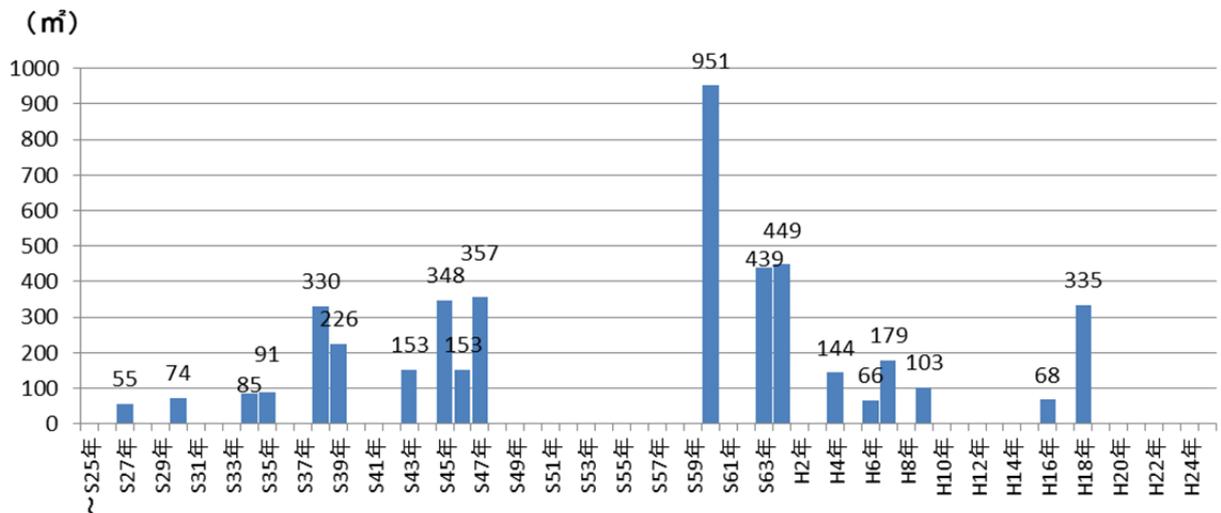
橋梁の建設が最も多かったのは昭和 38～47 年（1963～1972 年）の 10 年間であり、合計 25 橋が架設されている。これらは、供用開始後 40～50 年であり、10 年後にはすべての橋梁が耐用年数といわれる 50 年を超える。次のピークは昭和 60～平成 9 年（1985～1997 年）であり、合計 17 橋が架設されている。



出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-46 供用開始年別橋梁数

単年として最も建設された橋面積の値が大きいのは、昭和 60 年（1985 年）である。これは、クリスタル橋、アポロン橋、3 号橋という大規模な歩道橋が 3 橋供用されたためである。



出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-47 供用開始年別橋面積

供用年数別に橋梁数、橋面積を整理した。供用開始後 40 年以上の橋梁の割合は橋数で 60.0%、橋面積で 40.6%であり、50 年以上の橋梁の割合は、橋数で 26.0%、橋面積で 18.7%である。

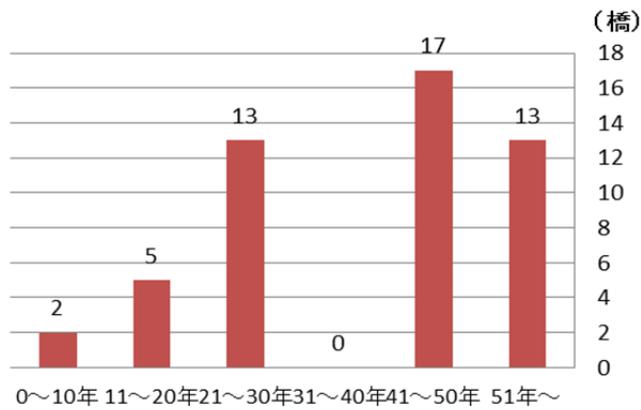
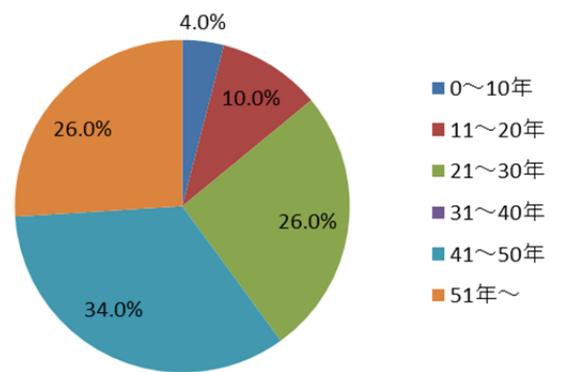


図 2-48 供用年数別橋梁数



出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-49 供用年数別橋梁数割合

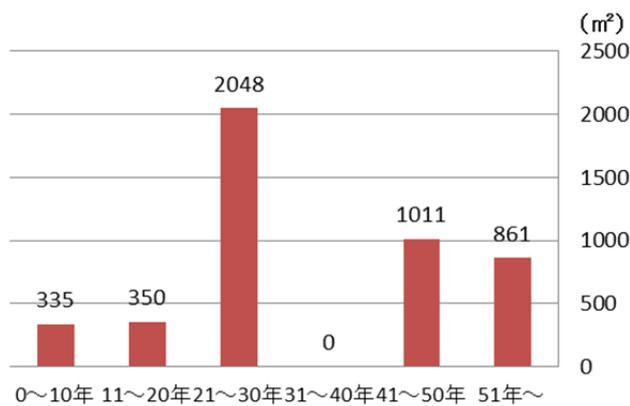
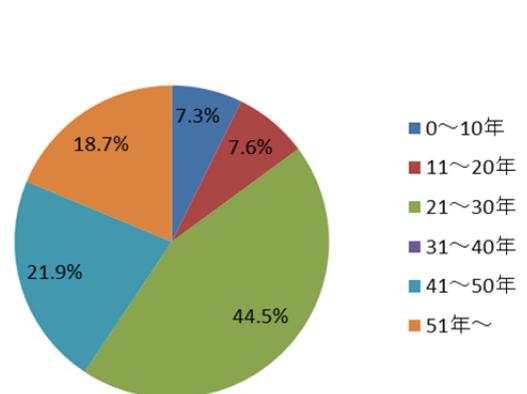


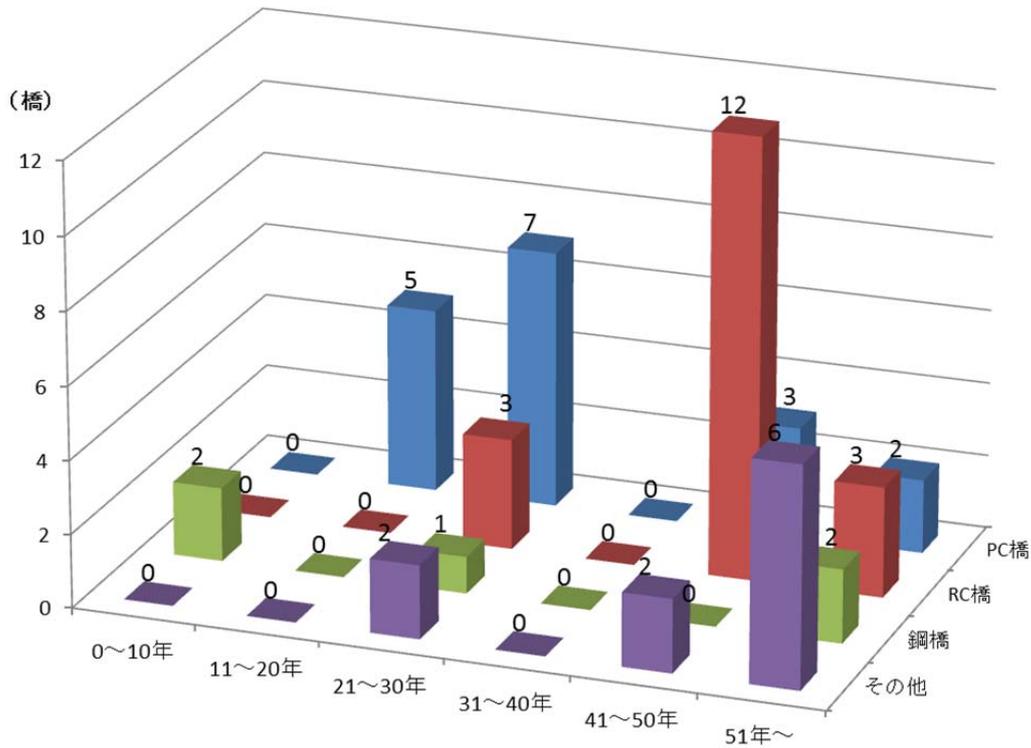
図 2-50 供用年数別橋面積



出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

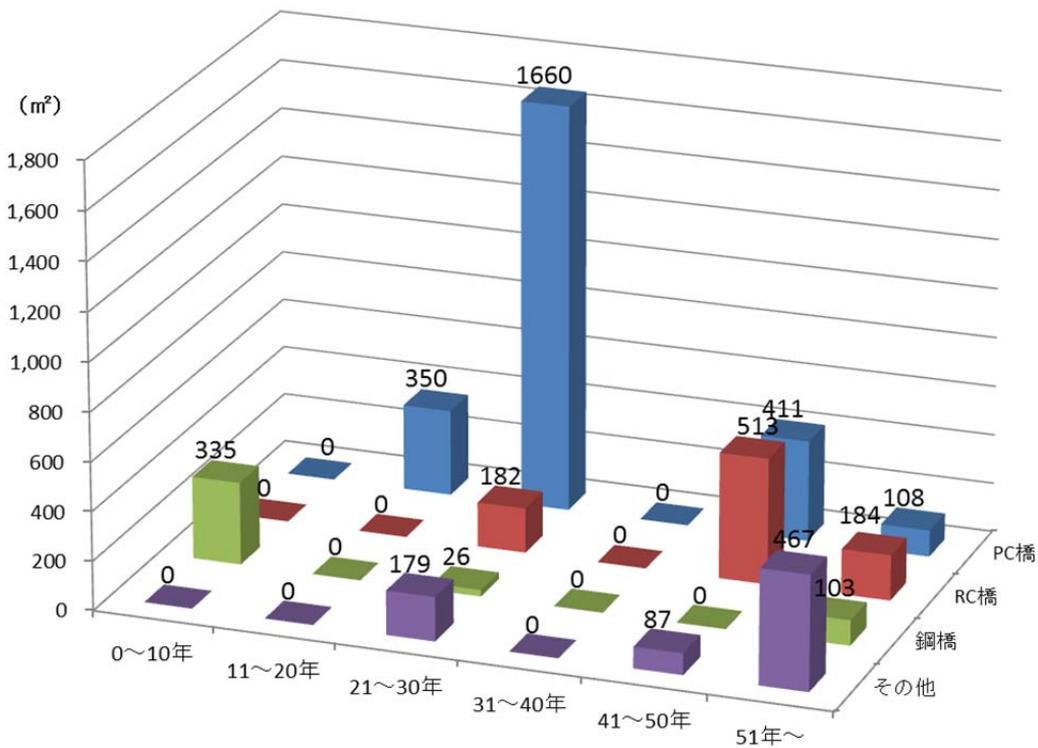
図 2-51 供用年数別橋面積割合

橋種別の供用開始後の年数を整理した。特にRC橋の老朽化が顕著である。



出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-52 橋種別の供用年数別橋梁数



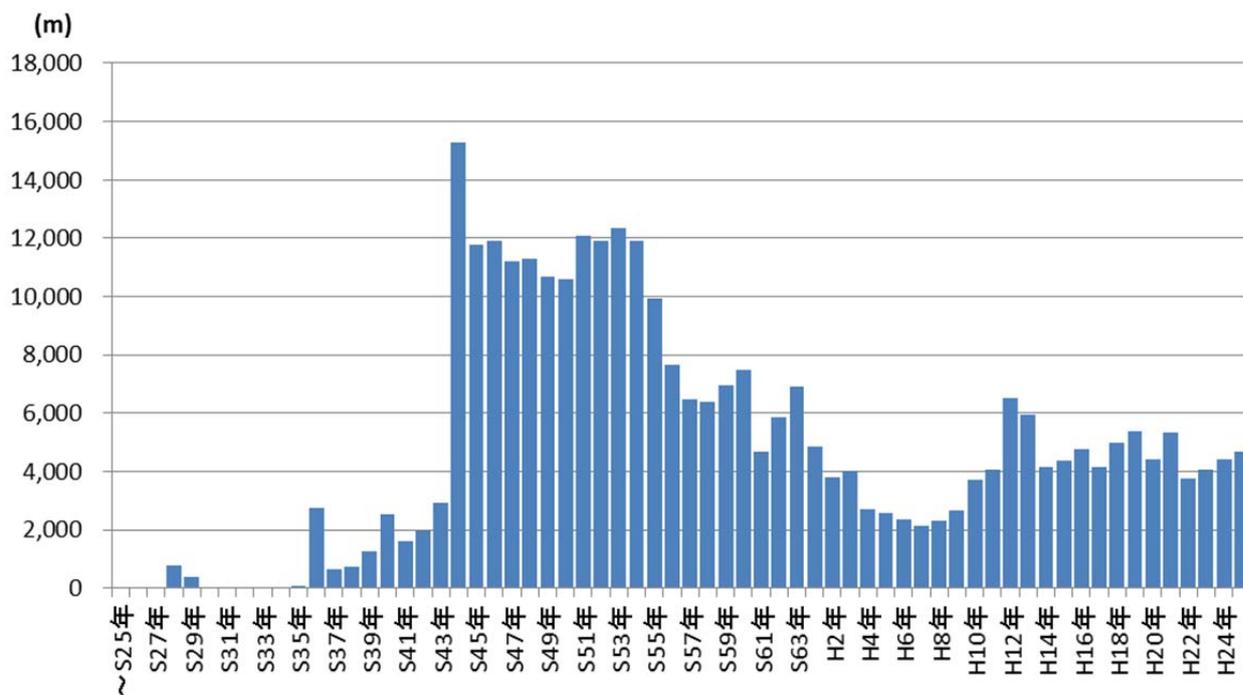
出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

図 2-53 橋種別の供用年数別橋面積

2) 上水道

水道管の敷設年別延長を示す。

敷設のピークは昭和 44～55 年（1969～1980 年）の 12 年間であり、164.6 km に上る。平成 4～9 年（1992～1997 年）の 6 年間は 3 km 以下と少ない時期になっているが、平成 10 年以降（1998 年以降）は 4～6 km 程度で推移している。



出典：守口市資料

図 2-54 敷設年別延長

次に、供用年数別の導水管の延長を示す。33.9%が 50 年以上の老朽管、66.1%が 10 年未満の新しい管になっている。

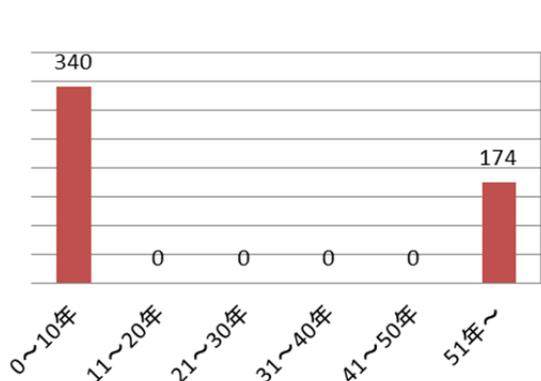
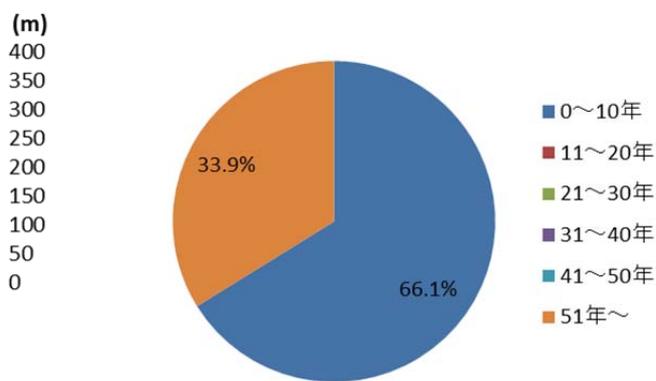


図 2-55 供用年数別延長（導水管）



出典：守口市資料

図 2-56 供用年数別延長割合（導水管）

次に、供用年数別の配水管の延長を示す。40年以上供用されている管は、延長で65.8km、割合で21.2%になり、30年以上供用されている管は、延長で170.6km、割合で54.9%になる。一方、供用年数が20年以下の管は延長86.7km、割合27.9%になっている。

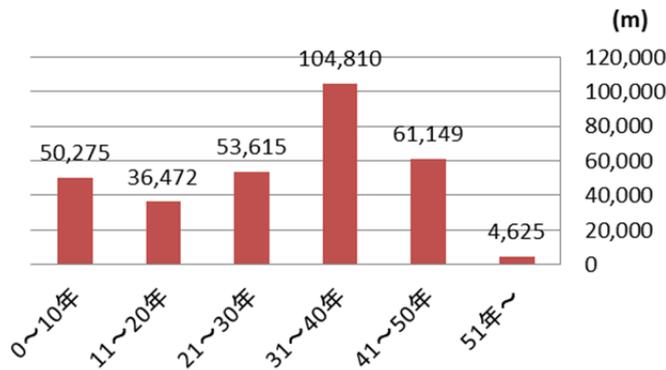


図 2-57 供用年数別延長 (配水管)

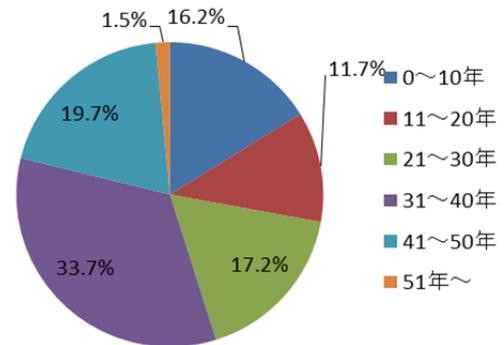


図 2-58 供用年数別延長割合 (配水管)

出典：守口市資料

次に、管径別に配水管の供用年数を示す。多くの管径において30~50年の管が多く、老朽化が進みつつある。特に550~600mmの管はその大部分が30年以上供用されており、69.3%が50年を超えている。また、450~500mmの管は30年以上供用されている割合が89.9%に上る。

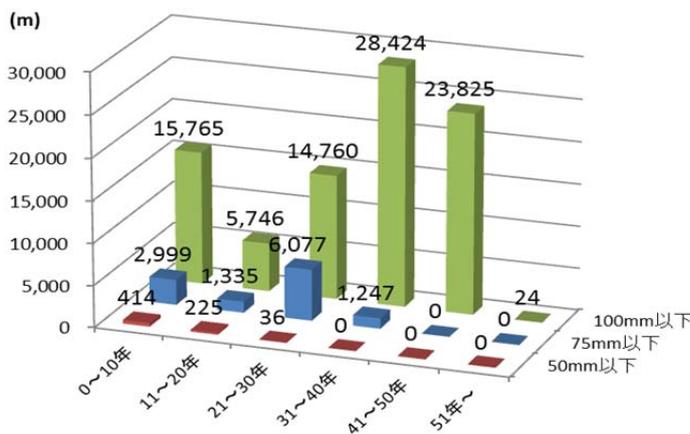


図 2-59 管径別の供用年数別延長 (配水管) 100mm 以下

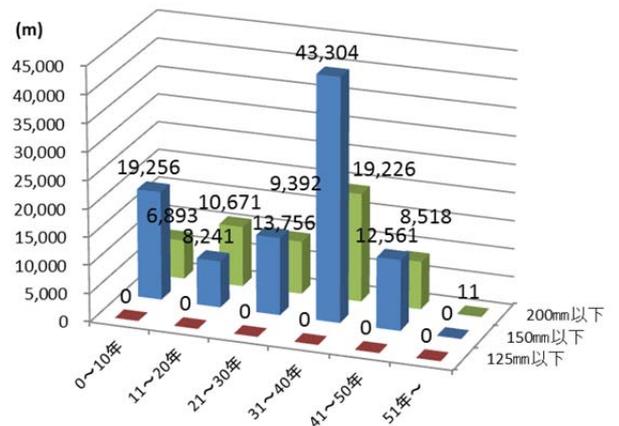


図 2-60 管径別の供用年数別延長 (配水管) 100mm~200mm 以下

出典：守口市資料

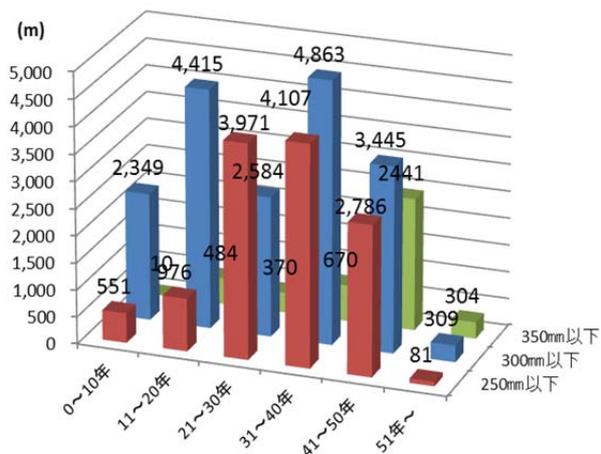


図 2-61 管径別の供用年数別延長
(配水管) 200mm~350mm 以下

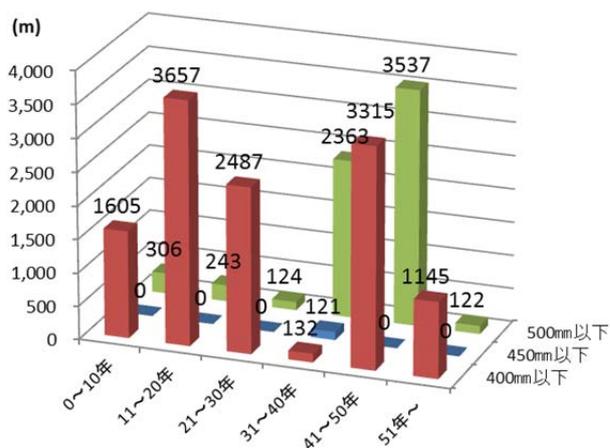


図 2-62 管径別の供用年数別延長
(配水管) 350mm~500mm 以下

出典：守口市資料

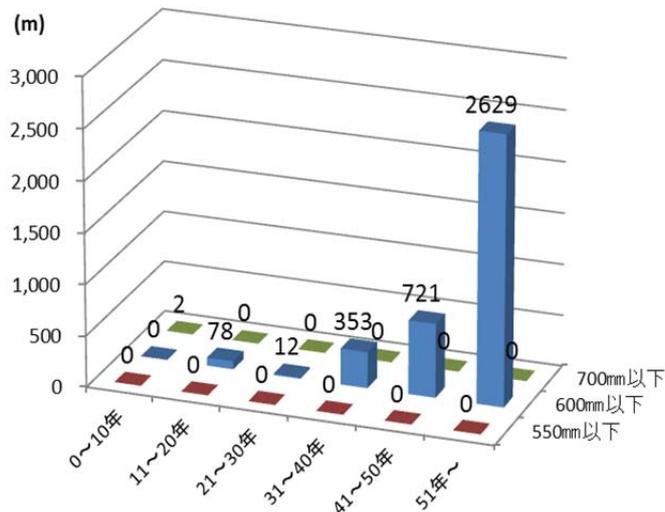


図 2-63 管径別の供用年数別延長
(配水管) 500mm~700mm 以下

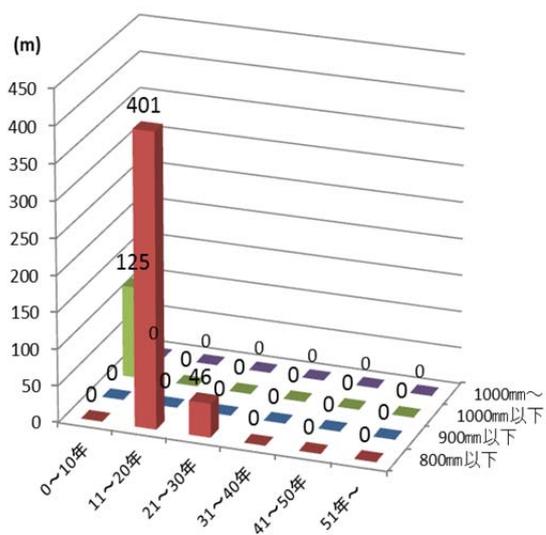
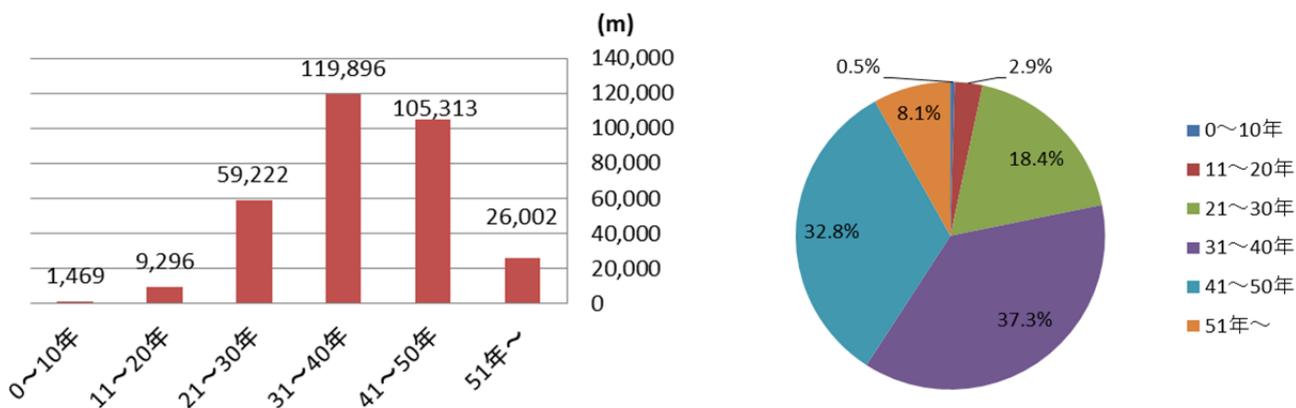


図 2-64 管径別の供用年数別延長
(配水管) 700mm 以上

出典：守口市資料

下水道管全体の92.6%（延長321.2km）を占めるコンクリート管の供用年数別延長を示す。

全体の傾向に同じく、50年以上が8.1%（延長26.0km）、40年以上が40.9%（延長131.3km）、30年以上が78.2%（延長251.2km）であり、老朽化が進んでいる。



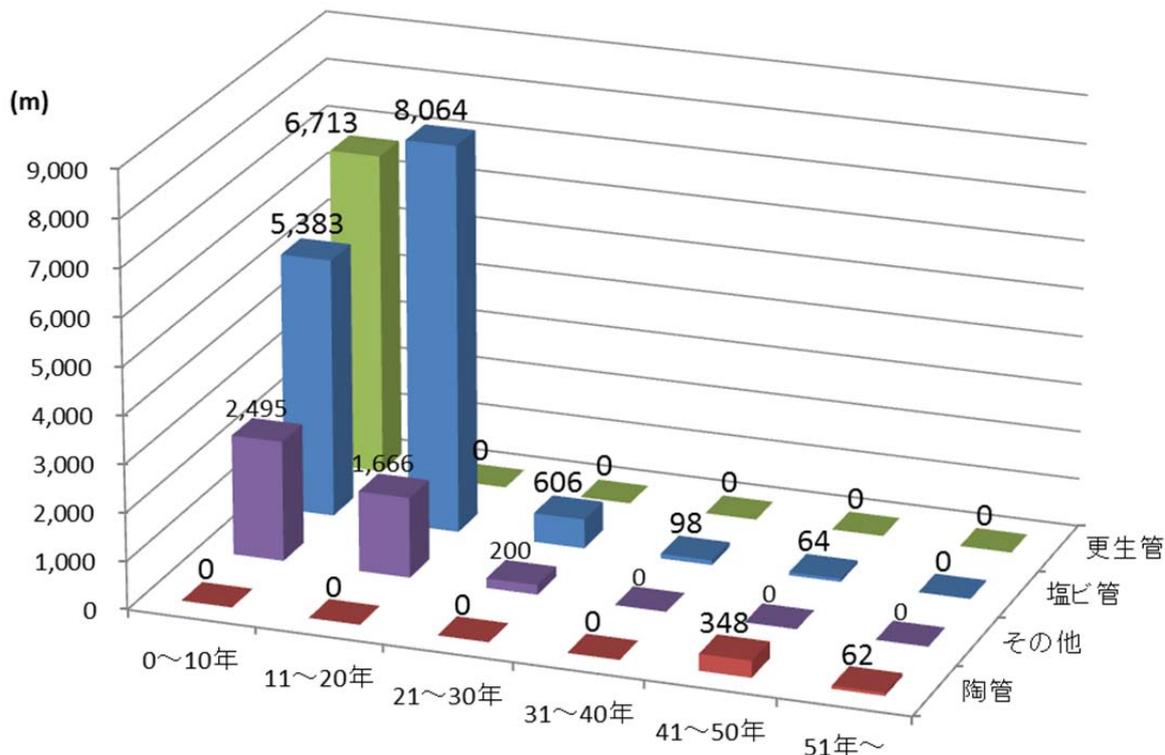
出典：守口市資料

図 2-68 供用年数別延長（コンクリート管）

図 2-69 供用年数別延長割合（コンクリート管）

コンクリート管以外の管種別の供用年数別延長を示す。

近年ほとんど敷設実績もなく、全体の割合もわずか0.1%の陶管以外は、大部分が20年以下の供用年数である。



出典：守口市資料

図 2-70 管種別の供用年数別延長（コンクリート管以外）

2-5 公共施設等の修繕・更新費の将来見通し

(1) 試算条件

公共施設等（公共建築物、インフラ資産）の修繕・更新費の将来見通しの試算を実施した。
 試算については、総務省のガイドラインにあるアプリケーション「公共施設等更新費用試算ソフト」の初期設定を基に設定した。

表 2-8 に修繕・更新費の将来見通しの試算条件を示す。

表 2-11 修繕・更新費の将来見通しの試算条件

施設	試算条件
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・更新年数：60年 ・更新時の建替え期間：3年間 ・積み残し処理を割り当てる年数（更新）：築61年以上の建築物を建替える期間として、次年度より10年間を割り当てる。 ・大規模改修：30年 ・大規模改修時の修繕期間：2年間 ・積み残し処理を割り当てる年数（大規模改修）：築31年以上50年未満の建築物で、大規模改修が実施されずに残されているものを修繕する期間として、次年度より10年間を割り当てる。 ・大規模改修を実施した公共建築物は、更新年数を70年に延長する。建替え期間は3年間で変わらない。 ・公民館の体育館はスポーツ・レクリエーション施設として計上する。 ・耐震診断および耐震補強が実施済みだが、大規模改修が実施されたか不明な建築物は、大規模改修がなされたとして試算する。
道路	舗装の更新年数 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線市道：15年 ・その他市道、自動車歩行者道：30年に延長する。
橋梁	更新年数：60年 積み残し処理を割り当てる年数（更新）：架設後61年以上の橋梁を架け替える期間として、次年度より5年間を割り当てる。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・更新年数：40年 ・積み残し処理を割り当てる年数（更新）：敷設後41年以上の水道管を更新する期間として、次年度より10年間を割り当てる。 ・プラント大規模改修：30年（更新費の60%を計上） ・プラント更新：60年（更新費100%を計上）
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・更新年数：50年 ・積み残し処理を割り当てる年数（更新）：敷設後51年以上の下水管を更新する期間として、次年度より5年間を割り当てる。 ・プラント大規模改修：30年（更新費の60%を計上） ・プラント更新：60年（更新費100%を計上）
公園	守口市公園施設長寿命化計画（平成26年2月）で算出された計画値を用いる。

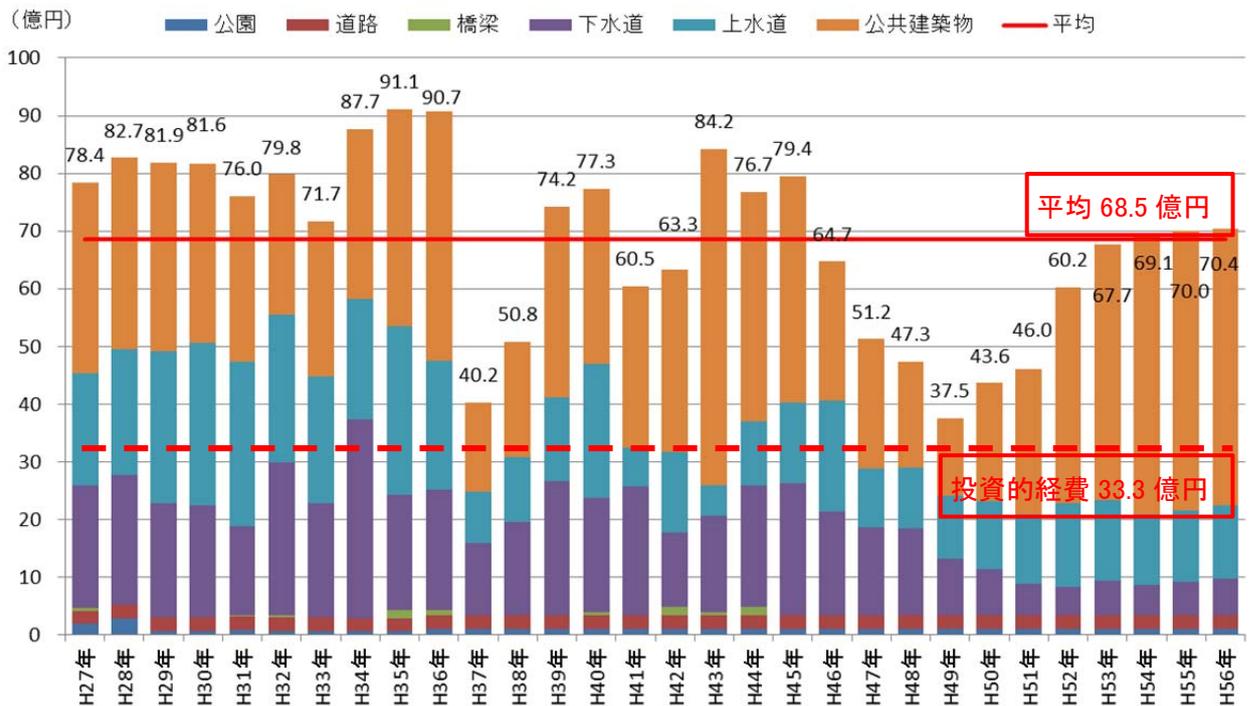
(2) 将来見通し

1) 公共施設等（公共建築物、インフラ資産）

公共施設等の修繕・更新費の30年間の見通しでは、平均すると年間68.5億円の修繕・更新費が必要となり、平成16～25年度（2004～2013年度）までの投資的経費（一般会計+公営企業会計）の平均33.3億円の約2.1倍となる。

年度ごとの修繕・更新費を見ると、更新および大規模改修の積残しのある平成36年（2024年）までの10年間は、第1のピークになっている。昭和50年代前半（1970年代後半）に整備された下水道管が50年の更新期を迎え、昭和60年代前半（1960年代後半）に整備された水道管が40年の更新期を迎える平成39～40年（2027～28年）、昭和30年代後半（1960年代前半）に建設された公共建築物が築70年の更新期、その他の昭和40年代後半（1970年代前半）に整備された大規模改修を必要としない公共建築物が建設後60年の更新期を迎える平成43～45年（2030～32年）に第2のピークが表れている。

平成53年～（2041年～）の第3のピークは昭和40年代後半（1970年代前半）に建設され、大規模改修後の公共建築物が築70年の更新期を迎えている。

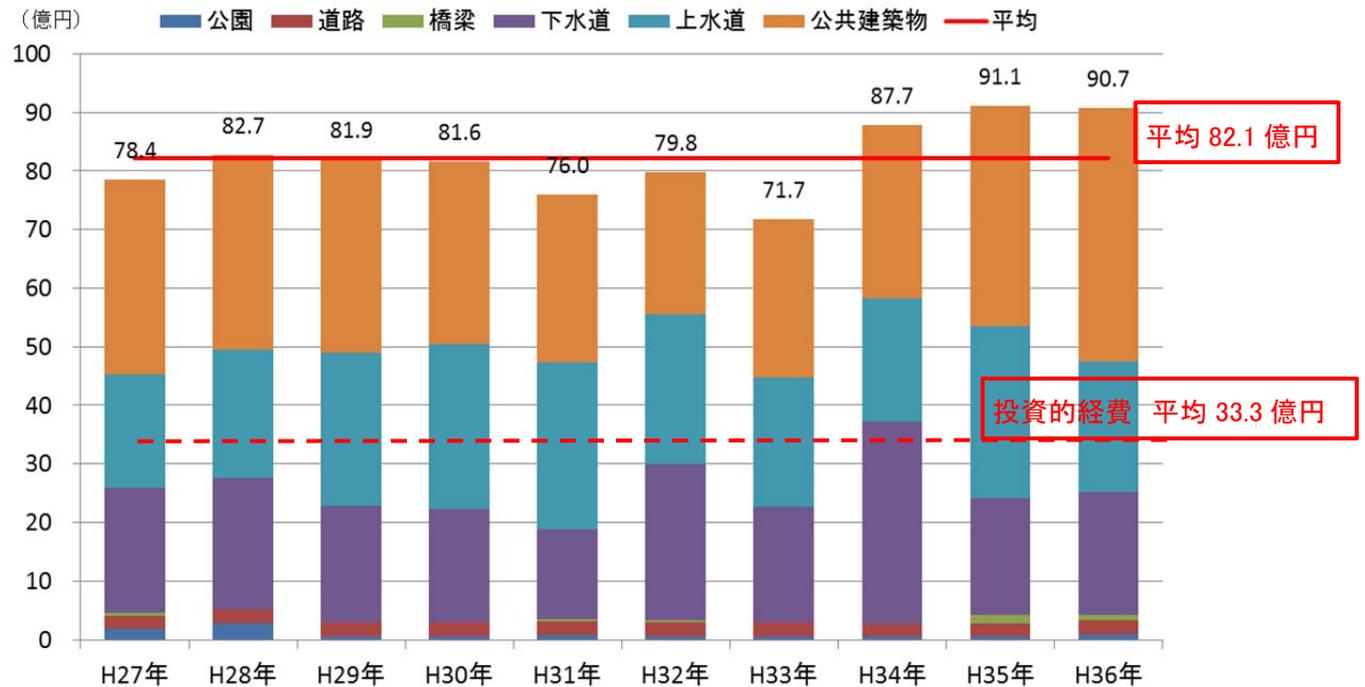


※投資的経費は、一般会計及び公営企業会計を含む

図 2-71 公共施設等の修繕・更新費の見通し（30年）

公共施設等の修繕・更新費の10年間の見通しでは、平均すると年間82.1億円の修繕・更新費が必要となり、平成16～25年度（2004～2013年度）までの投資的経費（一般会計+公営企業会計）の平均33.3億円の約2.5倍となる。

年度ごとの修繕・更新費を見ると、更新および大規模改修の積残しのある公共建築物および上水道はこの10年間にわたって、更新・大規模改修を実施するので、平均額も30年平均に比較して約13.6億円の差が生じている。



※投資的経費は、一般会計及び公営企業会計を含む

図 2-72 公共施設等の修繕・更新費の見通し（10年）

この10年間の修繕・更新費は、公共施設・上水道・下水道の3分野で95%を超える。公園・道路・橋梁の3施設は4.6%と、修繕・更新費の増減はほとんど全体の予算には影響しないレベルである。

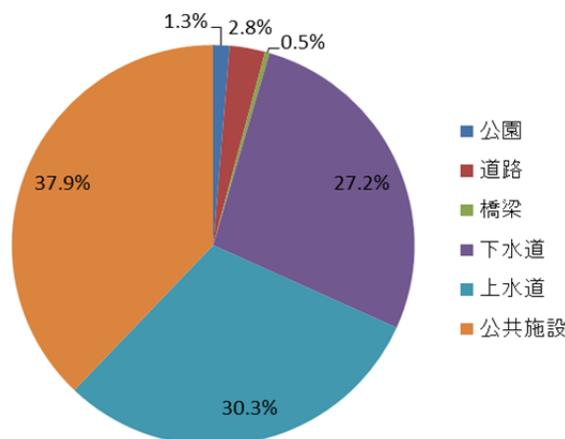


図 2-73 公共施設別の修繕・更新費の割合（10年）

2) 公共建築物

公共建築物の修繕・更新費の30年間の見通しでは、平均すると年間32.2億円の修繕・更新費が必要となる。

公共建築物の修繕・更新費同様、更新および大規模改修の積残しのある平成36年(2024年)までの10年間は、第1のピークになっている。平成43年(2031年)以降は学校教育系施設の更新期に入るため、学校教育系の更新費が支出の大部分を占めるようになる。特に平成52年(2040年)以降にこの傾向が顕著になる。

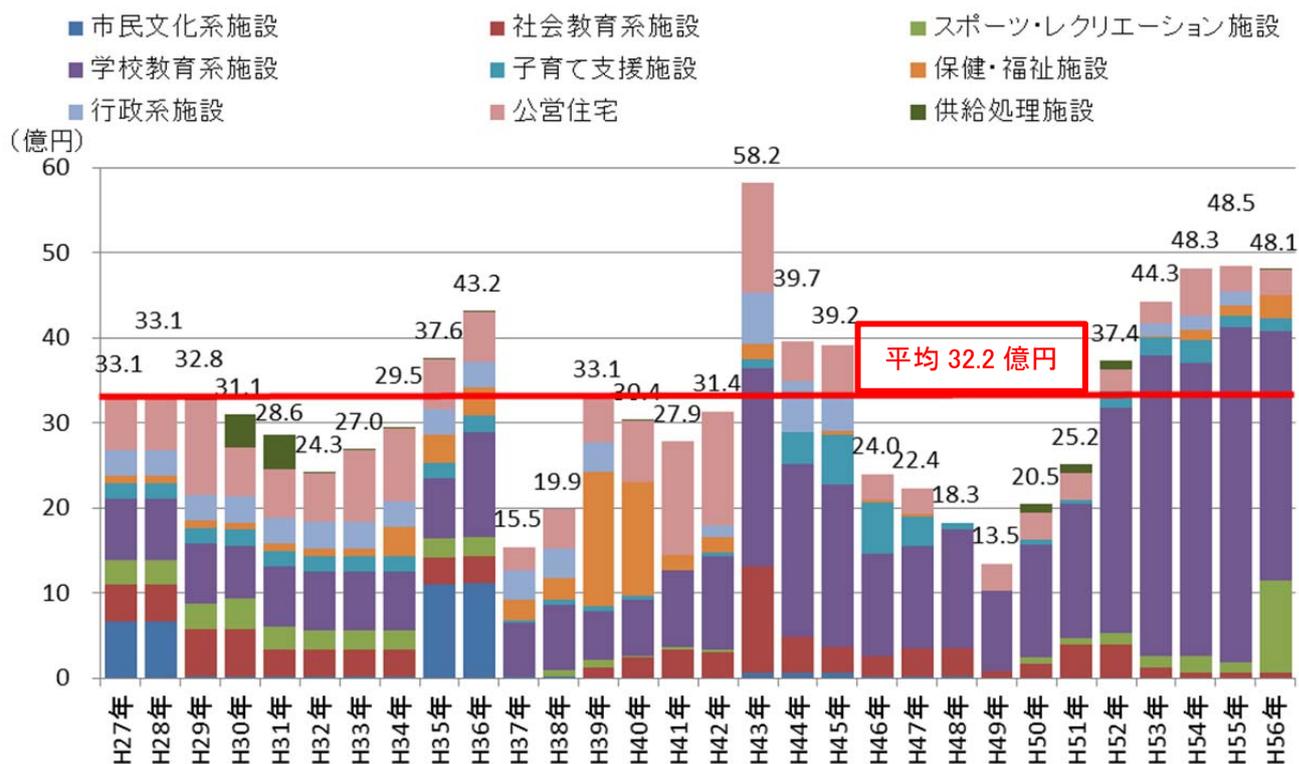


図 2-74 公共建築物の修繕・更新費の見通し (30年)

公共建築物の修繕・更新費の10年間の見通しでは、平均すると年間32.0億円の修繕・更新費が必要となる。

平成36年(2024年)にこの期間の最高値43.2億円を示すが、図2-74でも明らかなように、次年(平成37年)の予想値は15.5億円と約36%に減少し、年度間の平準化の検討が求められる。

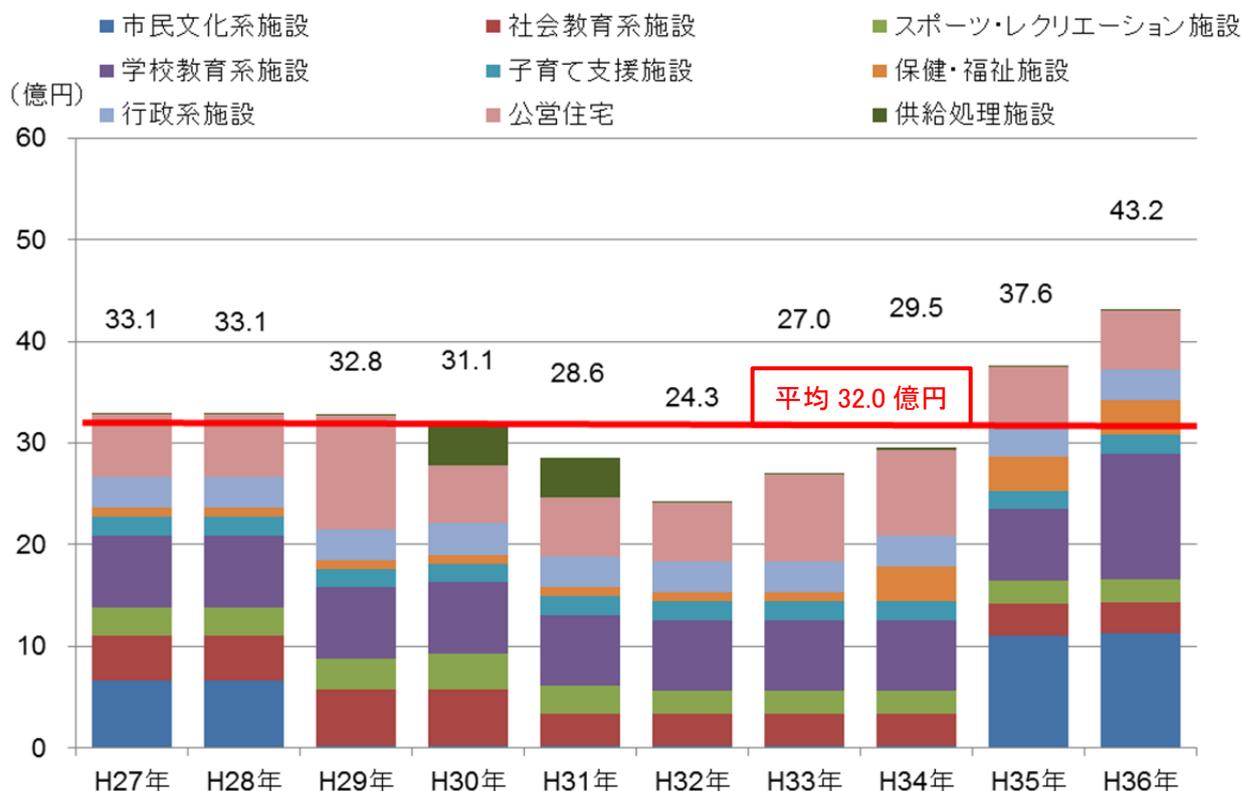


図 2-75 公共建築物の修繕・更新費の見通し (10年)

公共建築物別の修繕・更新費の割合を示す。

公営住宅・学校教育系施設で45.0%と約50%を占めている。さらに割合の高い、社会教育系施設および市民文化系施設を加えた4類型の合計は、68.5%であり、約70%である。

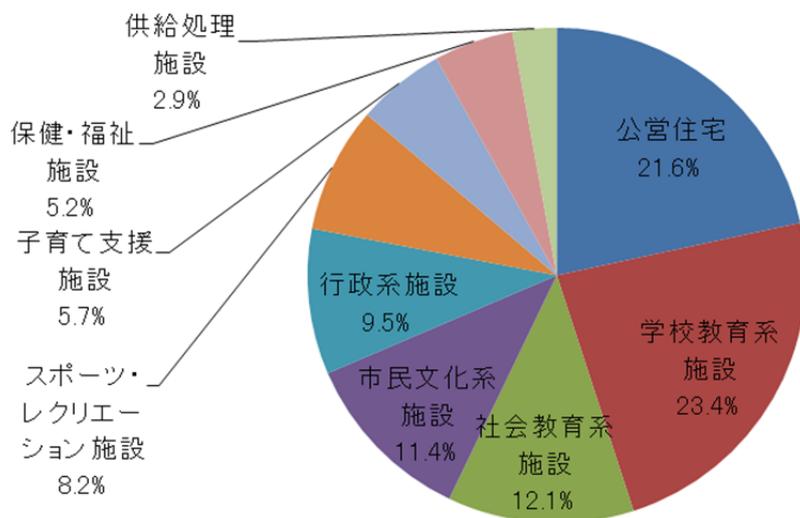


図 2-76 公共建築物別の修繕・更新費の割合 (10年)

3) インフラ資産

インフラ資産の修繕・更新費の30年間の見通しでは、平均すると年間36.3億円の修繕・更新費が必要となる。

公共施設全体の支出同様、上水道管更新の積残し分が試算されている平成36年（2024年）までの10年間で、第1のピークになっている。

昭和50年代前半（1970年代後半）に整備された下水道管が50年の更新期を迎え、昭和60年代前半（1980年代後半）に整備された水道管が40年の更新期を迎える平成39～40年（2027～28年）、昭和40年代後半（1970年代前半）に整備されたインフラが建設後60年の更新期を迎える平成44～46年（2032～34年）に2つのピークが表れている。

図2-71で示している公共建築物を含めた全体の支出予測では平成53年以降（2041年以降）にもピークが見られたが、図2-77で示す公共建築物を除くインフラの予測ではこのピークは見受けられない。

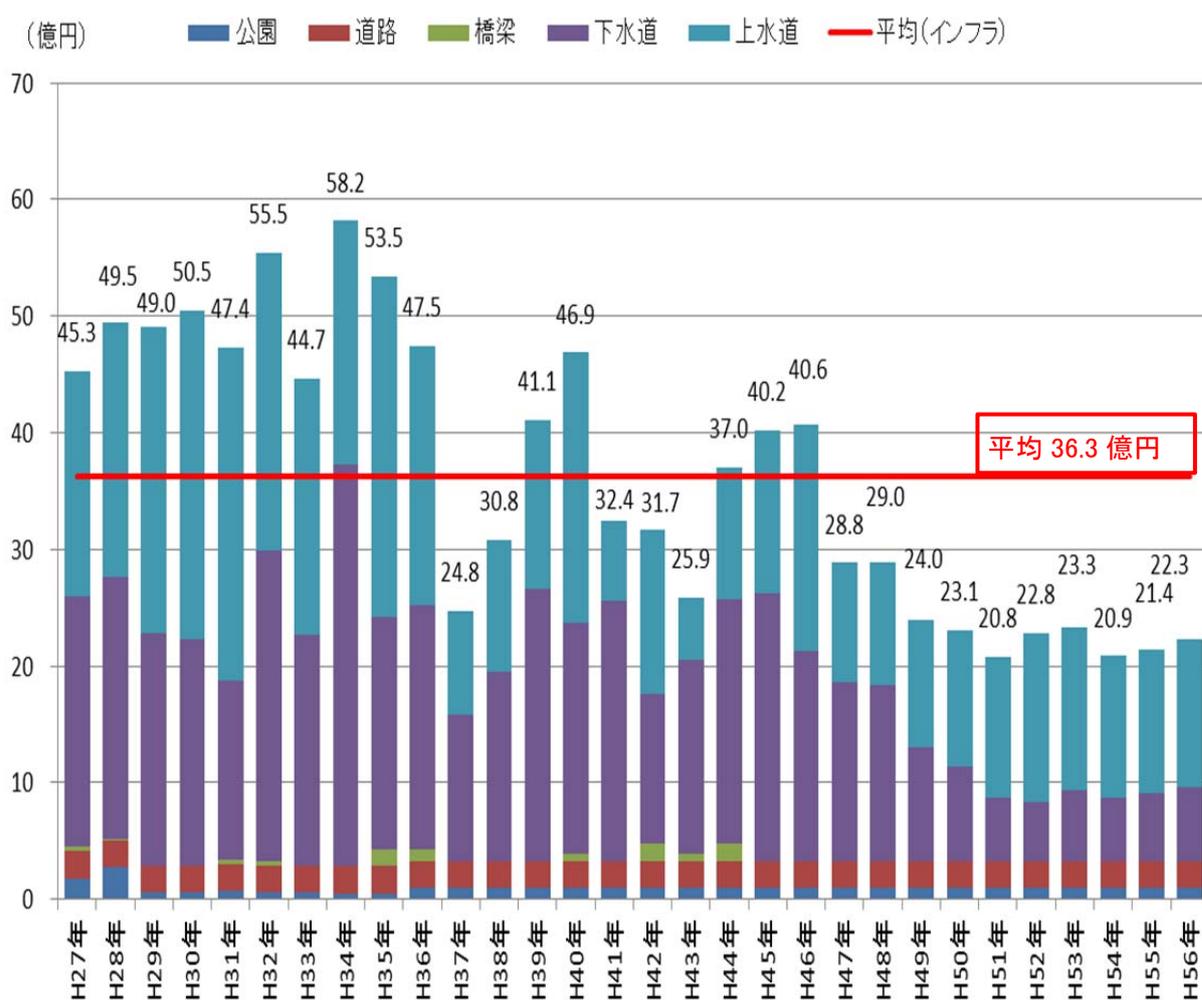


図2-77 インフラ資産の修繕・更新費の見通し（30年）

インフラ資産の修繕・更新費の10年間の見通しでは、平均すると年間50.1億円の修繕・更新費が必要となる。

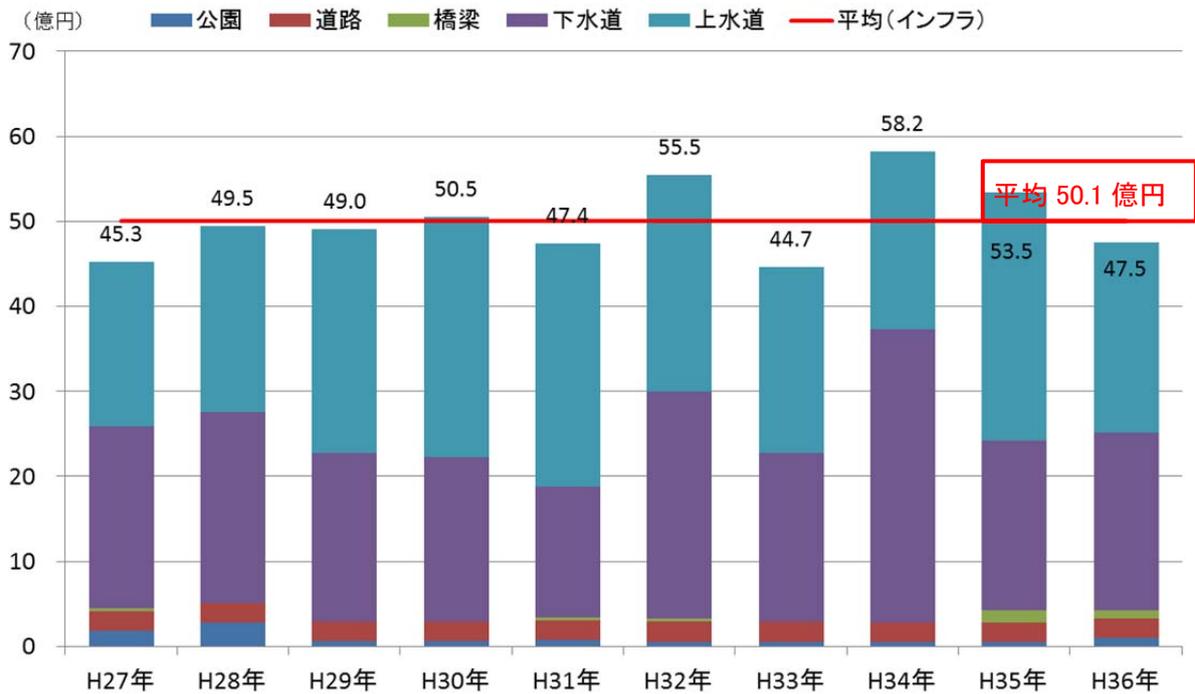


図 2-78 インフラ資産の修繕・更新費の見通し（10年）

インフラ資産別の修繕・更新費の割合を示す。

上水道・下水道で92.7%を占める。残りの3種類（公園・道路・橋梁）は7.3%と、多少の支出の増減はほとんど全体の予算には影響しないレベルである。

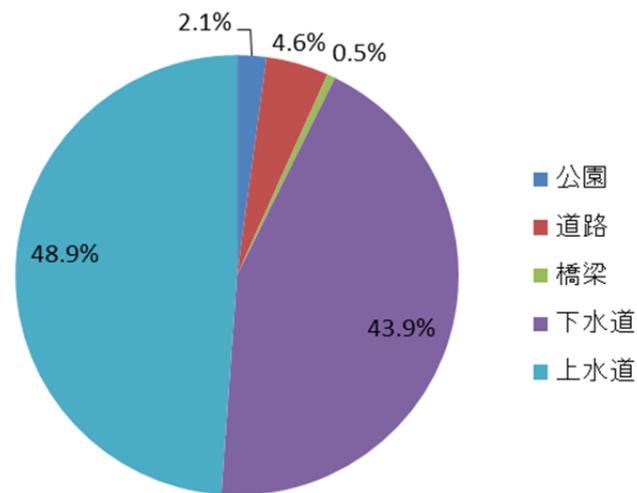


図 2-79 インフラ資産別の修繕・更新費の割合（10年）

4) 一般会計

一般会計において修繕・更新費の対象となる施設は、公共建築物・道路・橋梁・公園である。

これら施設の修繕・更新費の30年間の見通しでは、平均すると年間35.7億円の修繕・更新費が必要となる。

全体の修繕・更新費のうち、約90%は公共建築物が占めている。

更新および大規模改修の積残しのある平成36年(2024年)までの10年間は、比較的高額になっている。平成43年(2031年)および平成52年以降(2040年以降)にも公共建築物の修繕・更新費が高額になるため、全体の額を押し上げている。

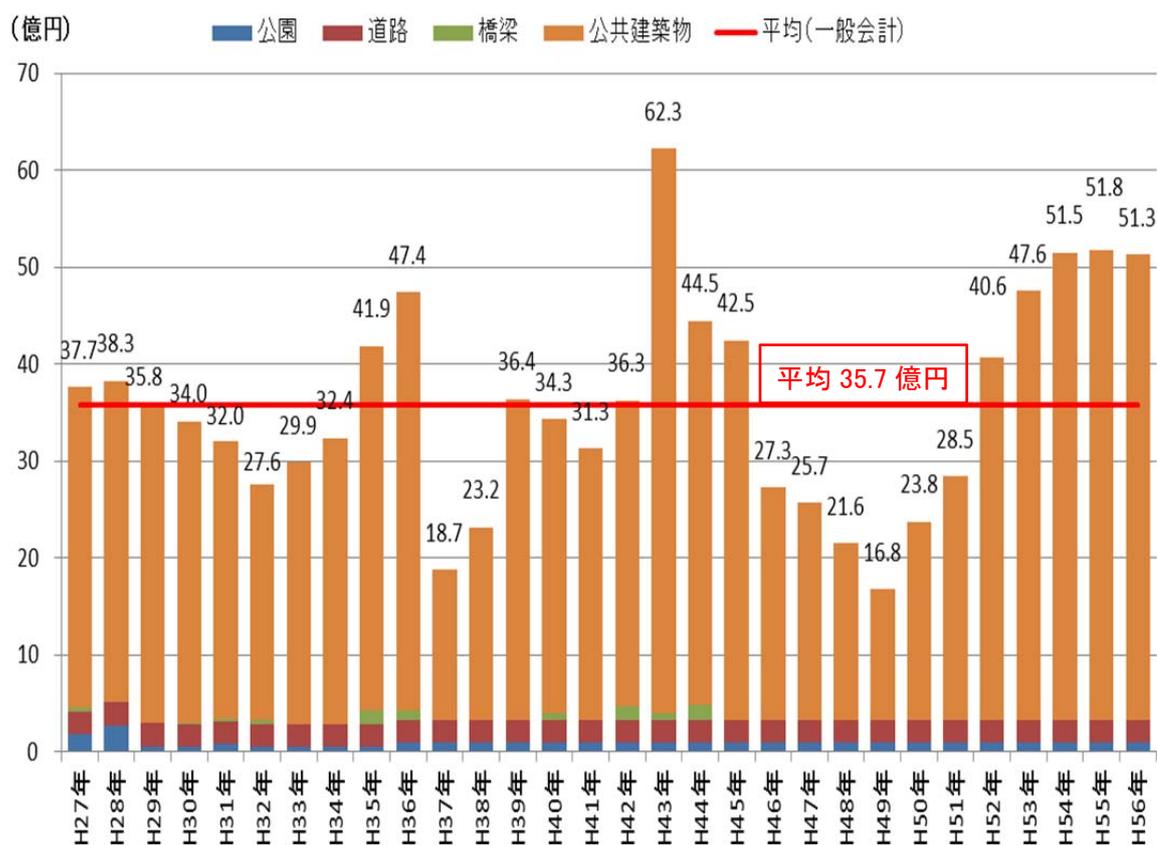


図2-80 一般会計における修繕・更新費の見通し(30年)

修繕・更新費の10年間の見通しでは、平均すると年間35.8億円の修繕・更新費が必要となる。

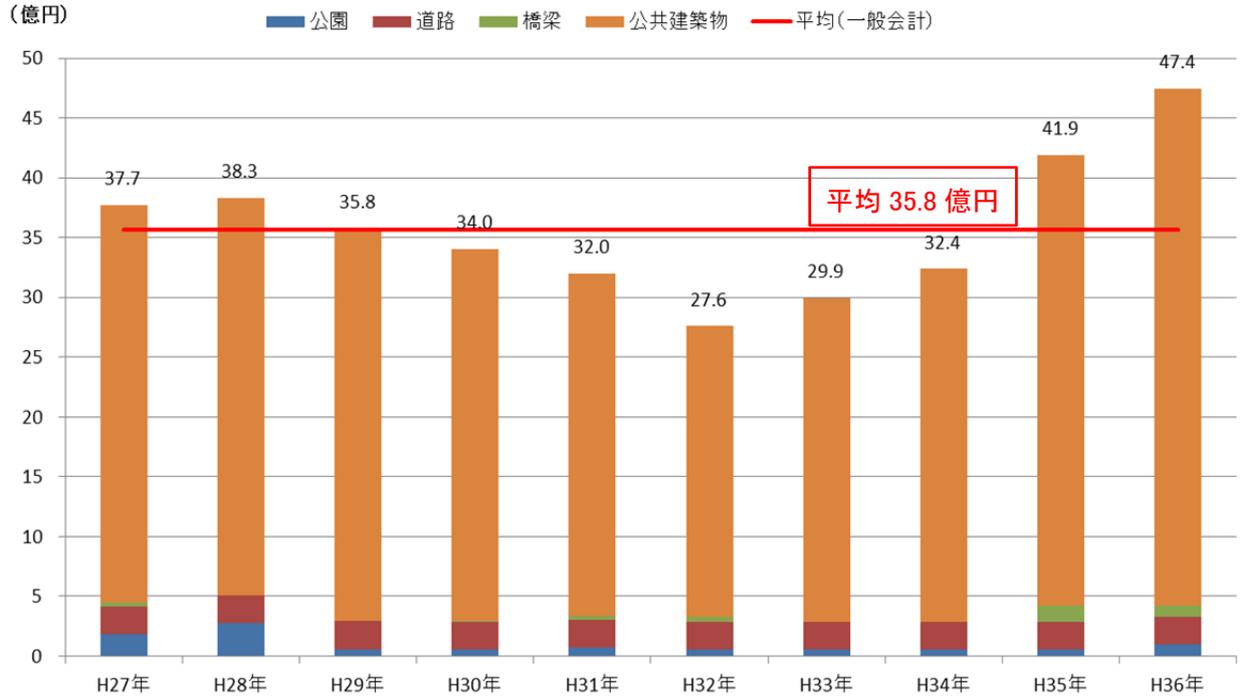


図 2-81 一般会計における修繕・更新費の見通し(10年)

平成27～36年(2015～24年)までの10年間の施設別の修繕・更新費を示す。

施設別の修繕・更新費は、公共建築物が89.3%を占め、残りの3施設(公園・道路・橋梁)は10.7%となる。

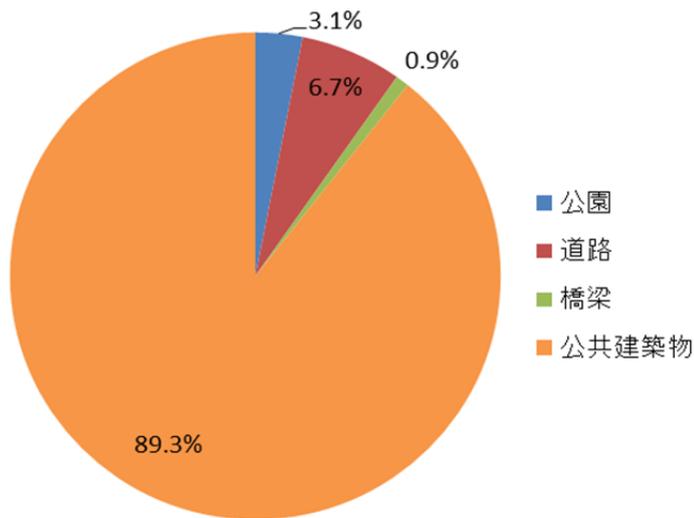


図 2-82 施設別の修繕・更新費の割合(10年)

5) 公営企業会計

① 水道事業

水道事業の修繕・更新費の30年間の見通しでは、平均すると年間16.5億円の修繕・更新費が必要となる。

最高額は、平成35年(2022年)の29.3億円となる。平成47年以降(2035年以降)は、10~14億円で推移する見通しである。

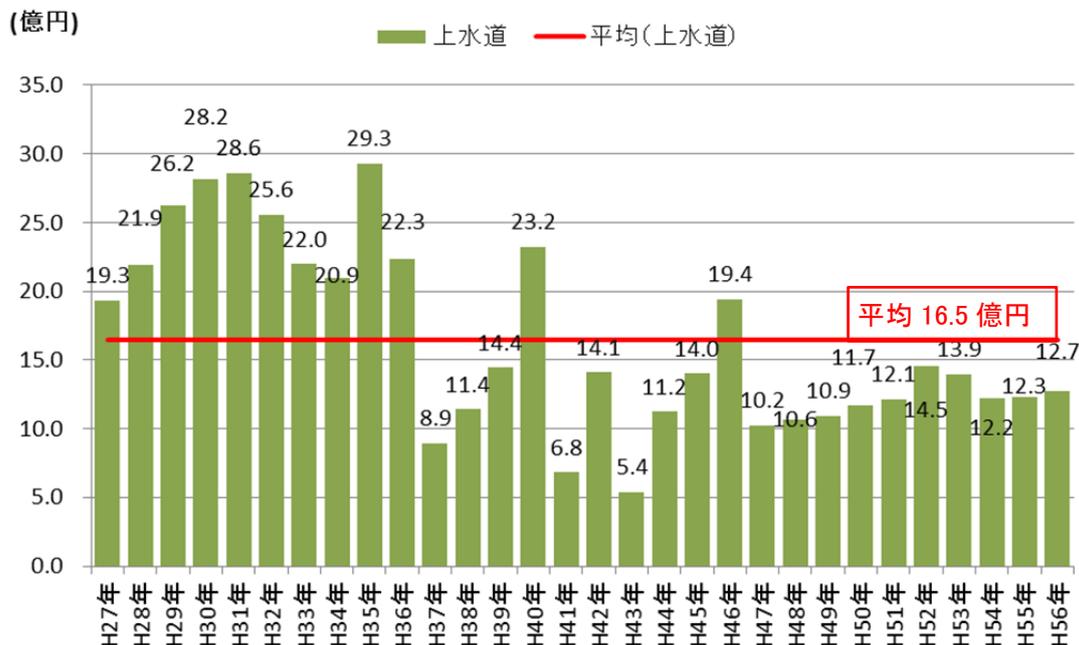


図 2-83 水道事業における修繕・更新費の見通し (30年)

修繕・維持補修費の10年間の見通しでは、平均すると年間24.4億円の修繕・更新費用が必要となる。

最高値は30年間の見通しと同様に、平成35年(2022年)の29.3億円となる。

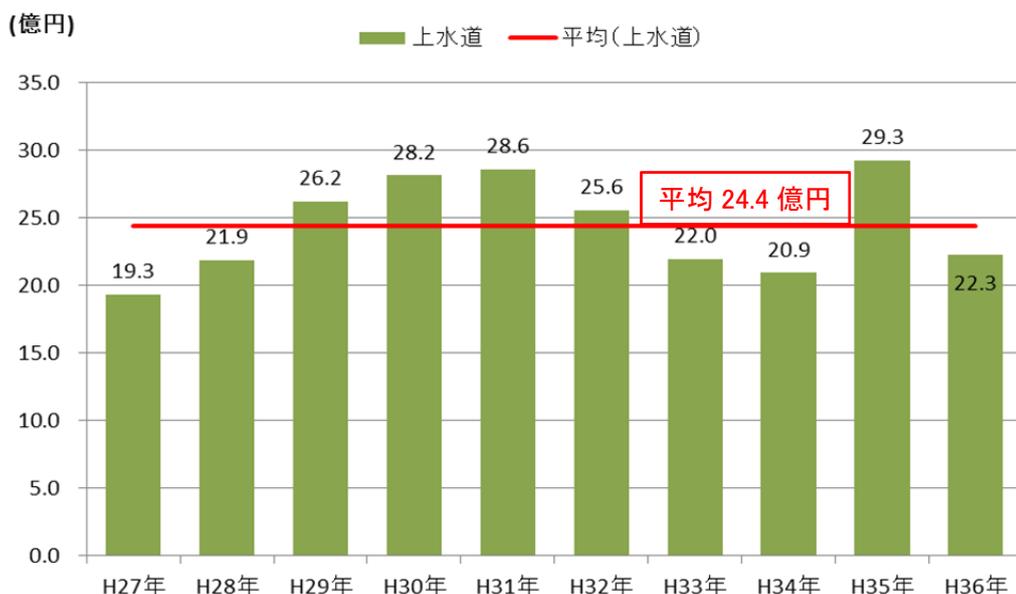


図 2-84 水道事業における修繕・更新費の見通し (10年)

② 下水道事業

下水道事業の修繕・更新費の30年間の見通しでは、平均すると年間16.3億円の修繕・更新費が必要となる。

更新の積み残しがあるのは平成31年（2019年）までである。最高額は、平成34年（2022年）の34.4億円であるが、平成49年以降（2037年以降）は10億円を割る。

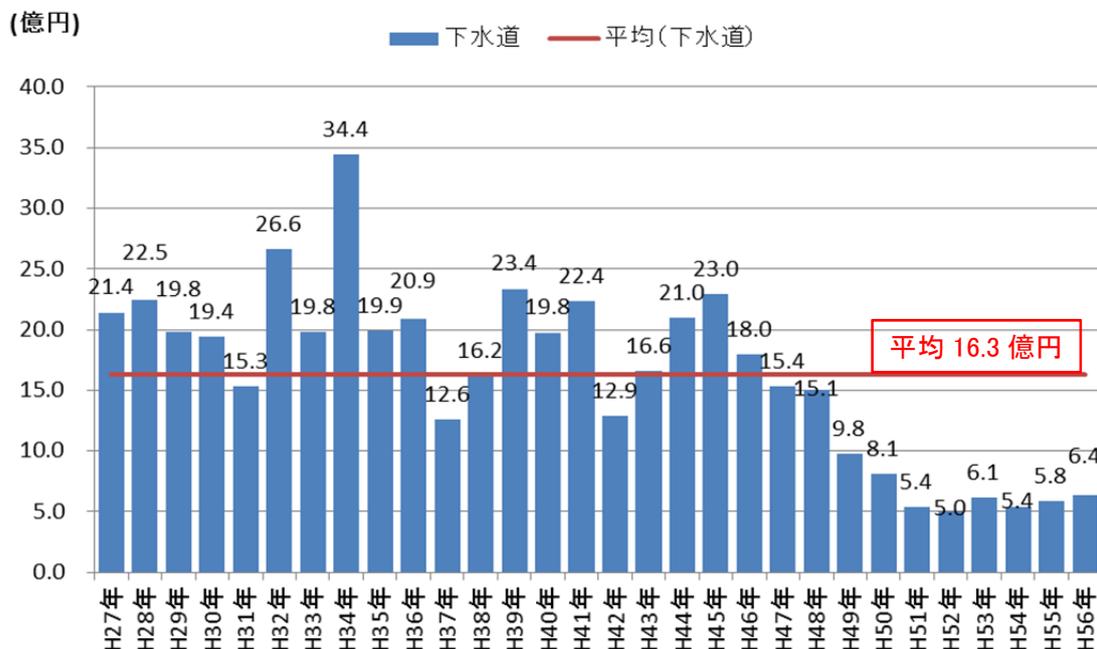


図 2-85 下水道事業における修繕・更新費の見通し（30年）

修繕・維持補修費の10年間の見通しでは、平均すると年間22.0億円の修繕・更新費が必要となる。最高額は30年間の見通し同様に、平成34年（2022年）の34.4億円である。

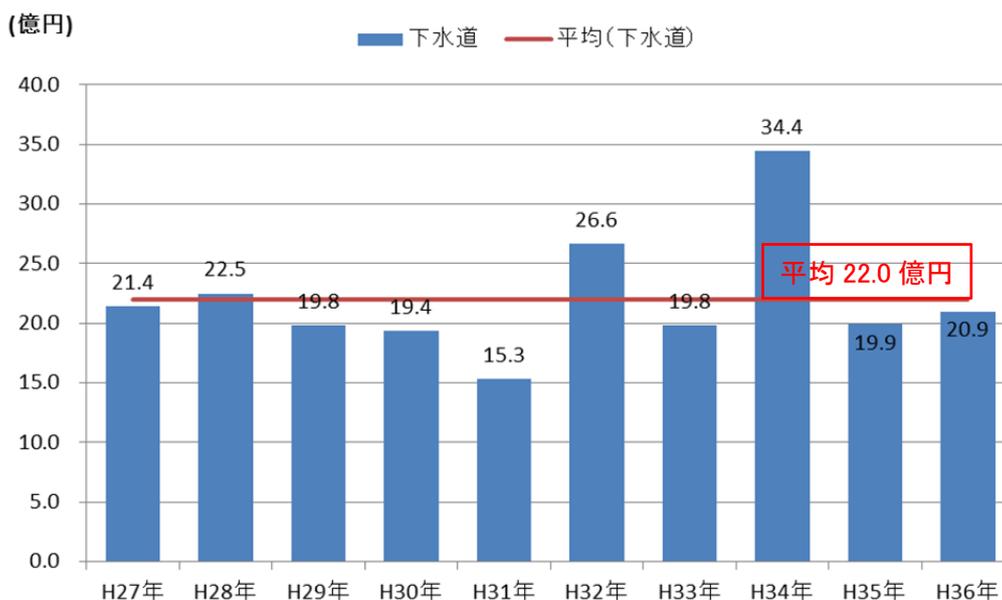


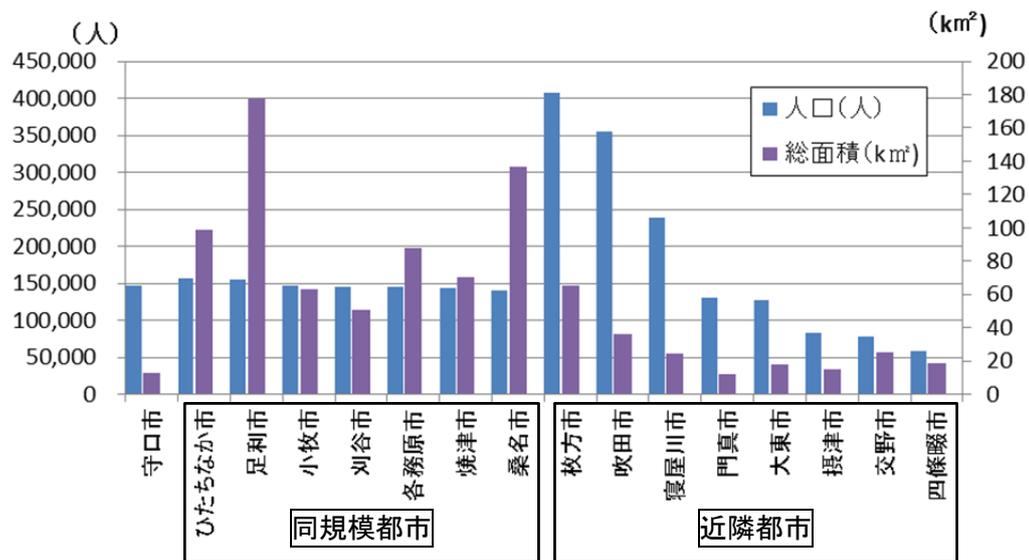
図 2-86 下水道事業における修繕・更新費の見通し（10年）

2-6 他都市との比較

(1)人口・市域面積

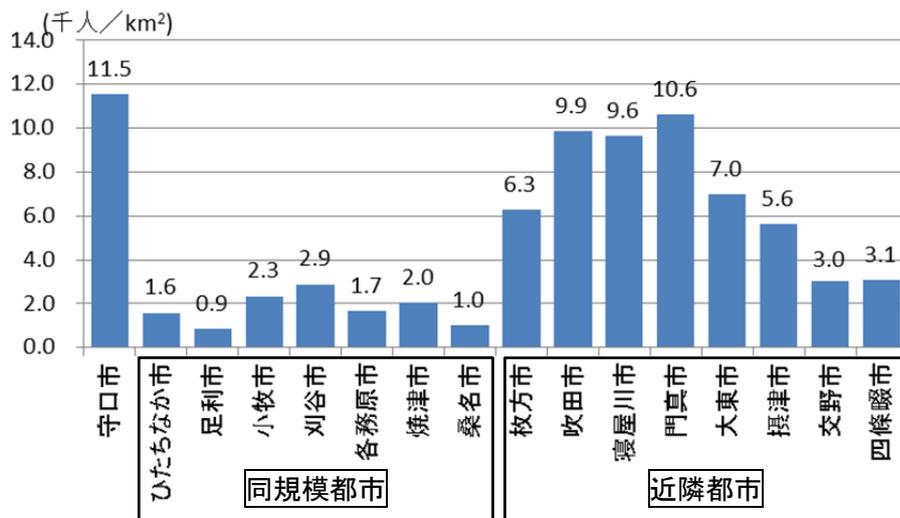
本市は、市域面積が狭く、人口密度が高い都市である。近隣都市の門真市、大東市に比較的近い都市構造となっている。

同規模都市としては、平成 22 年（2010 年）の「国勢調査報告」における守口市の人口（146,697 人）を勘案し、14 万人以上 16 万人未満の内、守口市と同じ「類似団体」に属する都市として、ひたちなか市、足利市、小牧市、刈谷市、各務原市、焼津市、桑名市の 7 自治体を選定した。なお、類似団体は、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）により分類されるものであり、（財）地方財務協会「類似団体別市町村財政指数表」での区分に拠った。守口市の属する類似団体の産業構造（就業者比率）は、第二次+第三次産業就業者が 95%以上、かつ第三次産業就業者が 65%未満である。



出典：平成 22 年度（2010 年度）国勢調査

図 2-87 人口・市域面積の都市間比較



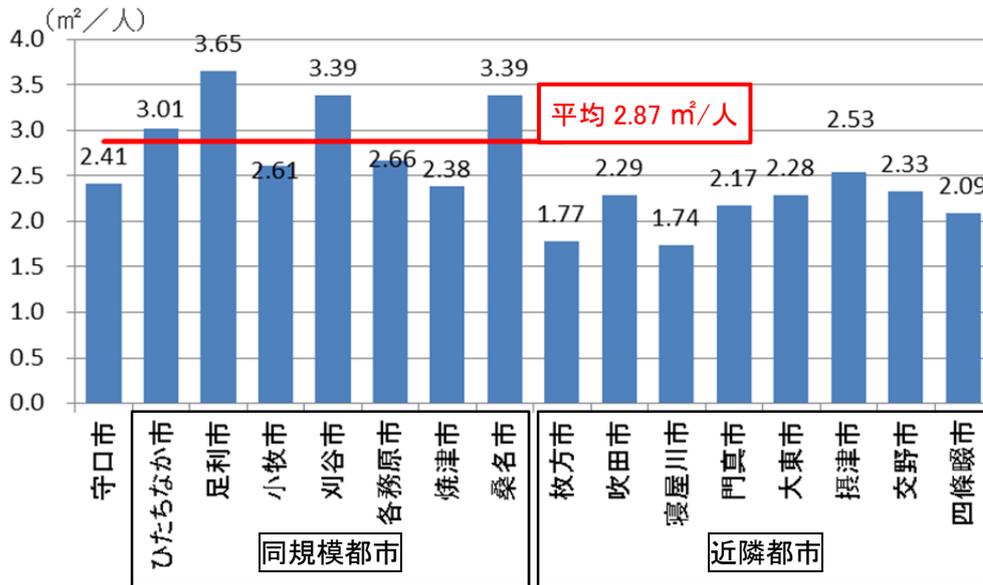
出典：平成 22 年度（2010 年度）国勢調査

図 2-88 人口密度

(2)公共建築物延床面積

本市の一人当たりの公共建築物延床面積は2.41 m²/人となる。

全都市における人口10～25万人未満の都市の平均値2.89 m²/人より下回り、図2-89の同規模都市平均2.87 m²/人も下回る。



※人口は平成22年度(2010年度)国勢調査、公共建築物延床面積は東洋大学人口規模階層別ランキングデータを活用

図 2-89 一人当たりの公共建築物延床面積

■参考

表 2-12 人口一人当たりの延床面積の平均値

[単位：m²/人]

人口規模	全国平均	政令指定都市	10～25万人未満の都市
1人当たりの公共施設延床面積	3.22	3.44	2.89

出典：公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果
(平成24年(2012年)3月 総務省自治財政局財務調査課)

第3章

公共施設等マネジメント方針

3-1 対象施設

本市が保有している全施設を対象とする。

表 3-1 に対象施設一覧を示す。

表 3-1 対象施設一覧

	大分類	中分類	小分類	施設数	規模	主な施設名等
公共建築物	市民利用施設	市民文化系施設	集会施設	6 施設	14,714.00 m ²	集会所(6)
			文化施設	2 施設		守口文化センター、生涯学習情報センター
		社会教育系施設	図書館	—	—	—
			博物館等	13 施設	14,819.45 m ²	もりぐち歴史館、教育センター及び国際交流センター、公民館 (10)、公民館分室
		スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	12 施設	13,867.63 m ²	地区体育館(9)、市民体育館、市民球場他
			保養施設	—		—
		学校教育系施設	学校	26 施設	176,856.45 m ²	小学校(17)、中学校 (9)
			その他教育施設	—		—
		子育て支援施設	幼保・こども園	17 施設	12,739.26 m ²	幼稚園(5)、保育所(12)、児童センター
			幼児・児童施設	1 施設		—
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設	5 施設	17,427.92 m ²	老人福祉センター(2)、さんあい広場(3)
			障害者福祉施設	5 施設		障害者・高齢者交流会館、桜の園、わかくさ・わかすぎ園、わかたけ園他
		保健施設	1 施設	市民保健センター		
	行政施設	行政系施設	庁舎等	1 施設	10,909.89 m ²	市庁舎
			消防施設	—		—
その他行政施設			—	—		
都市基盤施設	公営住宅	公営住宅	9 施設	39,749.29 m ²	市営住宅団地(9)	
	供給処理施設	—	4 施設	6,959.08 m ²	クリーンセンター、大気第一測定局、大気第二測定局、大気第三測定局	
その他	—	—	6 施設	4,715.07 m ²	地域就労支援センターラポール、金下貸店舗、シルバー人材センター他	
対象外施設	—	—	13 施設	27,811.18 m ²	旧守口市市民会館、旧藤田中学校他	
インフラ資産	都市基盤施設	道路	道路	201,297m	1,296,522.00 m ²	一般道路、自転車歩行者道
			橋梁	50 橋	4,605.80 m ²	PC 橋(17)、RC 橋(18)、鋼橋(5)、その他(10)
		公園	公園	184 公園	—	都市公園(62)、児童公園(87)、その他(35)
	公園施設 (建築物)		44 施設	526.44 m ²	便所、管理棟、相撲場、あずまや	
	その他	その他	14 施設	10,020.05 m ²	東郷資材置場、放置自転車大日保管所、公衆トイレ(2)、駐輪場(10)	
	公営企業施設	上水道	上水道管	311,460m	—	導水管、配水管
			上水道施設	2 施設	7,236.53 m ²	守口市浄水場、東郷配水場
下水道		下水道管	350,475m	—	コンクリート管、陶管、塩ビ管、更生管	
		下水道施設等	6 施設	22,928.03 m ²	下水終末処理場、ポンプ場(4)、大枝調整池	

※公民館は社会教育法に基づき、社会教育系施設に分類する。

3-2 基本方針

本市の現状や課題を踏まえ、健全で持続可能な都市経営を実現するために、以下の3つの方針に基づき、公共施設等のマネジメントを推進する。

基本方針1 公共施設等の最適化 ～施設を持ち続けることに執着しない～

- 人口の減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの変化、財政状況等を踏まえ、総合的な評価のもと、適正な施設保有量とする。
- 本市が保有する公共建築物は、昭和30～40年代（1950年代後半～1970年代前半）の高度経済成長期の人口急増に対応するために建設されたものが多く、老朽化が進んでいるため、耐震化や建替えをしながら現有施設すべてを将来に渡って保有し続けることは困難であり、市民へのサービス水準を維持しながら施設保有量の適正化を図る。
- インフラ資産は、市民生活における重要性及び道路、上下水道といった施設種別ごとの特性を踏まえ、中長期的な視点で総量の適正化を図る。

基本方針2 長寿命化の推進 ～ムダをなくす～

- 日常的及び定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持管理による施設の長寿命化の推進及び財政負担の縮減を図る。また、公共建築物及びインフラ資産の長寿命化計画と財政計画を連動させ、改修費等の財政負担の平準化を図る。
- 公共建築物の修繕は、対処療法としての事後保全が主であるが、点検・診断等により計画的に修繕を行う予防保全により、公共建築物の長寿命化を図り、大規模修繕費の削減や単年度当たりの改修費等の財政負担の縮減と平準化を図る。
- インフラ資産は、施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を推進するとともに、新技術による施設の長寿命化及び財政負担の縮減と平準化を図る。

基本方針3 「官」から「民」へのシフト ～効率的な行政をめざす～

- 民間でも提供できるサービスか行政にしかできないサービスかを見極め、民間企業等の持つノウハウや資金の活用も視野に入れ、財政負担の軽減やサービス水準の向上を図る。

3-3 実施方針

公共施設等のマネジメントの基本方針に基づき、公共施設等を管理していく上での実施方針を以下に示す。

■点検・診断等の実施方針 ～調べる～

- ・定期的に点検し、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行う。
- ・点検・診断を通じて得られた施設の状態や補修の履歴、施設の利用状況・コスト情報等ソフト・ハード両面にわたる情報をデータベース化し、情報を蓄積することで次の点検・診断やマネジメントへの活用を行う。

■維持管理・修繕・更新等の実施方針 ～進める～

- ・個別施設ごとに最適な維持管理に関する計画を策定し、戦略的な維持管理・修繕・更新等を行うことで施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図る。
- ・新技術を積極的に導入し、施設の維持管理コストの縮減、安全性の確保を図る。

■安全確保の実施方針 ～守る～

- ・日常点検及び定期点検において、異状が発見された場合は、必要に応じて利用禁止とし、安全性を確保する。また、異状が確認された施設の管理区分（予防保全型施設、事後保全型施設）に応じて、長寿命化対策や劣化や損傷の進行を判断して撤去・更新を行う。
- ・すでに役割を終え、今後利活用のない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や市民の安全・安心を考慮し、必要に応じて早期に建物の解体、除却を行う。

■耐震化の実施方針 ～備える～

- ・多数の市民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設について、施設の統合・廃止、維持管理・修繕・更新などの状況も踏まえ、迅速かつ効果的に耐震対策を行い、防災機能の強化を図る。
- ・地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行う。

■長寿命化の方向性 ～延ばす～

- ・ 損傷などが発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改修などを行う「予防保全型」へと転換し、効率的に施設の長寿命化を進める。

■統合や廃止の推進方針 ～見極める～

- ・ 老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設は、その原因を十分に検証し、市民ニーズに合わなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、他の施設との統合や廃止の検討を行う。

■総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築 ～整える～

- ・ 公共施設状況を一元的に把握し、総括管理する組織体制を構築するとともに、各施設の所管課による検討組織を立ち上げ、全庁的な視点でも検討し、計画的なマネジメントに向けた「管理・検討・実施」の仕組みづくりを行う。

3-4 類型別施設状況

(1) 公共建築物

1) 市民文化系施設

本市の市民文化系施設は、集会施設が6施設、文化施設が2施設ある。

文化施設のうち、文化センターは市民に文化活動の場及び機会の提供を行い、もって市民の文化の振興を図る施設である。また、生涯学習情報センターは、生涯学習に関する情報の収集及び発信並びに生涯学習活動の場及び機会の提供を行い、もって市民の生涯学習の振興を図る施設である。

集会施設の6施設は、築40年以上経過しており、旧耐震基準で耐震化が未実施の建物となっている。

表 3-2 市民文化系施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	耐震 補強※1
集会 施設	1	南寺方集会所	121.46	昭和46年(1971年)	43年	未
	2	高瀬・馬場集会所	79.51	昭和46年(1971年)	43年	未
	3	大庭町集会所	128.90	昭和46年(1971年)	43年	未
	4	大枝集会所	214.93	昭和46年(1971年)	43年	未
	5	土居会館	132.54	昭和39年(1964年)	50年	未
	6	八雲南会館	168.48	昭和49年(1974年)	40年	未
小計			845.82			
文化 施設	7	守口文化センター	5,165.15	昭和60年(1985年)	29年	新
	8	生涯学習情報センター	8,703.03	平成5年(1993年)	21年	新
小計			13,868.18			

※1 「未」は耐震補強未実施、「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。

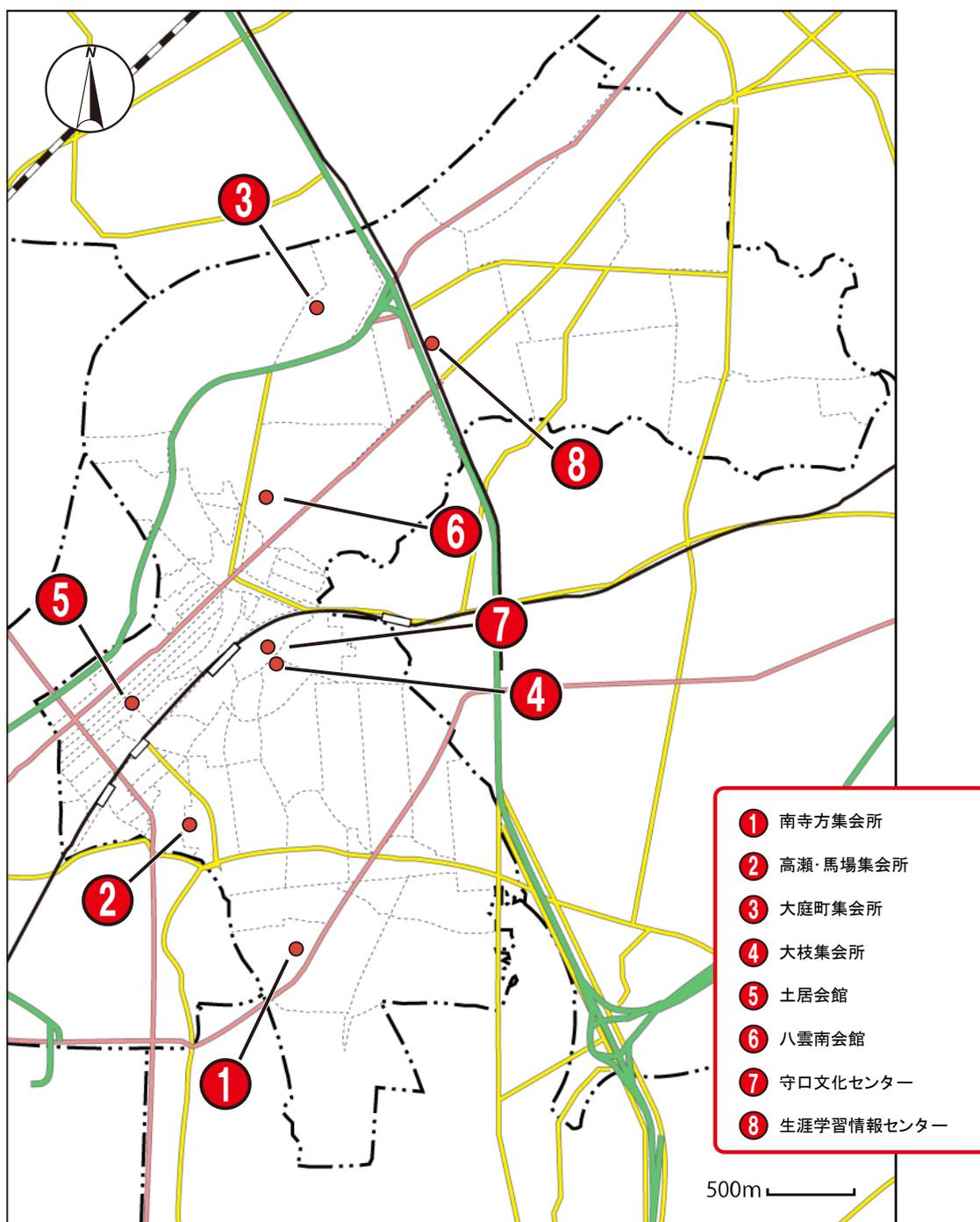


図 3-1 市民文化系施設配置状況図

2) 社会教育系施設

本市の社会教育系施設は、博物館等が2施設、公民館が11施設ある。

もりぐち歴史館「旧中西家住宅」は、貴重な文化財的価値のある建築物として、永く保存し、郷土に関する歴史資料等を展示するとともに、市民の文化活動の振興の場に供するための施設である。また、教育センターは、教育に関する調査研究、研修、相談等を行うことにより、学校教育の充実及び伸展を図る施設である。国際交流センターは、国際交流に関する情報の収集及び発信並びにふれあいの場の提供等を行うことにより、市民の国際意識の高揚と国際交流活動の推進を図る施設である。

公民館は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定に基づき設置されており、市民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。

博物館等の施設のうち、教育センター及び国際交流センターは、築30年以上が経過しており、旧耐震基準で未耐震の建物となっている。また、公民館の6施設は、築40年以上が経過しており、大規模改修及び耐震化が未実施の建物となっている。

表 3-3 社会教育系施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 ^{※1} (㎡)	建築年 ^{※2}	築年数	耐震補強 ^{※3}
博物館等	1	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	770.82	平成13年(2001年)	13年	新
	2	教育センター及び国際交流センター	1,657.28	昭和54年(1979年)	35年	未
小計			2,428.10			
公民館	3	中央公民館・教育文化会館	2,256.19	昭和46年(1971年)	43年	未
	4	庭窪公民館	1,019.15	昭和42年(1967年)	47年	未
	5	庭窪公民館分室	638.78	昭和50年(1975年)	39年	未
	6	三郷公民館	1,019.62	昭和43年(1968年)	46年	未
	7	東部公民館	1,847.64	昭和49年(1974年)	40年	未
	8	南部公民館	1,277.96	昭和53年(1978年)	36年	未
	9	八雲東公民館	522.93	昭和57年(1982年)	32年	新
	10	錦公民館	783.73	昭和44年(1969年)	45年	未
	11	東公民館	742.00	昭和45年(1970年)	44年	未
	12	北部公民館	1,023.90	昭和60年(1985年)	29年	新
	13	西部公民館	1,259.45	昭和62年(1987年)	27年	新
小計			12,391.35			

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※3 「未」は耐震補強未実施、「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。

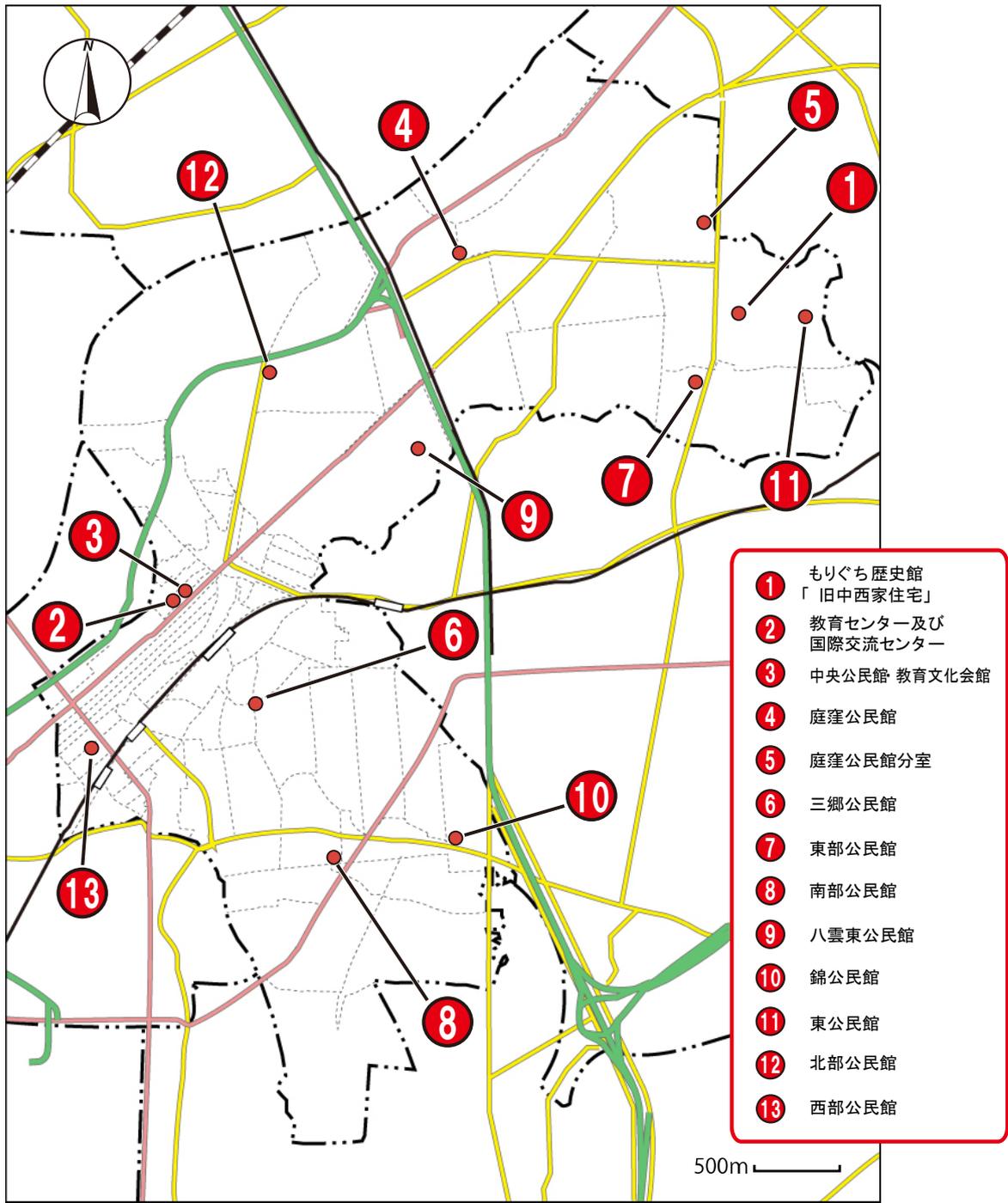


図 3-2 社会教育系施設配置状況図

3) スポーツ・レクリエーション系施設

本市のスポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツ施設として、地区体育館が9施設、市民体育館が1施設、市民球場が1施設、テニスコート事務所が1施設ある。

体育館は、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって地域住民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するための施設である。

スポーツ施設の12施設うち、南部地区体育館、三郷地区体育館、庭窪地区体育館、東部地区体育館の4施設は、築30年以上が経過しており、旧耐震基準で耐震化が未実施の建物となっている。また、市民球場、大枝公園テニスコート事務所の2施設は更新時期が迫っている。守口・土居地区体育館を除く5施設は、築30年近くたっており、大規模改修時期が迫っている。

表 3-4 スポーツ・レクリエーション系施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 ^{※1} (㎡)	建築年 ^{※2}	築年数	耐震補強 ^{※3}
スポーツ施設	1	東地区体育館	529.15	昭和63年(1988年)	26年	新
	2	八雲東地区体育館	538.67	昭和60年(1985年)	29年	新
	3	北部地区体育館	588.00	昭和60年(1985年)	29年	新
	4	錦地区体育館	727.78	昭和62年(1987年)	27年	新
	5	守口・土居地区体育館	692.36	平成8年(1996年)	18年	新
	6	守口市民体育館	8,458.33	昭和59年(1984年)	30年	新
	7	南部地区体育館	660.42	昭和53年(1978年)	36年	未
	8	三郷地区体育館	527.57	昭和56年(1981年)	33年	未
	9	市民球場	517.25	昭和43年(1968年)	46年	未
	10	庭窪地区体育館	550.57	昭和55年(1980年)	34年	未
	11	東部地区体育館 ^{※4}	-	昭和49年(1974年)	40年	未
	12	大枝公園テニスコート事務所	77.53	昭和40年(1965年)	49年	未
小計			13,867.63			

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※3 「未」は耐震補強未実施、「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。

※4 東部地区体育館については、東部公民館の建物内に存在する為、延べ床面積は東部公民館に含むものとする。

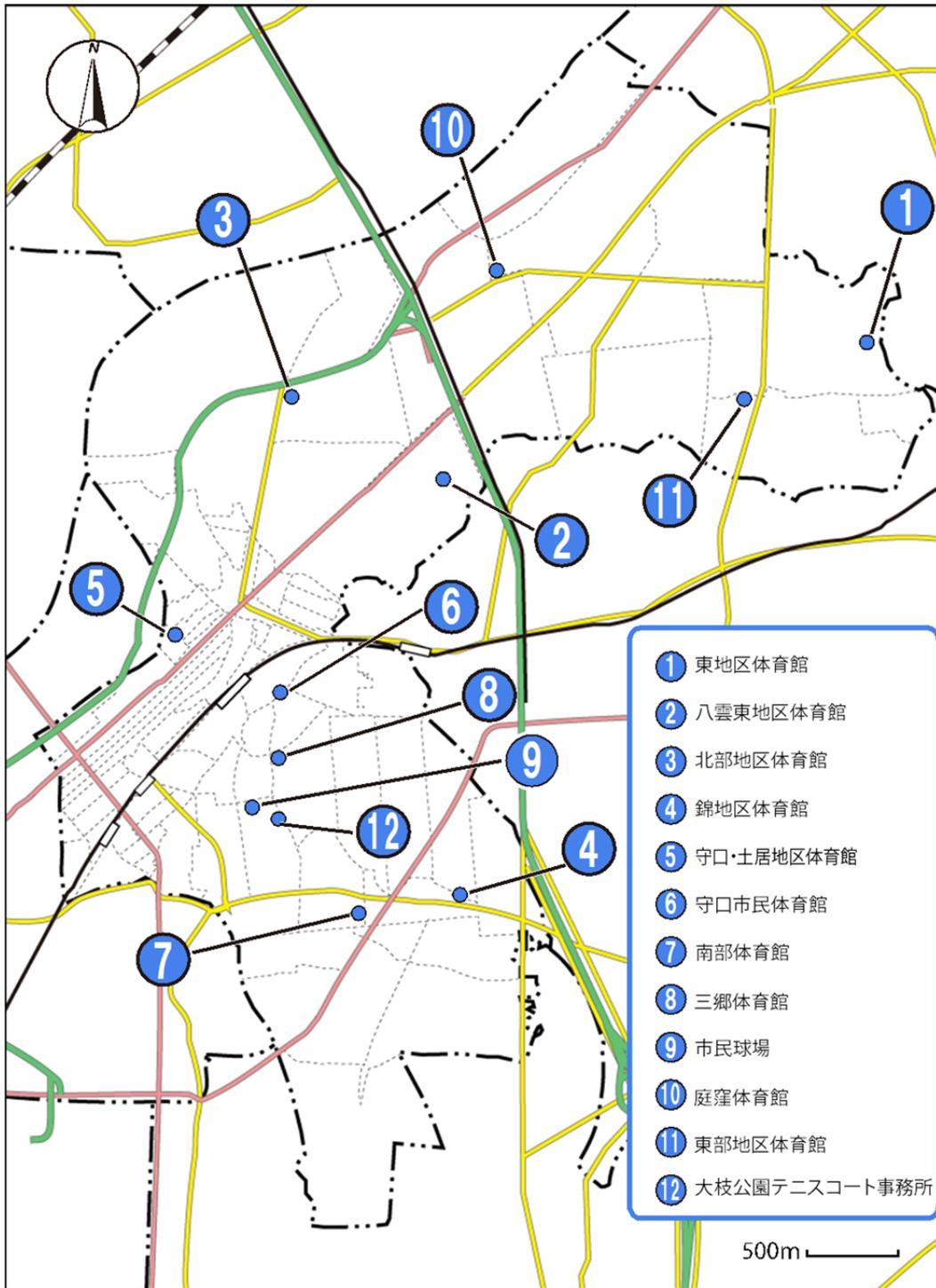


図 3-3 スポーツ・レクリエーション系施設配置状況図

4) 学校教育系施設

本市の学校教育系施設として、小学校が 17 施設、中学校が 9 施設ある。

小学校及び中学校施設の耐震化については、平成 20 年 3 月に策定した「守口市立小・中学校耐震化推進計画」に基づき、文部科学省の指針に基づく耐震基準に満たないものについて、耐震補強を計画的に実施している。

表 3-5 学校教育系施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積※ ¹ (㎡)	建築年※ ²	築年数	耐震補強※ ³
学校	1	守口小学校	6,872.50	昭和 42 年 (1967 年)	47 年	済
	2	三郷小学校	5,362.61	昭和 11 年 (1936 年)	78 年	未
	3	寺方小学校	6,187.20	昭和 40 年 (1965 年)	49 年	一部新
	4	橋波小学校	6,798.59	昭和 42 年 (1967 年)	47 年	一部新
	5	庭窪小学校	6,144.94	昭和 41 年 (1966 年)	48 年	済
	6	八雲小学校	6,567.98	昭和 39 年 (1964 年)	50 年	一部済
	7	東小学校	8,009.54	昭和 39 年 (1964 年)	50 年	一部済
	8	錦小学校	7,218.10	昭和 39 年 (1964 年)	50 年	済
	9	南小学校	5,644.39	昭和 42 年 (1967 年)	47 年	一部済
	10	金田小学校	7,169.60	昭和 44 年 (1969 年)	45 年	済
	11	梶小学校	9,995.20	昭和 44 年 (1969 年)	45 年	一部済
	12	大久保小学校	7,300.06	昭和 46 年 (1971 年)	43 年	一部済
	13	藤田小学校	9,364.95	昭和 46 年 (1971 年)	43 年	済
	14	八雲東小学校	5,921.69	昭和 47 年 (1972 年)	42 年	済
	15	佐太小学校	6,123.86	昭和 48 年 (1973 年)	41 年	済
	16	下島小学校	5,449.83	昭和 50 年 (1975 年)	39 年	済
	17	さつき小学校 (旧滝井小学校)	4,382.54	昭和 11 年 (1936 年)	78 年	未
	18	第一中学校	6,693.16	昭和 36 年 (1961 年)	53 年	済
	19	第二中学校※ ⁴	7,229.84	昭和 35 年 (1960 年)	54 年	一部済
	20	第三中学校	6,338.37	昭和 7 年 (1932 年)	82 年	一部済
	21	第四中学校※ ⁴	5,952.02	昭和 35 年 (1960 年)	54 年	一部済
	22	庭窪中学校	8,938.94	昭和 36 年 (1961 年)	53 年	済
	23	八雲中学校	5,838.79	昭和 43 年 (1968 年)	46 年	済
	24	梶中学校	7,405.72	昭和 45 年 (1970 年)	44 年	済
	25	大久保中学校	8,349.95	昭和 48 年 (1973 年)	41 年	済
	26	錦中学校	5,596.08	昭和 55 年 (1980 年)	34 年	済
小計			176,856.45			

※ 1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※ 2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※ 3 「未」は耐震補強未実施、「済」は耐震補強を実施、「一部済」は体育館のみ耐震補強を実施した施設、「一部新」は複数ある棟の内、一部が新耐震基準で建設された施設を示す。

※ 4 第二中学校と第四中学校は統合し、平成 27 年 4 月に楠風中学校として開校予定。

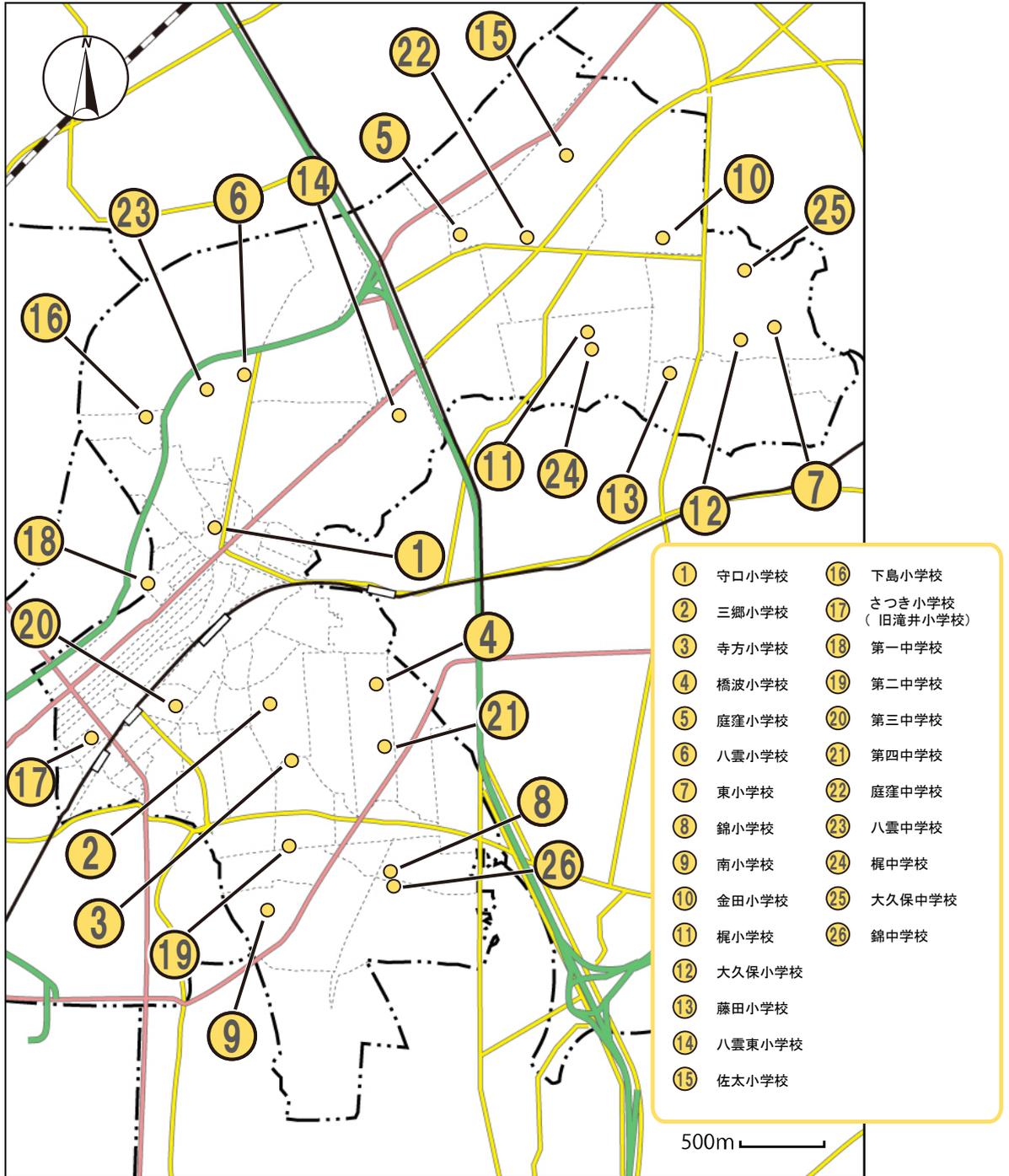


图 3-4 学校教育系施設配置状況图

5) 子育て支援施設

本市の子育て支援施設は、幼稚園が5施設、保育所が12施設、児童センターが1施設ある。幼稚園は、本市に居住する幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定に基づき設置されている。

保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項に規定する児童を保育し、その健全な育成を図る目的で設置されている。

児童センターは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、児童の健全な育成に資するために設置されている。

幼稚園5施設のうち、やくも幼稚園は耐震補強が実施済となっている。他の4施設は、築30年以上を経過しており、大規模改修や耐震補強が未実施の建物となっている。

保育所12施設のうち、外島保育所を除く11施設は、築40年以上経過しており、大規模改修や耐震補強が未実施の建物となっている。

児童センターは、築30年が経過しており、大規模改修が必要となっている。

表 3-6 子育て支援施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 ^{※1} (㎡)	建築年 ^{※2}	築年数	耐震補強 ^{※3}
幼保・ こども園	1	とうこう幼稚園	801.91	昭和56年(1981年)	33年	未
	2	やくも幼稚園	706.85	昭和53年(1978年)	42年	済
	3	にわくぼ幼稚園	616.28	昭和55年(1980年)	34年	未
	4	とうだ幼稚園	943.11	昭和47年(1972年)	42年	未
	5	おおくぼ幼稚園	889.24	昭和48年(1973年)	41年	未
	6	寺方保育所 ^{※4}	369.48	昭和43年(1968年)	46年	未
	7	西保育所	726.32	昭和46年(1971年)	43年	未
	8	大宮保育所	393.54	昭和41年(1966年)	48年	未
	9	南保育所 ^{※4}	376.15	昭和44年(1969年)	45年	未
	10	梶保育所	407.13	昭和45年(1970年)	44年	未
	11	大久保保育所	1,108.55	昭和48年(1973年)	41年	未
	12	八雲東保育所	1,262.30	昭和47年(1972年)	42年	未
	13	北寺方保育所	687.54	昭和47年(1972年)	42年	未
	14	金田保育所	592.92	昭和48年(1973年)	41年	未
	15	佐太保育所	643.11	昭和48年(1973年)	41年	未
	16	藤田保育所	683.11	昭和49年(1974年)	40年	未
	17	外島保育所	789.20	昭和57年(1982年)	32年	新
小計			11,996.74			
幼児・児童施設	18	児童センター	742.52	昭和59年(1984年)	30年	新
小計			742.52			

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※3 「未」は耐震補強未実施、「済」は耐震補強を実施、「新」は新耐震基準で建設された施設を示す。

※4 寺方保育所・南保育所は、平成27年6月に(仮称)寺方保育所・南保育所統合保育所として開所予定。

※5 公立幼稚園・保育所は、守口市子ども・子育て会議の答申を受け、集約化を図りつつ、建替えによる耐震化を進めていく計画とする。

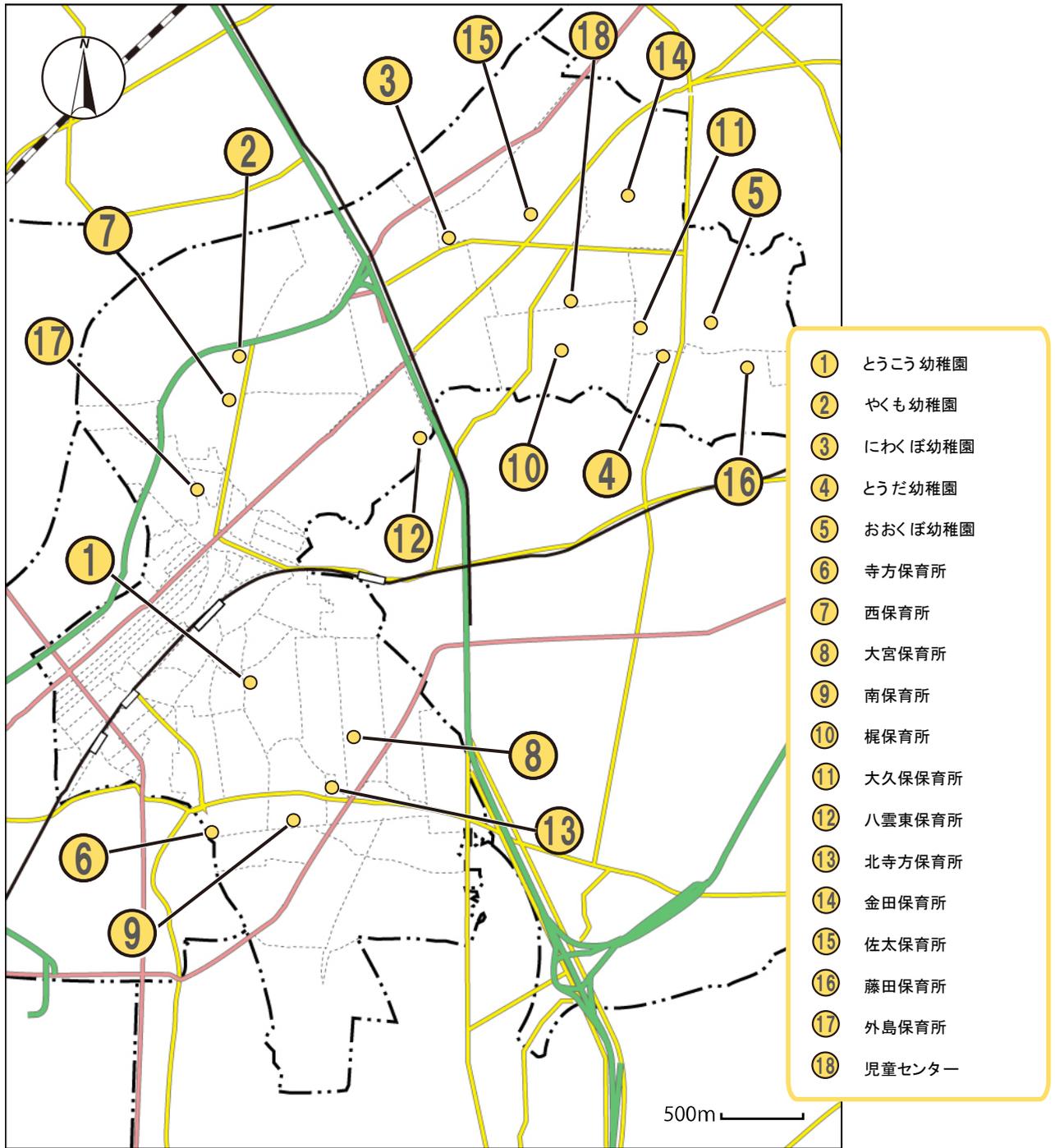


図 3-5 子育て支援施設配置状況図

6) 保健・福祉施設

本市の保健・福祉施設は、高齢者福祉施設が5施設、障害者福祉施設が5施設、保健施設が1施設ある。

高齢者福祉施設の老人福祉センターは、老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、設置されている。

障害者福祉施設のうち、障害者・高齢者交流会館は、障害者及び高齢者の交流の場及び機会の提供を行うことにより、障害者及び高齢者の社会参加の促進を図る施設である。わかくさ・わかすぎ園は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号の福祉型児童発達支援センターである。わかたけ園は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく生活介護及び自立訓練を行う施設である。

保健施設の市民保健センターは、保健、福祉、医療の各専門分野における情報の交換・提供、人の交流等を通して、各種サービスの提供を行い、市民1人ひとりの健康に対する意識の高揚を図り、もって健康の保持増進及び福祉の推進に資する施設である。

高齢者福祉施設の5施設のうち、佐太老人福祉センターは、築40年以上経過している。

表 3-7 保健・福祉施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 ^{※1} (㎡)	建築年 ^{※2}	築年数	耐震補強 ^{※3}
高齢者福祉施設	1	佐太老人福祉センター	861.41	昭和44年(1969年)	45年	未
	2	菊水老人福祉センター	1,179.99	昭和59年(1984年)	30年	新
	3	さんあい広場「さた」	292.50	昭和48年(1973年)	41年	不
	4	さんあい広場「さんごう」	93.10	昭和44年(1969年)	45年	未
	5	さんあい広場「とうだ」	142.65	昭和46年(1971年)	43年	済
小計			2,569.65			
障害者福祉施設	6	障害者・高齢者交流会館	716.00	平成6年(1994年)	20年	新
	7	桜の園	85.17	平成4年(1992年)	22年	新
	8	わかくさ・わかすぎ園	2,045.36	平成8年(1996年)	18年	新
	9	わかたけ園	810.92	昭和57年(1982年)	32年	新
	10	旧わかくさ園	354.54	昭和44年(1969年)	45年	未
小計			4,011.99			
保健施設	11	市民保健センター	10,846.28	平成9年(1997年)	17年	新
小計			10,846.28			

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※3 「未」は耐震補強未実施、「新」は新耐震基準で建設された施設、「不」は耐震診断の結果により補強は不要と診断された施設を示す。

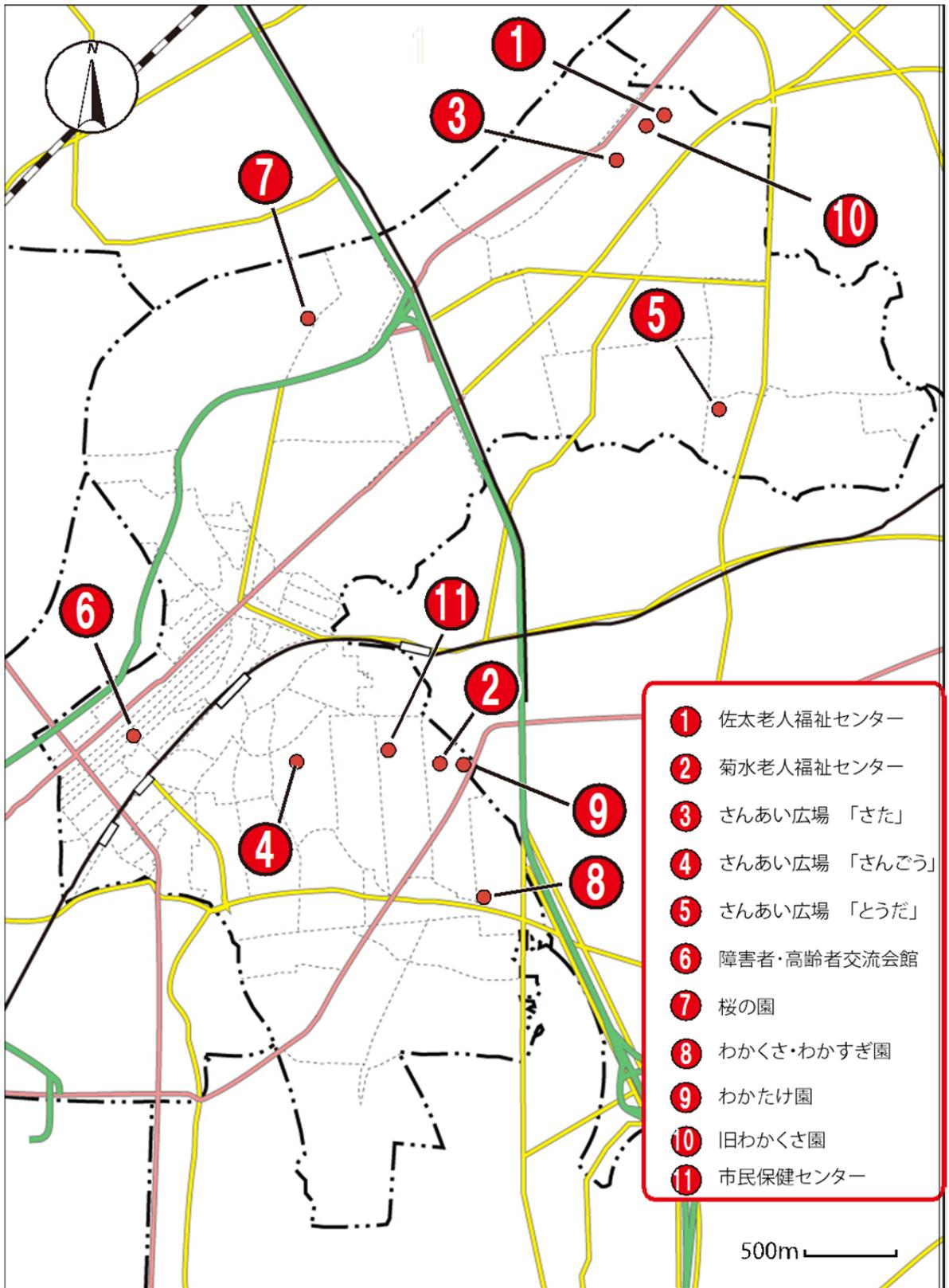


図 3-6 保健・福祉施設配置状況図

7) 行政系施設

本市の行政系施設は、地方自治法の規定に基づいた施設として、市庁舎が1施設ある。

市庁舎は、本館及び1～4号別館に分かれており、それぞれ建築年が異なるが、一番古い建物となる本館は、築60年以上が経過している。また、施設の耐震補強は、未実施となっている。

表 3-8 行政施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 ^{※1} (m ²)	建築年 ^{※2}	築年数	耐震補強 ^{※3}
行政施設	1	市庁舎 ^{※4}	10,909.89	昭和26年(1951年)	63年	未

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※3 「未」は耐震補強未実施の施設を示す。

※4 市庁舎は、平成26年12月18日市議会本会議において、三洋電機本社第1ビルに移転することが可決された。

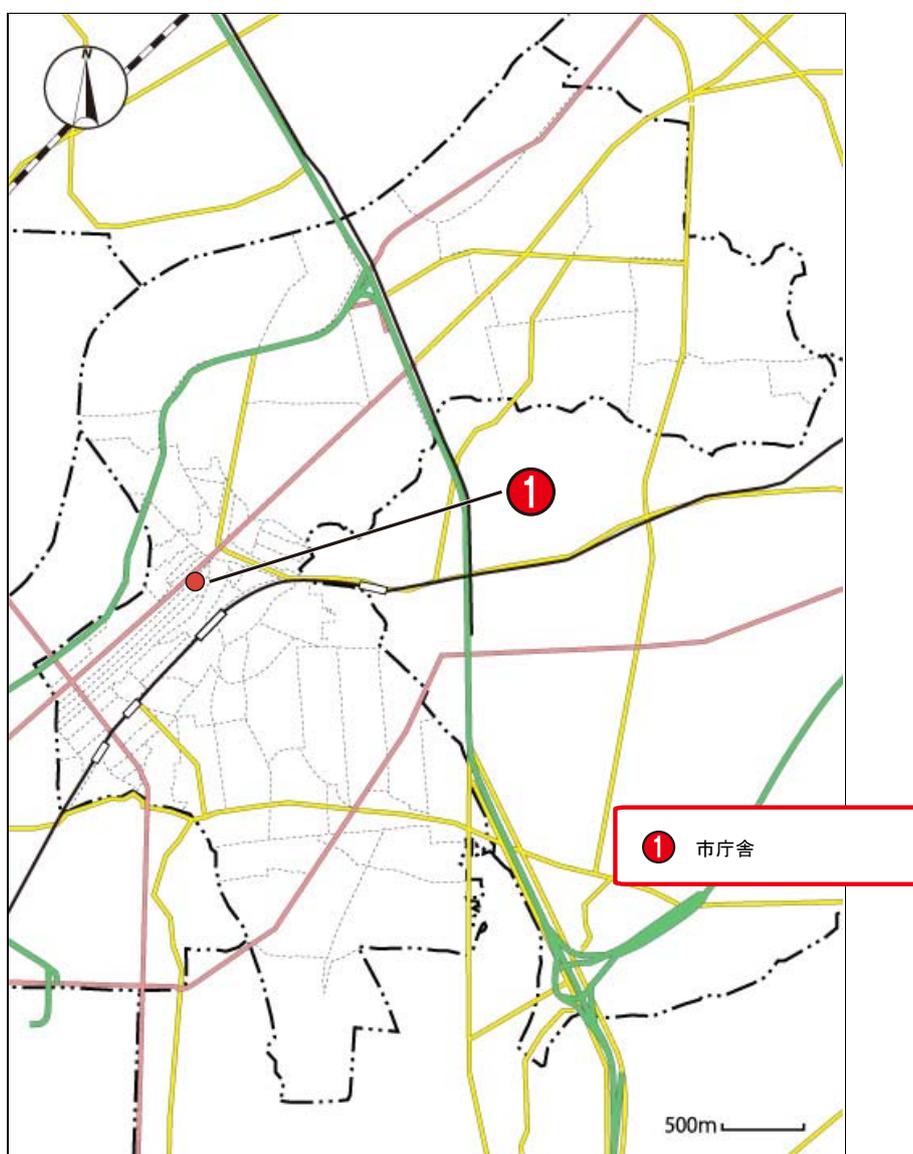


図 3-7 行政系施設配置図

8) 公営住宅

本市の公営住宅は、9施設ある。

公営住宅は、市民の住宅不足を緩和し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する施設である。

公営住宅の9施設のうち、旧耐震基準の施設が7施設あり、そのうち5施設は、耐震補強が未実施となっている。また、大半の施設が築30～40年以上経過しており、大規模改修が必要となっている。

表 3-9 公営住宅一覧

分類	No	施設名称	延床面積※ ¹ (㎡)	建築年※ ²	築年数	耐震補強※ ³
公 営 住 宅	1	寺方団地	946.18	昭和 29 年 (1954 年)	60 年	未
	2	梶第二団地	5,830.38	昭和 40 年 (1965 年)	49 年	未
	3	大久保団地	8,497.93	昭和 43 年 (1968 年)	46 年	不
	4	佐太団地	3,390.44	昭和 52 年 (1977 年)	37 年	未
	5	佐太第一団地	2,804.24	昭和 55 年 (1980 年)	34 年	一部済
	6	大宮団地	3,330.87	昭和 57 年 (1982 年)	32 年	新
	7	梶第一団地	5,457.02	平成 3 年 (1991 年)	23 年	新
	8	金下・日吉団地	6,244.39	昭和 44 年 (1969 年)	45 年	未
	9	桜町団地	3,247.84	昭和 48 年 (1973 年)	41 年	未
小計			39,749.29			

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※3 「未」は耐震補強未実施、「新」は新耐震基準で建設された施設、「不」は耐震診断の結果により補強は不要と診断された施設、「一部済」は複数棟ある施設の内、一部の棟のみ耐震補強を実施した施設を示す。

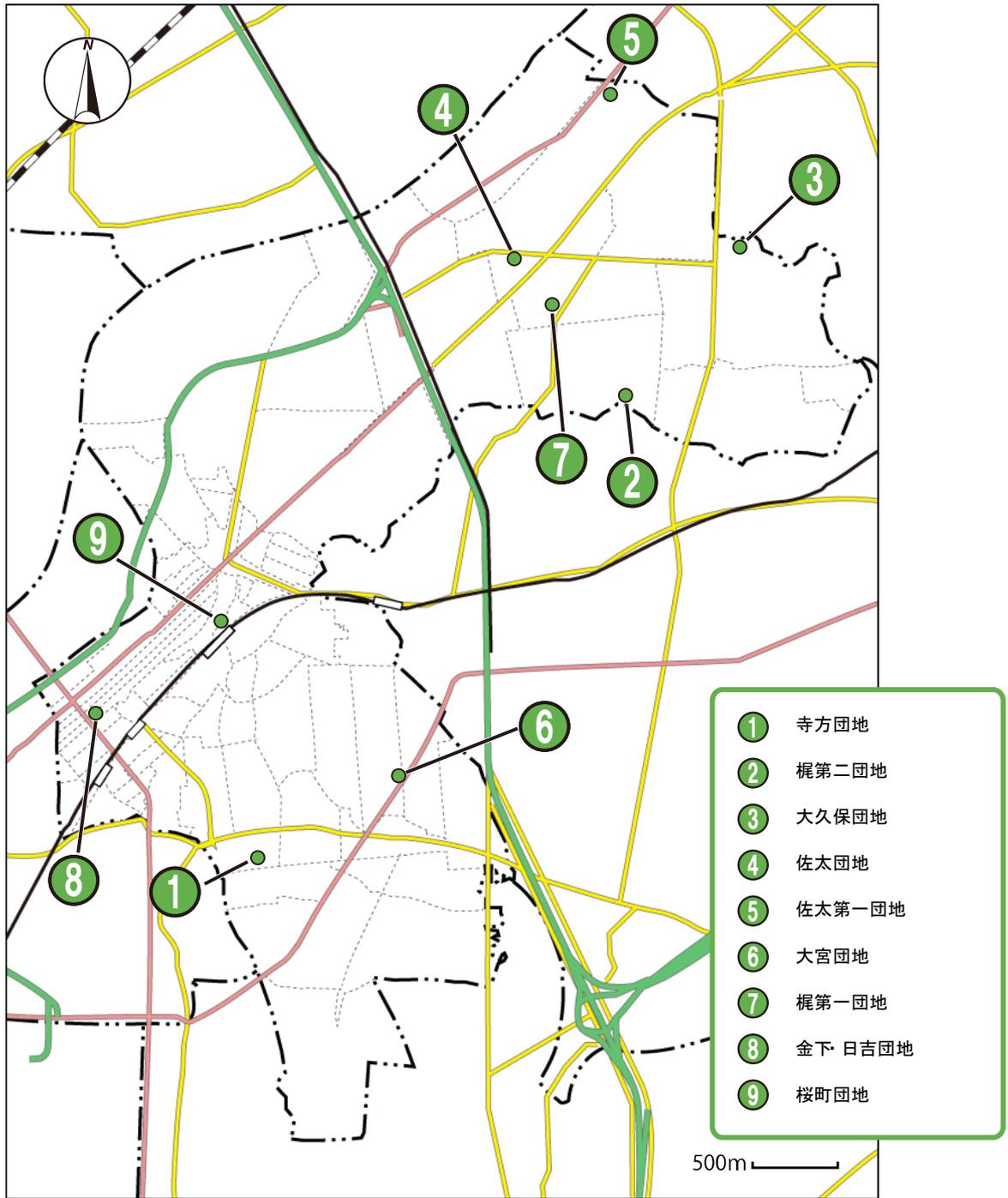


图 3-8 公営住宅配置状況図

9) 供給処理施設

本市の供給処理施設は、1箇所のクリーンセンターと、3箇所の大気測定局がある。

クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設であり、大気測定局では二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染状況を測定する施設である。

クリーンセンターは複数の棟で構成されており、ごみの焼却施設は昭和63年(1988年)に新耐震基準で新設されている。大気測定局は10.0~14.0m²と小規模な施設であり、それぞれ児童センター、大日東公園、錦公民館に併設されている。

表 3-10 供給処理施設一覧

分類	No	施設名称	延床面積 ^{※1} (m ²)	建築年 ^{※2}	築年数	耐震補強 ^{※3}
供給処理施設	1	クリーンセンター	6,923.04	昭和44年(1969年)	45年	一部新
	2	大気第一測定局	10.00	昭和59年(1984年)	30年	新
	3	大気第二測定局	12.00	昭和60年(1985年)	29年	新
	4	大気第三測定局	14.04	平成元年(1989年)	25年	新
小計		6,959.08				

※1 複数棟ある施設の延べ床面積は全ての棟の合計値とする。

※2 複数棟ある施設は最も古い棟の建築年を記載。

※3 「新」は新耐震基準で建設された施設、「一部新」は複数棟ある施設の内、一部が新耐震基準で建設された施設を示す。

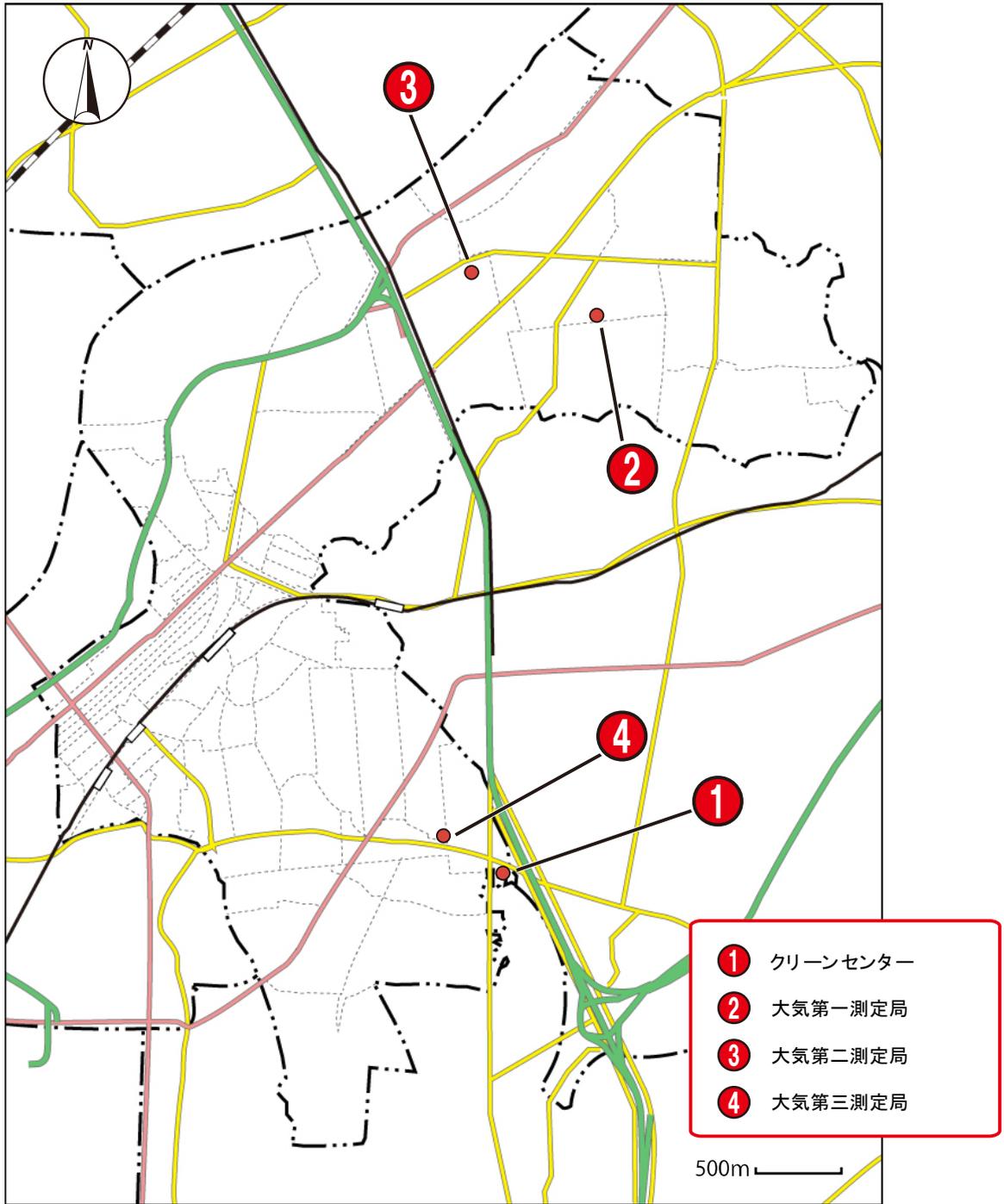


図 3-9 供給処理施設配置状況図

10) 対象外施設

表 3-11 平成 26 年度に解体を行なう建物

No	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	築年数
1	旧春日小学校	5,446.22	昭和 33 年(1958 年)	56 年
2	旧藤田中学校	5,991.00	昭和 52 年(1977 年)	37 年
3	旧金田南会館	173.03	昭和 46 年(1971 年)	43 年
4	旧現代南画美術館	729.85	昭和 45 年(1970 年)	44 年
5	旧守口市民会館	7,437.64	昭和 41 年(1966 年)	48 年
6	旧青少年センター	945.35	昭和 37 年(1962 年)	52 年
7	旧大枝プール (付属室)	54.50	昭和 48 年(1973 年)	41 年

表 3-12 平成 27 年度以降に解体予定の建物

No	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	築年数
1	旧母子生活支援施設	597.20	昭和 37 年(1962 年)	52 年
2	旧勤労青少年ホーム	762.28	昭和 44 年(1969 年)	45 年
3	旧土居小学校	5,001.36	昭和 33 年(1958 年)	56 年
4	旧安曇川レクリエーションセンター	604.61	昭和 55 年(1980 年)	34 年
5	旧道路管理事務所	540.00	昭和 43 年(1968 年)	46 年
6	旧環境衛生事務所	330.57	昭和 43 年(1968 年)	46 年
7	寺方保育所	369.48	昭和 43 年(1968 年)	46 年
8	南保育所	376.15	昭和 44 年 (1969 年)	45 年

表 3-13 その他

No	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	築年数
1	旧鎌倉峡キャンプ場	142.92	昭和 52 年(1977 年)	37 年

(2)インフラ資産

1) 道路

① 道路（舗装）

本市が管理する道路の総延長は、201.3 kmで総面積は1,296,522m²となる。

道路延長・面積ともに約95%が一般道路（幹線市道・その他の市道）であり、一般道路のうち幹線市道（1級、2級）は延長にして10%、面積では20%にも満たない。つまり、本市の管理する道路の大部分（延長85.9%、面積80.5%）が「その他の市道」に分類される。

表 3-14 道路分類別延長、面積

道路分類	延長(m)		面積(m ²)	
	延長(m)	割合(%)	面積(m ²)	割合(%)
1級（幹線）市道	8,141	4.0%	108,102	8.3%
2級（幹線）市道	8,636	4.3%	91,187	7.0%
その他の市道	172,914	85.9%	1,043,453	80.5%
自転車歩行者道	11,606	5.8%	53,780	4.2%
合計	201,297		1,296,522	

「その他の市道」に分類される道路は、おおむね生活道路などが該当し、交通量も大型車混入率も少ないことから、幹線道路に比べ舗装が損傷しにくいいため、維持管理面では有利である。

道路の維持管理には舗装・盛土・斜面・擁壁等の維持管理が該当するが、本市のように基本的に平地にあり、ほぼ全域が市街地になっている場合は、舗装の占める割合が相対的に増えることとなる。

② 橋梁

本市の管理する橋梁は6橋の歩道橋を含み全50橋ある。

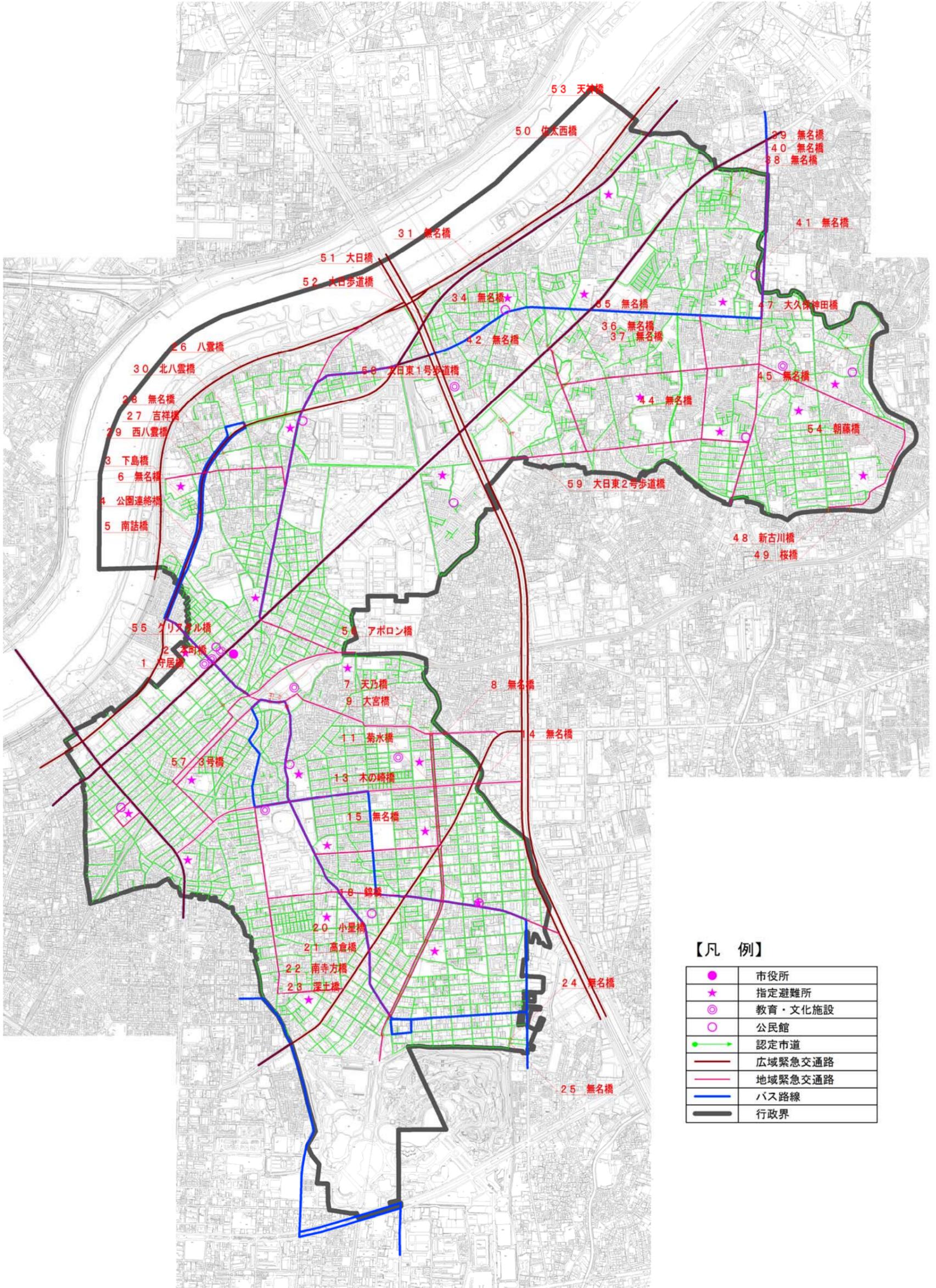
表 3-15 橋梁一覧

通番	管理番号	橋梁名	橋梁形式	橋長(m)	全幅員(m)	面積(m ²)	径間数	架設年※1	供用年数
1	1	守居橋	PCプレテン床版橋	17.0	4.0	68.0	1	平成16年(2004)	10
2	2	本町橋	RCラーメン橋	13.8	4.0	55.2	1	昭和27年(1952)	62
3	3	下島橋	ボックスカルバート PCプレテン床版橋	5.6	10.8	60.5	1	平成元年(1989)	25
4	4	公園連絡橋	ボックスカルバート	10.7	9.6	102.7	1	平成元年(1989)	25
5	5	南詰橋	ボックスカルバート H型鋼橋	11.9	10.0	119.0	1	平成元年(1989)	25
6	6	無名橋	RC床版橋	5.5	2.5	13.8	1	平成元年(1989)	25
7	7	天乃橋	PCプレテン床版橋 H型鋼橋	8.7	16.5	143.6	1	昭和39年(1964)	50
8	8	無名橋	不明	5.2	15.9	82.7	1	昭和39年(1964)	50
9	9	大宮橋	PCプレテン床版橋	8.7	11.3	98.3	1	平成7年(1995)	19
10	11	菊水橋	PCプレテン床版橋	8.8	20.1	176.9	1	昭和47年(1972)	42
11	13	木の崎橋	PCプレテン床版橋	8.7	9.3	80.9	1	平成7年(1995)	19
12	14	無名橋	ボックスカルバート	4.5	40.1	180.5	1	昭和47年(1972)	42

通番	管理番号	橋梁名	橋梁形式	橋長(m)	全幅員(m)	面積(m ²)	径間数	架設年 ^{※1}	供用年数
13	15	無名橋	鋼鈹桁橋	8.7	8.5	74.0	1	平成7年(1995)	19
14	18	錦橋	PCプレテン床版橋	10.0	14.4	144.0	2	平成4年(1992)	22
15	20	小星橋	PCプレテン床版橋	8.7	7.5	65.3	1	平成元年(1989)	25
16	21	高倉橋	PCプレテン床版橋	8.7	7.0	60.9	1	平成元年(1989)	25
17	22	南寺方橋	PCプレテン床版橋	12.5	35.1	438.8	1	昭和63年(1988)	26
18	23	深土橋	PCプレテン床版橋	13.3	8.9	118.4	1	昭和43年(1968)	46
19	24	無名橋	ボックスカルバート	3.3	6.0	19.8	1	昭和43年(1968)	46
20	25	無名橋	RC床版橋	4.2	3.5	14.7	1	昭和43年(1968)	46
21	26	八雲橋	H型鋼橋,RCT桁橋 PCプレテン床版橋	5.7	8.6	49.0	1	昭和38年(1963)	51
22	27	吉祥橋	不明	5.6	19.4	108.6	1	昭和38年(1963)	51
23	28	無名橋	不明	4.0	6.1	24.4	1	昭和38年(1963)	51
24	29	西八雲橋	RC床版橋	7.8	8.6	67.1	1	昭和38年(1963)	51
25	30	北八雲橋	PCプレテン床版橋 RC床版橋	5.1	11.5	58.7	1	昭和38年(1963)	51
26	31	無名橋	PCプレテン床版橋	9.8	2.3	22.5	1	昭和38年(1963)	51
27	34	無名橋	RC床版橋	4.5	10.3	46.4	1	昭和45年(1970)	44
28	35	無名橋	不明	6.1	10.0	61.0	1	昭和45年(1970)	44
29	36	無名橋	RC床版橋	5.6	9.6	53.8	1	昭和45年(1970)	44
30	37	無名橋	不明	4.6	5.7	26.2	1	昭和45年(1970)	44
31	38	無名橋	RC床版橋	3.0	6.9	20.7	1	昭和45年(1970)	44
32	39	無名橋	RC床版橋	3.0	6.7	20.1	1	昭和45年(1970)	44
33	40	無名橋	RC床版橋	3.7	9.6	35.5	1	昭和45年(1970)	44
34	41	無名橋	RC床版橋	4.0	4.0	16.0	1	昭和45年(1970)	44
35	42	無名橋	RC床版橋	4.5	9.5	42.8	1	昭和45年(1970)	44
36	44	無名橋	RC床版橋	3.2	8.0	25.6	1	昭和45年(1970)	44
37	45	無名橋	CTスラブ橋	5.5	6.7	36.9	1	昭和46年(1971)	43
38	47	大久保神田橋	PCプレテン床版橋	17.8	6.5	115.7	1	昭和46年(1971)	43
39	48	新古川橋	PCT桁橋	14.2	6.0	85.0	1	昭和34年(1959)	55
40	49	桜橋	H形鋼橋	6.3	4.2	26.5	1	平成元年(1989)	25
41	50	佐太西橋	RC床版橋	7.8	8.4	65.5	1	平成6年(1994)	20
42	51	大日橋	PCプレテン床版橋	13.0	4.0	52.0	1	平成9年(1997)	17
43	52	大日歩道橋	PCプレテン床版橋	17.0	3.0	51.0	1	平成9年(1997)	17
44	53	天神橋	RCT桁橋	9.8	6.3	61.7	1	昭和35年(1960)	54
45	54	朝藤橋	H形鋼橋	14.4	2.0	28.8	1	昭和35年(1960)	54
46	55	クリスタル橋	PC床版橋	60.0	10.0	600.0	9	昭和60年(1985)	29
47	56	アポロン橋	PC斜張橋	58.1	4.8	278.9	6	昭和60年(1985)	29
48	57	3号橋	PC床版橋	18.1	4.0	72.4	5	昭和60年(1985)	29
49	58	大日東 1号歩道橋	鋼床版鈹桁橋	25.0	12.6	200.0	7	平成18年(2006)	8
50	59	大日東 2号歩道橋	鋼箱桁橋	45.0	4.9	135.0	5	平成18年(2006)	8

※1 架設年の青字は推定値

出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画



【凡 例】

●	市役所
★	指定避難所
◎	教育・文化施設
○	公民館
→	認定市道
—	広域緊急交通路
—	地域緊急交通路
—	バス路線
—	行政界

図 3-10 橋梁位置図

出典：守口市橋梁長寿命化修繕計画

本市が管理する 50 橋中、建設後 40 年以上が経過した橋梁は 30 橋に上る。30 年後にはその数が 42 橋まで増加する。これらはほとんどが PC もしくは RC のコンクリート橋である。

今後増大が見込まれる修繕・架替えに要する費用に対して、可能な限りのコスト縮減への取組が不可欠となっており、平成 25 年 3 月に橋梁長寿命化修繕計画を策定している。

2) 上水道

本市の管理する水道管は 311km に達するが、514m の導水管を除き、残りはすべて配水管である。

表 3-16 管種別延長

管種	延長(m)	
導水管	514	0.2%
送水管	0	0.0%
配水管	310,946	99.8%
合計	311,460	

配水管は 100mm 以下が 32.4%、200mm 以下が 81.3%であり、大部分が小規模な管である。

表 3-17 管種別延長

管径	延長(m)		管径	延長(m)	
50mm 以下	675	0.2%	450mm 以下	121	0.0%
75mm 以下	11,658	3.8%	500mm 以下	6,695	2.2%
100mm 以下	88,544	28.5%	550mm 以下	0	0.0%
125mm 以下	0	0.0%	600mm 以下	3,793	1.2%
150mm 以下	97,118	31.2%	700mm 以下	2	0.0%
200mm 以下	54,711	17.6%	800mm 以下	447	0.1%
250mm 以下	12,472	4.0%	900mm 以下	0	0.0%
300mm 以下	17,965	5.8%	1000mm 以下	125	0.0%
350mm 以下	4,279	1.4%	1000mm 以上	0	0.0%
400mm 以下	12,341	4.0%	合計	310,946	

上水道関連の施設は淀川から取水した水を浄化する守口市浄水場と市南部地域を担う東郷配水場であり、図 3-11 に示すとおり、浄水場 1 ヶ所と配水場 1 ヶ所を保有している。



守口市全図

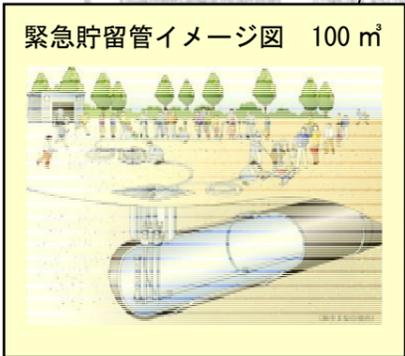
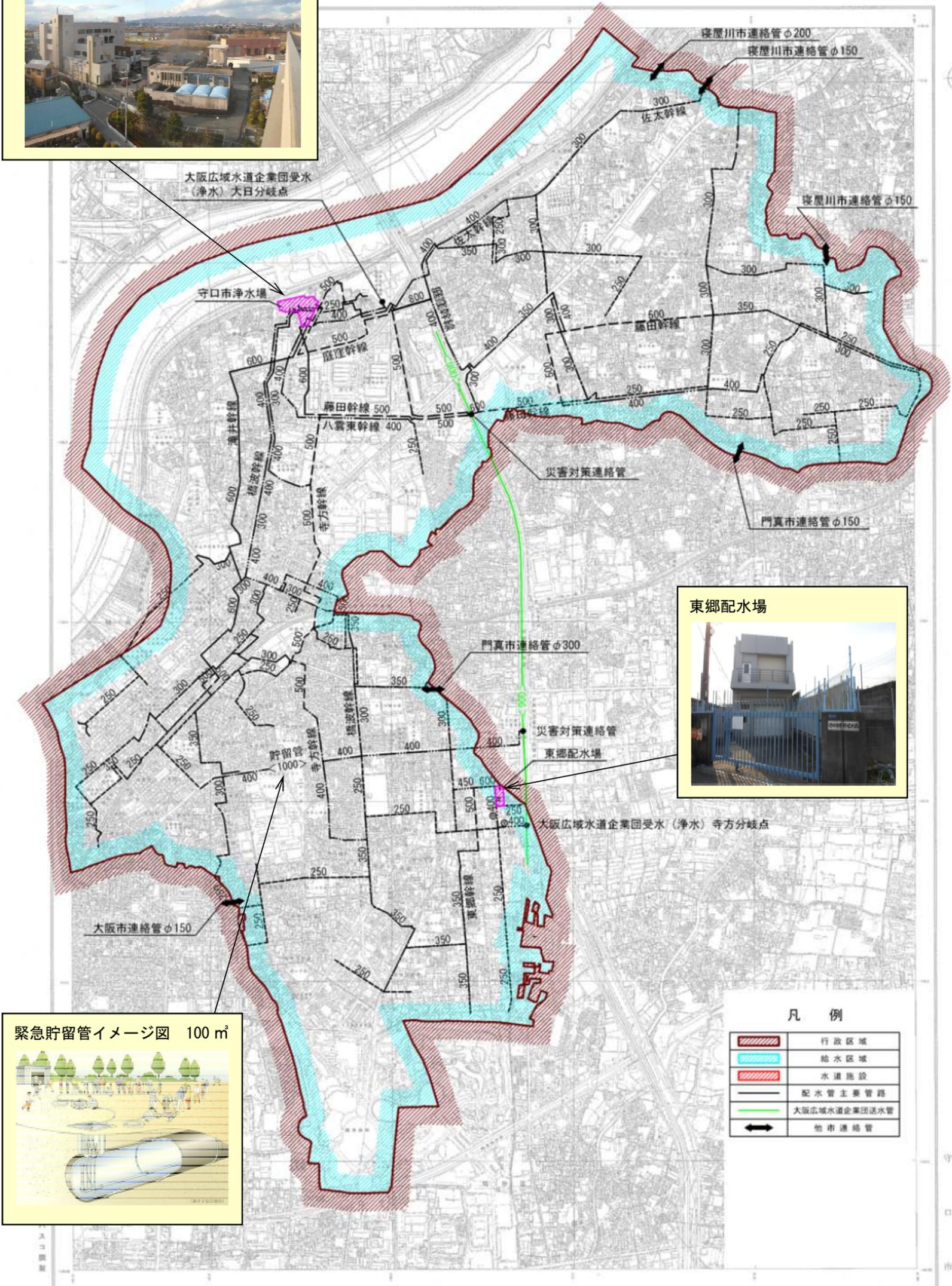


図 3-11 水道施設位置図

市の管理する配水管の内、40年以上供用されている管は、延長で65.8km、割合で21.2%になり、30年以上供用されている管は、延長で170.6km、割合で54.9%になる。

表 3-18 供用年数別配水管延長

供用年数	延長(m)	
	0～10年	50,275
11～20年	36,472	11.7%
21～30年	53,615	17.2%
31～40年	104,810	33.7%
41～50年	61,149	19.7%
51年～	4,625	1.5%
合計	310,946	

水道管の耐震化率は、平成25年度末現在24.6%であり、引き続き計画的な経年配水管の更新に伴い効率的に耐震管への入れ替えを進めている。浄水施設においても、配水池の耐震化率16.8%等低い値になっており、今後、浄水施設の耐震化を踏まえた計画的な更新により、強い水道を再構築し、持続性の高い事業運営を目指すものである。

また鉛給水管の残存率は、平成25年度末現在24.8%であり、鉛配水管の解消に向け平成14年度より積極的に進めている鉛給水管解消事業により、引き続き平成32年度末を目標に鉛給水管の解消を推進する。

※鉛製給水管率の算出方法は、水道統計の算出方法で有り、水道局の鉛給水管残存率の算出方法と異なるが、水道ビジョンや水道統計と同じ算出方法により、上記24.8%とする。

3) 下水道

下水道管の92.6%（延長）はコンクリート管である。その他の主な管種は陶管、塩ビ管、更生管があるが、塩ビ管は過去20年、更生管は過去10年以内に普及し始めて現在に至っている。一方、コンクリート管は近年敷設量が減少しており、過去10年に敷設された管での割合は9.2%（延長）に過ぎない。陶管は40年以上前に若干敷設されたが、それ以降は敷設されていない。

表 3-19 管種別延長

管種	延長(m)	
	コンクリート管	324,654
陶管	416	0.1%
塩ビ管	14,331	4.1%
更生管	6,713	1.9%
その他	4,361	1.3%
合計	350,475	

その他、下水道施設として、処理場 1 箇所（守口処理場）ポンプ場 4 箇所（寺方、大枝、八雲、梶）を保有している。そのうち大枝ポンプ場には第 1 ポンプ場、第 2 ポンプ場がある。

下水道管の老朽化は、特にコンクリート管で著しい。一般に更新時期と考えられている 50 年を過ぎた管が 8.1%、今後 10 年で更新時期を迎える 40 年以上 50 年未満が 32.8%、30 年以上 40 年未満が 37.3%敷設されている。30 年以上の管が合計 78.2%もあることから、今後 20 年に集中して更新時期を迎える。

表 3-20 供用年数別コンクリート管延長

管種	延長(m)	
0～10 年	1,469	0.5%
11～20 年	9,296	2.9%
21～30 年	59,222	18.4%
31～40 年	119,896	37.3%
41～50 年	105,313	32.8%
50 年～	26,002	8.1%
合計	321,198	

処理場とポンプ場も老朽化が進んでいる。それぞれの供用開始年、供用年数を表にまとめた。守口処理場、寺方ポンプ場、大枝ポンプ場、八雲ポンプ場が 40 年を超え、梶ポンプ場も 38 年供用されている。大枝第 2 ポンプ場のみ 20 年と比較的新しい。

表 3-21 下水道施設供用開始年および供用年数

管種	供用開始年	供用年数
守口処理場	昭和 41 年(1966 年)	48 年
寺方ポンプ場	昭和 41 年(1966 年)	48 年
大枝ポンプ場	第 1	昭和 42 年(1967 年)
	第 2	平成 5 年(1993 年)
八雲ポンプ場	昭和 44 年(1969 年)	45 年
梶ポンプ場	昭和 51 年(1976 年)	38 年

本市は下水道長寿命化計画（平成 24 年度(2012 年度)）として上の守口処理場と、4 箇所のポンプ場の長寿命化計画を策定しているが、下水道管の長寿命化計画は策定されていない。

4) 公園

本市には、管理対象公園が 184 公園あり、それらに付随する施設の老朽化や破損による修復・更新費がかさんでいる。本市はその縮減を目的に、守口市公園施設長寿命化計画を平成 26 年(2014 年)2 月に策定した。その中で、都市公園が 62 公園で 33.7%、児童公園が 87 公園で 47.3%を占める。

表 3-22 種類別公園数

種類	数量	割合
都市公園	62 公園	33.7%
児童公園	87 公園	47.3%
その他公園	35 公園	19.0%
合計	184 公園	

出典：守口市公園施設長寿命化計画

184 公園には、表 3-21 に示す公園施設が設置されており、総数 6,220 施設になる。

表 3-23 種類別公園施設数

種類	数量	割合
園路広場	328	5.3%
修景施設	210	3.4%
休養施設	1,005	16.1%
遊戯施設	670	10.8%
運動施設	21	0.3%
便益施設	215	3.5%
管理施設	3,623	58.2%
その他	148	2.4%
合計	6,220	

出典：守口市公園施設長寿命化計画

第4章 計画の推進

4-1 計画の進行管理・マネジメント

(1) PDCAサイクルに基づくマネジメントの推進

今後、必要な公共施設サービスを適正に維持するためには、守口市公共施設等総合管理計画における方針（公共施設等の最適化、長寿命化の推進、「官」から「民」へのシフト）に基づき、公共施設マネジメントに取り組む必要がある。

計画の実効性の確保と着実な推進のため、PDCAサイクルに基づく進行管理により、計画の推進と継続的な改善を図る必要がある。

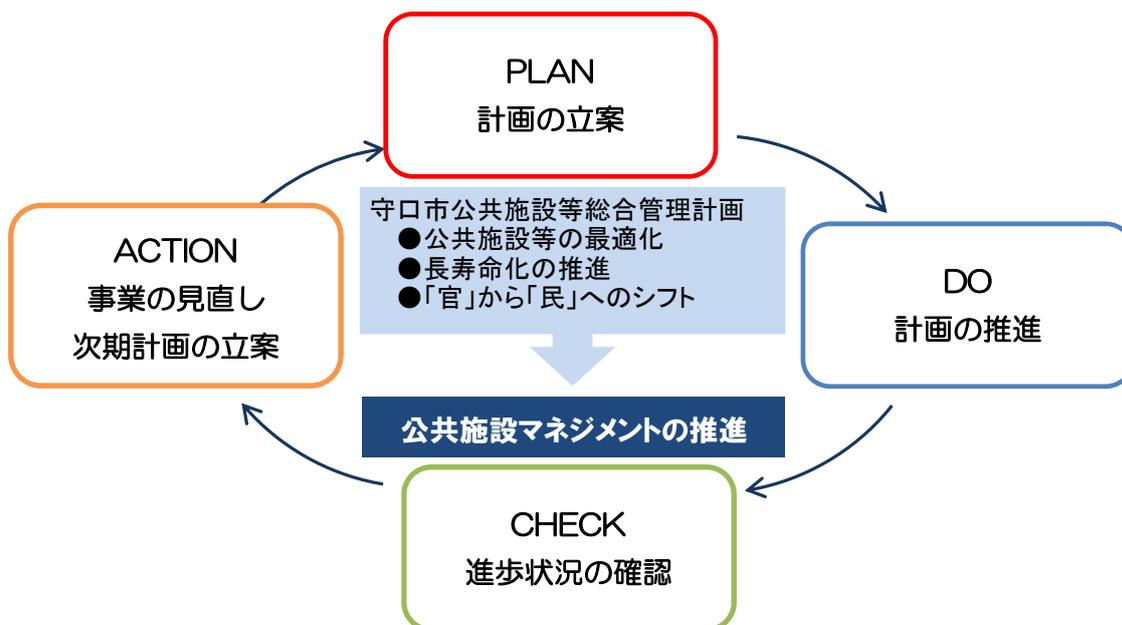


図 4-1 PDCAサイクルによる計画の進行管理イメージ

PLAN 計画の立案

「守口市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画を進める。

DO 計画の推進

「守口市公共施設等総合管理計画」における3つの基本方針（「公共施設等の適正化」「長寿命化の推進」「官」から「民」へのシフト）に基づき、各所管課と連携しながら施策を推進する。

CHECK 進捗状況把握及び評価

「守口市公共施設等総合管理計画」における目標の達成状況や関連する施策の進捗状況を把握し、以下の視点で評価を行う。

- ・必要性の視点（そもそも市民や社会のニーズはあるのか・市として実施する必要はあるのか）
- ・官・民の役割分担の視点（必要性はあるが民間によるサービスの提供が望ましくないか）
- ・有効性の視点（そのサービスを提供する手段は妥当か・所期の事業効果が発揮されているか）
- ・効率性の視点（効果に対してコストが過大ではないか：費用対効果）

ACTION 計画の見直し

進捗状況の評価結果を踏まえ、必要に応じて、施策に基づく次年度以降の具体的な取組内容、目標・指標の内容等の見直しを行う。また、10年後に計画の最終評価を行い、次期計画への見直しを行う。

(2)推進体制

本計画を推進するにあたり、これまで各施設の所管課で分散管理していた施設の維持管理・運営費や利用状況に関する情報を一元化し、定期的に更新することにより、継続的に施設の実態を把握する必要がある。

本市の財産活用課は、公共施設状況の一元管理や各施設の所管課との調整、進捗状況の管理など公共施設マネジメントを総括管理する組織として、進行管理の実務を行うものとする。

また、全庁的な合議機関である庁内委員会を構築し、各施設の所管課の意見や総合政策的観点、財政的観点からの意見など様々な意見を集約・調整しながら取り組みを進める。

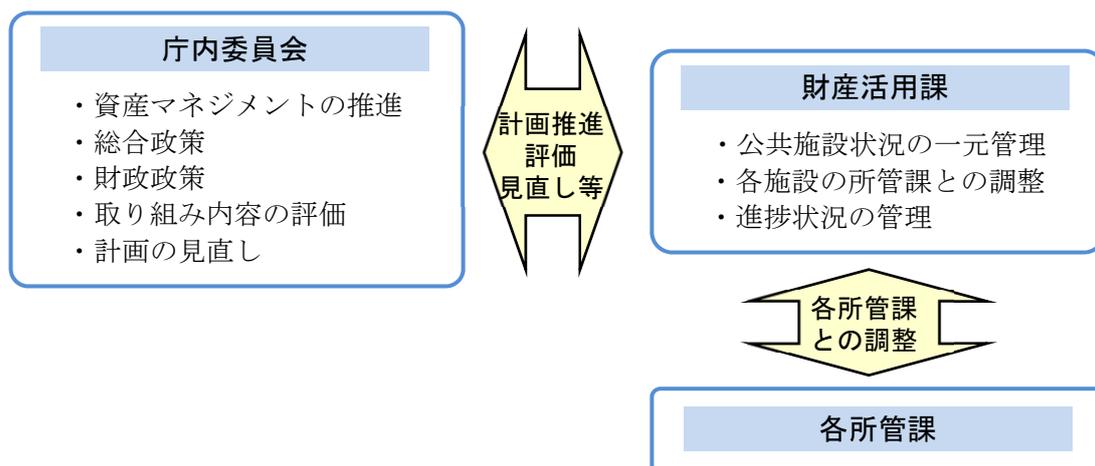


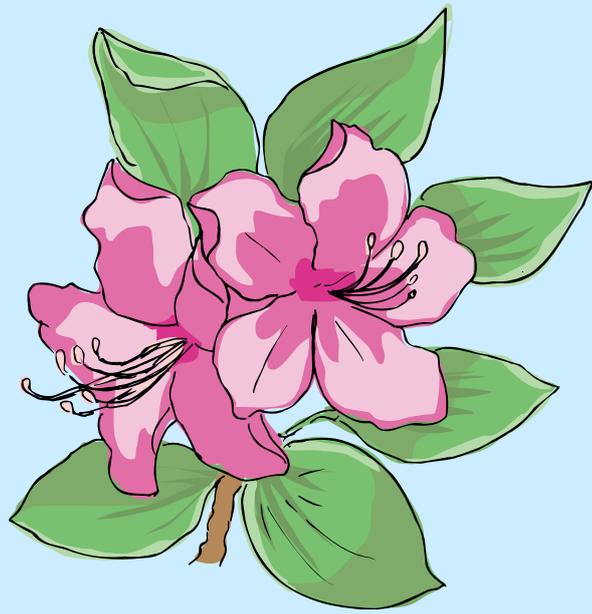
図 4-2 計画の推進体制図

(3) 進行管理のスケジュール

本計画の進行管理は、計画策定後の平成 29 年度（2017 年度）から毎年行うものとする。進行管理の手順については、計画に定める取り組みの実績を調査・集計し、庁内委員会における評価を踏まえ、適宜、見直しや改善を図る。

表 4-1 進行管理のスケジュール

区分	1～3 年目	4 年目	5 年目	6～9 年目	10 年目	第 2 期計画
	平成 26 年度 (2014 年度) ～ 平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 36 年度以 降(2024 年度 以降)
計画の推進	 計画の 策定	 推進	 推進	 推進	 推進	 第 2 期計画 の 推進
進捗状況の把握						
庁内委員会による評価			 評価	 評価	 評価	
計画の見直し			 部分見直し			 全体見直し



守口市